

地域における受入環境整備促進事業補助金交付要領

平成28年4月11日 国総支第3号
国鉄都第6号－2
国鉄事第10号
国自旅第6号
国海内第3号
観産第2号
観参第7号

平成28年6月10日 国総支第24号
国総物第17号
国鉄総第49号
国鉄都第37号
国鉄事第71号
国自旅第48号
国海内第28号
国港産第27号
国空ネ企第33号
国空事第1088号
観参第50号

平成28年11月28日 国総支第44号
国総物第65号
国鉄総第185号
国鉄都第74号
国鉄事第199号
国自旅第209号
国海内第108号
国港総第303号
国空ネ企第123号
国空事第4464号
観参第187号

平成29年3月15日 国総支第62号
国総物第102号
国鉄総第297号
国鉄都第133号
国鉄事第320号
国自旅第377号
国海内第172号
国港総第492号
国空ネ企第170号
国空事第7253号
国空環第79号
観参第267号

平成30年3月28日 国総支第64号
国総物第145号
国鉄総第327号
国鉄都第179号

	国鉄事第258号
	国自旅第296号
	国海内第189号
	国港総第599号
	国空事第1074号
	国空業第167号
	観観産第831号
	観参第296号
平成30年10月4日	国鉄総第202号
	国自旅第160号
	国海内第67号
	国港総第345号
	国空事第828号
	国官参空第24号
	観参第271号
平成31年2月19日	国総支第44号
	国鉄総第345号
	国自旅第231号
	国海内第208号
	国空事第1483号
	国官参空第64号
	観観産第642号
	観参第604号
平成31年4月26日	国総支第16号
	国総物第15号
	国鉄総第47号
	国鉄都第42号
	国鉄事第45号
	国自旅第33号
	国海内第24号
	国港総第63号
	国空事第141号
	国官参空第13号
	観観産第23号
	観参第107号
令和元年6月25日	観参第287号
令和2年2月13日	観観産第747号
	観参第1013号
令和2年3月30日	国総地第72号
	国総物第695号
	国鉄総第475号
	国鉄都第231号
	国鉄事第436号
	国自旅第318号
	国海内第123号
	国港総第692号
	国官参空第103号

	観観産第929号
	観参第1211号
令和2年4月7日	国総地第4号
	国鉄総第3号
	国鉄都第17号
	国鉄事第5号
	国自旅第2号
	国海内第3号
	国海外第2号
	国港総第6号
	国官参空第2号
	観観産第3号
	観参第5号
令和2年7月3日	国総地第39号
	国総毛第20号
	国鉄都第55号
	国鉄事第105号
	国自旅第85号
	国海内第31号
	国海外第72号
	国官参空第47号
	観観産第232号
	観参第355号
令和2年11月5日	国総地第79号
	国総毛第76号
	国鉄総第273号
	国鉄都第122号
	国鉄事第314号
	国自旅第266号
	国海内第175号
	国海外第181号
	国港総第404号
	国空総第669号
	観観産第1325号
	観参第782号
令和3年3月2日	国総地第101号
	国鉄総第399号
	国鉄都第188号
	国鉄事第671号
	国自旅第428号
	国海内第211号
	国海外第285号
	国港総第624号
	国空総第1055号
	観観産第1866号
	観参第1128号
令和3年3月30日	国総地第117号

	国鉄総第 4 7 3 号
	国鉄都第 2 7 4 号
	国鉄事第 8 3 6 号
	国自旅第 4 9 3 号
	国海内第 2 3 0 号
	国海外第 3 1 6 号
	国港総第 7 7 0 号
	国空総第 1 1 7 1 号
	観観産第 2 0 4 6 号
	観参第 1 2 7 1 号
令和 4 年 2 月 8 日	国総地第 5 9 号
	国総毛第 7 7 号
	国総物第 8 3 号
	国鉄総第 3 5 9 号
	国鉄都第 1 4 2 号
	国鉄事第 6 1 3 号
	国鉄施第 3 1 7 号
	国自旅第 4 5 0 号
	国海内第 2 5 4 号
	国海外第 3 6 8 号
	国港総第 5 8 8 号
	国空総第 1 0 6 5 号
	観観産第 3 2 0 号
	観参第 6 2 4 号
令和 4 年 3 月 2 2 日	国総地第 8 1 号
	国鉄総第 4 3 3 号
	国鉄都第 2 0 1 号
	国鉄事第 6 9 4 号
	国自旅第 5 2 1 号
	国海内第 3 0 3 号
	国海外第 4 1 1 号
	国港総第 6 7 9 号
	国空総第 1 2 5 9 号
	観観産第 4 4 4 号
	観参第 7 5 3 号
令和 5 年 2 月 8 日	国総地第 8 4 号
	国総毛第 1 0 0 号
	国鉄総第 3 9 5 号
	国鉄都第 1 3 6 号
	国鉄事第 6 3 0 号
	国鉄施第 2 5 3 号
	国自旅第 4 2 1 号
	国海内第 1 2 0 号
	国海外第 3 6 5 号
	国港総第 6 0 3 号
	国空総第 1 0 6 9 号
	観観産第 4 8 2 号

	観参第632号
令和5年3月28日	国総地第102号
	国鉄総第477号
	国鉄都第210号
	国鉄事第811号
	国自旅第521号
	国海内第238号
	国海外第438号
	国港総第724号
	国空総第1287号
	観観産第558号
	観参第733号
令和6年1月11日	国総地第107号
	国鉄事第555号
	国自旅第230号
	観参第1201号
令和6年1月15日	国空総第899号
	観観産第2255号
	観参第1430号
令和6年3月29日	国総地第154号
	国鉄総第411号
	国鉄都第215号
	国鉄事第978号
	国自旅第420号
	国海内第206号
	国海外第705号
	国港総第807号
	国空総第1190号
	観観産第2856号
	観参第1739号
令和7年1月28日	国空総第880号
	観観産第509号
	観参第591号
	観参第587号

この交付要領は、地域における受入環境整備促進事業補助金交付要綱（令和7年1月28日 国空総第879号、観観産第508号、観参第590号、観参第586号。以下「交付要綱」という。）のほか、地域における受入環境整備促進事業補助金の交付等地域における受入環境整備促進事業の実施に当たって必要な事項を定める。

Ⅰ. 宿泊施設インバウンド対応支援事業

実施に当たって、別途公募要領を定めることとする。

II. 交通サービスインバウンド対応支援事業

1. 共通事項

①事業実施について

地域における受入環境整備促進事業補助金のうち、交通サービスインバウンド対応支援事業関係については、補助対象事業者は、事業毎に実施される要望調査時に、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局（以下「地方運輸局等」という。）に要望を提出する。

補助対象事業者は、要望を提出するに当たり、要望する事業内容と周辺観光地における訪日外国人旅行者の受入に関する施策との関連性を明記する。

提出された要望を基に、地方運輸局等との調整を経て、観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議に設置される交通対策ワーキンググループに、要望を含む地方運輸局等が作成する事業実施計画案を諮ることとする。

同ワーキンググループにおいて事業実施計画案が了承された後、補助対象事業者に対して、地方運輸局等を通じて補助金額等が内示される。補助対象事業者は、内示後に、交付申請書を地方運輸局等に提出する。

なお、事業完了後に完了実績報告をする場合、多言語表記を実施することが望ましいとされている事項については、必要に応じて、実施している又は実施したことを証明する工事請負契約書、写真等の書類を添付する。

②全ての種目に共通する事項

（観光施策との調和について）

本事業は、訪日外国人の入国から目的地までの移動にかかる受入環境整備を支援することを目的としている。また、地域ブロックにおける観光施策との整合を図る必要があり、具体的には、

- 1) 訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進するため、調査・戦略策定からそれに基づく滞在コンテンツの充実、広域周遊観光促進のための環境整備、情報発信・プロモーションといった、地域の関係者が広域的に連携して観光客の来訪・滞在促進を図る取組に対して総合的な支援を行う「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」
- 2) 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号。以下「観光圏整備法」という。）に基づき、自然・歴史・文化等において密接な関係のある観光地を一体とした区域であって、区域内の関係者が連携し、地域の幅広い観光資源を活用して、観光客が滞在・周遊できる国際競争力の高い魅力ある観光地域づくりを促進する「観光圏」等の施策との調和を図る必要がある。

（多言語表記について）

「多言語表記」については英語併記を基本とする。なお、施設特性や地域特性の観点から中国語（簡体字/繁体字）又は韓国語その他の必要とされる言語については視認性や美観等に問題がない限り、表記を行うことが望ましい。なお、多言語対応については、可能な限り、地域や各種施設の間で統一性・連続性を確保することが望ましい。また、駅名や路線名等のナンバリングも外国語表記を行う上で有効な補助手段である。表記方法の基本方針については「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」（平成26年3月）を参考とする。

また、禁止・注意を促したり、案内・誘導等を示す上で、見た目のわかりやすさが特に重視され、「ピクトグラム」で十分必要な情報を伝えることができる場合は、「ピクトグラム」の使用も有効であり、外国語の併記を必ずしも必要としない。なお、「ピクトグラム」についてはJIS Z 8210に示された図記号の他、「一般案内用図記号検討委員会」が策定した「標準案内用図記号」を参考とする。自治体や事業者の中には、上記「ピクトグラム」をベースにして、オリジナルの配色やデザインの変更を施して使用している場合があるが、不統一や非連続性が原因で訪日外国人旅行者に混乱をもたらすことがないように、十分に配慮する必要がある。

なお、旅客施設及び車両等の表記の整備方法は、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整

備ガイドライン」(令和4年3月)(以下、「バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編」という。)、
「公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」(令和4年3月)(以下、「バリア
フリー整備ガイドライン 車両等編」という。)を参考とする。

(無料公衆無線LAN環境の整備)

本事業による補助金を活用し、無料公衆無線LAN環境の整備を図る際は、共通シンボルマーク
Japan.Free Wi-Fi(以下「シンボルマーク」という。)の申請も併せて行い、シンボルマークの掲出を行
うことにする。

加えて、不正利用防止の観点から、一定程度の本人性が認証できる認証方式が必要である。利用者の
利便性及び不正利用防止の観点から、総務省が求める認証方式に準じて、1)による認証方式、2)及
び3)の認証方式併用(※1)を導入することとする。(※2)

1) SMS(ショートメッセージ)・電話番号を利用した認証方式

2) SNSアカウントを利用した認証方式

3) 利用していることの確認を含めたメール認証方式(※3)

(※1) 利用者が2)又は3)の認証方式を選択し、どちらか一方の認証で利用可能となる認証方式
(※2) 上記認証方式を適用しなくてもよいケース

・災害時における無料公衆無線LANの開放時

・屋内外問わず、利用者の容姿又は氏名の確認を取ることが可能な場所での使用時

なお、いずれかの方式で実施することが困難と認められる場合には、対面配布方式や2)又
は3)の認証方式の単独実施でも認める場合がある。

(※3) メール認証方式について、主に国内携帯キャリア契約者以外(訪日外国人旅行者等)はメー
ル受信ができないため、訪日外国人旅行者受入環境整備の目的でWi-Fiを設置する場合は、手
続きにかかる最初の数分間はネット接続を可能とする、又はメール受信のみネット接続を可能
とするなどの対応が必要となる。

(トイレ施設内や入口ドア等における表示について)

トイレ施設内や入口ドア等において、「温水洗浄便座」、「洋式トイレ」及び「和式トイレ」のシン
ボルマークとしてJIS Z 8210に示された案内用図記号を表示することが望ましい。

(事業評価について)

補助金の交付を受けて車両・船舶(観光列車、バス・タクシー車両及び船舶に限る。)の導入・改
造等を行い、当該車両を公共交通事業者に貸与する者(観光列車を他の鉄軌道事業者に貸与する鉄軌道
事業者を含む。)は、交付要綱第46条から第48条に規定する事業評価の実施について、公共交通事
業者等と共同して行うことができる。

2. 交通サービス利便向上促進事業(Ⅱ. 3. に定める事項を除く。)について

①全ての種目に共通する事項

(交通系ICカード)

サービス提供区域・路線・車両の拡大や相互利用範囲の拡大等の機能の明確な向上に要する経費につ
いては補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代
替更新のみに要する経費は補助対象としない。

(軽微な変更に係る取扱い)

交付要綱第32条第1項第1号ただし書きに規定する大臣が定める軽微な変更の範囲は次のとおり
とする。

・様式第2-1別紙に記載の「補助対象事業の目的・内容」又は「費用総額」の内容の変更

(無料公衆無線LAN環境の整備)

本事業の対象となる無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」(無料公衆無線LAN機器の購入に係る費用)及び「機器設置工事費」(無料公衆無線LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費(セキュリティ対策含む。))を対象とする。このうち航空機へ設置する経費については補助対象外とする。

ただし、通信費等の当該無料公衆無線LAN環境の維持に関する経費は補助対象としない。

当該機器については、訪日外国人旅行者の移動に係る利便性の向上の促進等に資する施設等に付することとする。

(案内標識、可変式情報表示装置、ホームページ(パソコン又は携帯電話、スマートフォン等から利用できるものとし、経路検索又は予約システムを提供するものに限る。)等の多言語又はピクトグラムによる表記、案内放送の多言語化(スマートフォンアプリの活用等によるものも含む。)、多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器及び多言語拡声装置の導入)

1) 案内標識とは、誘導サイン類(施設内の方向を指示するのに必要なサイン)、位置サイン類(施設等の位置を告知するのに必要なサイン)、案内サイン類(乗降条件や位置関係等を案内するのに必要なサインで路線図、時刻表、構内図、所要時間案内標、運賃表、のりば案内標を含む。)、規制サイン類(利用者の行動を規制するのに必要なサイン)を多言語表記するものをいい、補助対象事業者の公共サービスを提供する施設管理区分を対象とする。

2) 可変式情報表示装置とは、LED、液晶などを用いた電子式やフラップなどを用いた機械式の表示方式を用いて、視覚情報を可変的に表示するデジタルサイネージをはじめとした装置のことをいい、補助対象事業者の公共サービスを提供する施設管理区分を対象とする。

ただし、広告宣伝を主に行うものは除くこととする。

3) ホームページ(パソコン又は携帯電話、スマートフォン等から利用できるものとし、経路検索又は予約システムを提供するものに限る。)とは、補助対象事業者が管理運営する経路検索又は予約システムを備えたウェブサイト(新規開設及び多言語化に伴い新たに経路検索又は予約システムを備える場合を含む。)の多言語化を行うものを指し、時刻表、運行情報、沿線情報等が掲載されたものとする。

経路検索とは、乗換案内情報等を提供するシステムの整備に要する経費(乗換案内情報等のコンテンツプロバイダーへの情報提供を目的とした時刻情報等の電子化に伴う初期費用を含む。)を対象とする。また、予約システムとは、オンライン上で座席が予約でき、かつクレジットカード等により決済できることが望ましいが、オンライン上のメールフォーム等により多言語により座席の予約をできるものも含む。

ただし、広告宣伝を主に行うものは除くこととする。

4) 案内放送の多言語化とは、多言語による自動放送を行うことが出来る案内放送装置のことをいう。また、旅客施設や車内等における案内放送を訪日外国人旅行者のスマートフォン等に多言語表示させるためのシステム導入に要する経費についても補助対象とする。

なお、翻訳や録音等の諸費用を含む。

5) 多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器及び多言語拡声装置とは、旅客施設又は車内・船内において、補助対象事業者のスタッフが多言語により運行情報等を提供することや訪日外国人旅行者とコミュニケーションをとることを目的として使用する機器である。

なお、通信費等の当該多言語案内・翻訳用タブレット端末及び多言語案内・翻訳システム機器の維持に関する経費は補助対象としない。

また、多言語案内・翻訳用タブレット端末においては、多言語案内・翻訳アプリをインストールすることを条件とし、タブレット端末の導入後には利用状況を把握する。この他、路線図、時刻表等、訪日外国人旅行者の移動円滑化に資する多言語情報をインストールすることとする。

6) その他想定としては、自動券売機画面や切符の券面の多言語化に伴う自動券売機のシステム改修費用、スマートフォンを活用した船内での多言語観光案内に要する費用(アプリケーション導入に伴う

費用)等とする。

- 7) 事故・災害時等においても、案内標識、可変式情報表示装置、ホームページ、案内放送、多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器、多言語拡声装置等により、運行情報等の訪日外国人旅行者の移動円滑化に資する情報を多言語で提供することとする。

(非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備)

補助対象経費については、以下のとおりとする。なお、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

- 1) 非常用電源装置

旅客施設や車内・船内において、多言語で情報提供等を行うために必要な非常用電源装置(蓄電池システム、発電機等)の整備に要する経費。

- 2) 情報端末への電源供給機器

事故・災害時等において、訪日外国人旅行者が所有する携帯電話等の情報端末を充電するための機器の整備に要する費用。

- 3) その他

非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備に附随するもの。

本補助事業の対象となる情報端末への電源供給機器については、訪日外国人旅行者に対して、インターネットの利用、旅客施設や車内・船内において公衆に見やすいように掲示する方法その他これらに類する方法により、多言語で分かりやすくその所在を示すもの(補助事業完了までに当該措置を実施する計画を定めている場合を含む。)とする。

(クレジットカード等の利用又はQRコード決済を可能とするシステムの導入)

- 1) クレジットカード等の利用又はQRコード決済を可能とするシステムについては、その導入・改造に要する経費(システム開発費及び設備整備費等)を補助対象とする。

- 2) サービス提供区域・路線・車両の拡大や相互利用範囲の拡大等の機能の明確な向上に要する経費については補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕及び代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

(企画乗車船券のICカード化)

- 1) ICカード企画乗車船券の補助対象事業者が、複数の公共交通事業者である場合には、当該公共交通事業者の中から、取りまとめ事業者を定め、大臣は当該取りまとめ事業者に対して補助するものとする。

- 2) 補助対象事業者が、公共交通事業者から構成される団体等である場合には、当該団体等の構成員たる公共交通事業者の中から、取りまとめ事業者を定め、大臣は当該取りまとめ事業者又は当該団体等に対して補助をするものとする。

なお、ICカード企画乗車船券の利用エリアには、補助対象外の事業者の路線を含んでも構わない(ただし、補助対象外の事業者への補助はできない。)

- 3) 取りまとめ事業者は、交付要綱に定められた手続を代表して行う。

- 4) ICカード企画乗車船券の補助対象経費は、システム開発・改修費用、設備整備費用、ICカードの製作費用、販促物作成費用、多言語のウェブサイト制作費用、翻訳費用、プロモーション費用及び協議会運営費用等とする。

なお、ICカード企画乗車船券の導入による事業者の減収分の補填等は補助対象経費外とする。

- 5) 販売後には、販売枚数の記録、アンケートその他の方法により、ICカード企画乗車船券に係る訪日外国人旅行者向けの販売状況及び利用状況等を把握するものとする。

(トイレの洋式化及び機能向上)

車内・船内及び旅客施設における和式トイレの洋式化に必要な経費を補助対象とし、補助対象設備は

以下のとおりとする。

1) 補助対象経費

次に掲げるア又はア及びイを実施する場合、整備に係る設計、機器購入、工事（撤去・内装・衛生設備・取付・建具、電気設備等及び工事管理等）に要する経費を補助対象とする。

ア 基本整備項目

- ・和式便器の洋式化
- ・洋式便器の増設
- ・洋式便器の旧式から新式への交換（温水洗浄便座を設置するものに限る。）
- ・洋式便器の新設（建替、増築、新築時）

なお、補助対象となる大便器が設置されるブース内の機器（大便器、普通便座、紙巻き器及び洗浄関連設備等）の購入及び設置に要する経費は基本整備項目に係る経費に含めることとする。

イ 追加整備項目

追加整備項目については、基本整備項目を実施した場合に限り、機能向上が認められる以下の整備を補助対象とする。なお、追加整備項目にかかる設計・工事（外装工事を除く。）に要する経費は基本整備項目に含めることとする。

- ・温水洗浄便座、暖房便座
- ・ハンドドライヤー
- ・洗面器（自動水栓化等）
- ・化粧鏡
- ・小便器（自動水栓化等）
- ・LED 照明
- ・室内空調（換気、冷暖房）設備
- ・外装工事（屋根部分は除く。）
- ・窓
- ・入口ドア
- ・案内標識（多言語又はピクトサイン等により、トイレであることを示す標識やトイレの場所まで誘導することを目的に設置する看板等）
- ・案内表示（トイレ施設内のピクトサインや使用方法を説明する多言語表示の設置等）
- ・掃除流し
- ・その他

2) 補助対象外経費

以下の整備は補助対象としない。

- ・土地の取得
- ・和式便器の整備
- ・案内標識以外の公衆トイレの周囲の整備（舗装、アプローチのバリアフリー化トイレ施設外の電気・配管及び浄化槽の設置等）
- ・躯体の新設工事（床・天井・壁・屋根等の建築構造に係る工事）
- ・多機能トイレの設置

（企画乗車船券の造成等）

補助対象事業者が、複数の公共交通事業者である場合には、当該公共交通事業者の中から、取りまとめ事業者を定め、大臣は当該取りまとめ事業者に対して補助するものとする。

補助対象事業者が、公共交通事業者から構成される団体等である場合には、当該団体等の構成員たる公共交通事業者の中から、取りまとめ事業者を定め、大臣は当該取りまとめ事業者又は当該団体等に対して補助をするものとする。

取りまとめ事業者は、交付要綱に定められた手続を代表して行う。

補助対象経費は、企画乗車船券発行等に要する、券片の製作費用、システム開発・改修費用（補助対象事業者が単独の公共交通事業者である場合を除く。）、販促物作成費用、ウェブサイト製作費用、翻訳費用、プロモーション費用、協議会運営費用等とする。

なお、当該企画乗車船券導入による事業者の減収分の補填等は補助対象経費外とする。

企画乗車船券の造成等に当たっては、あらかじめ、交付要綱第27条の観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議、広域観光周遊ルート形成促進事業の実施体制、日本版DMO候補法人としての登録を受けた法人をはじめとする協議会等において、当該地域の既存の企画乗車船券に係る商品内容等と、訪日外国人旅行者の周遊状況との整合について確認するとともに、新たな企画乗車船券の造成等の必要性の有無について十分な議論を行うことが望ましい。

企画乗車船券の販売に際し、補助対象事業者は、国を通じて日本政府観光局に対し、多言語による当該企画乗車船券に関する情報を通知し、同局はホームページにおいて、当該情報を掲載する。あわせて、他の媒体による訪日外国人旅行者への効果的なプロモーションを実施するものとする。

企画乗車船券の販売後には、販売枚数の記録、アンケートその他の方法により、当該企画乗車船券に係る訪日外国人旅行者向けの販売状況、利用状況等を把握するものとする。

なお、交付決定に際しては、当該企画乗車船券の対象事業者が多岐にわたるもの等造成等により大きな労力を要すると見込まれるもの、商品内容や販売促進に関する創意工夫が大きいもの等が優先的に採択される。

②種目ごとの事項

（鉄道）

1）補助対象事業者等

大手民鉄とは、東武鉄道株式会社、西武鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、京王電鉄株式会社、小田急電鉄株式会社、東急電鉄株式会社、京浜急行電鉄株式会社、東京地下鉄株式会社、相模鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社及び西日本鉄道株式会社とする。

大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者とは、新京成電鉄株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、泉北高速鉄道株式会社、神戸高速鉄道株式会社及び山陽電気鉄道株式会社とする。

大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者における東京駅及び大阪駅から半径50キロメートル、名古屋駅から半径40キロメートルの範囲を除く地域の路線とは、別添1のとおりとする。

また、地方交通線とは、当該営業線区間における前々年度の旅客輸送密度が8,000人／日未満の路線とする。

2）鉄道車両への補助

鉄道車両におけるトイレの洋式化及び機能向上については、補助対象路線を運行する車両を補助対象とする。

3）ITシステム等の高度化関係

ア 交通サービス利便性向上のため、交通系ICカードの利用を可能とするシステムを導入する場合には、訪日外国人旅行者が移動を円滑に行うため、車両内においては次停車駅に関して多言語で情報提供を行い、駅においては駅名等を多言語化することが望ましい。ただし、車両内における多言語での情報提供は車両内放送設備によるものも含む。

イ 鉄道における「ロケーションシステム」とはGPS等を用いて列車の位置情報を収集し、駅の案内表示板や訪日外国人旅行者所有のスマートフォン（携帯電話やタブレット端末を含む）、パソコンに運行情報を提供するシステムのことをいい、その導入については多言語で情報提供するものに限る。

なお、位置情報を訪日外国人旅行者所有のスマートフォン等を使用して提供する場合には、訪日外国人旅行者が当該情報を容易に取得できるよう、ターミナル駅を中心に、無料公衆無線LAN環

境の整備を促進することとする。

また、ロケーションシステムを導入する場合は、車両内においては次停車駅に関して多言語で情報提供を行うことが望ましい。

4) 車両における荷物置き場の設置

鉄道車両内において、ラゲッジラックの設置等により大型荷物スペースを確保するために必要な車両の改良に要する経費を補助対象とする。

5) 観光列車の導入・改造

観光列車の導入・改造等に要する経費を補助対象とする（設計費、販促物作成費用、多言語のウェブサイト制作費用及び翻訳費用を含む。）。

地域の観光資源・観光関係者と連携して、景色や食事を楽しむなど、移動そのものが観光資源となるもので、利用者への対応が多言語で対応しており、訪日外国人旅行者向けの商品展開を図るものに限る。

寝台列車は補助対象外とする。

6) サイクルトレインの導入・改造

自転車解体せずに乗車することができ、利用者への対応が多言語で対応している鉄道車両の導入・改造等に要する経費、駅施設において自転車を持ち込むためのスロープの設置等に要する経費を補助対象とする（設計費、販促物作成費用、多言語のウェブサイト制作費用及び翻訳費用を含む。）。

(自動車)

1) 補助対象事業者

補助対象事業者のうち、一般乗合旅客自動車運送事業者等に準ずるものとして大臣が認定した者の認定手続きについて、当該認定を受けようとする事業者は、補助金の交付申請をもって認定申請を行ったものとし、大臣は、補助金の交付申請の審査と併せて認定の審査を行い、補助金の交付決定がなされたことをもって認定を行ったものとする。

2) 公共車両優先システム（PTPS）に係る車載器の整備関係

公共車両優先システム（PTPS）に係る車載器の整備については、空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限ることとしているが、その対象範囲は次のとおりとする。

ア 空港アクセス

公共車両優先システム（PTPS）を使用する路線の起終点であるバス停のいずれかを空港（空港法施行令（昭和31年政令第232号）第1条に規定する別表第1、別表第2及び別表第3に掲げられた空港及び同施行令附則第2条に掲げられた空港を指すものとする。）とする路線又は空港を経由する路線であって、専ら当該空港を利用する旅行者等のために直行、あるいはこれに準じた経路で、所定の航空ダイヤに接続するよう、バスダイヤを設定している路線とする。

なお、空港のバス停箇所は、空港内のバスターミナルのほか、空港外において当該空港を利用するために設置された場合も含むものとする。

イ 観光周遊

公共車両優先システム（PTPS）を使用する路線が、以下、aからcまでのいずれかの地域内を運行している場合で、かつ、地域内の観光地に設置されたバス停を複数経由する路線とする。

さらに、当該路線の起終点のバス停については、旅行者等が当該地域へ乗り入れるために利用する交通施設（鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル等）の所在地が当該地域外の場合も対象とする。

なお、本項における観光地とは、名所旧跡、景勝地など広く一般的に知られているものに加え、地域内で観光箇所として認められる場所や施設（飲食、小売店等）についても広く観光地として捉えるものとする。

a 「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」に取組む地域

b 観光圏整備実施計画（観光圏整備法第8条の規定に基づく計画をいう。以下同じ。）の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地域

- c その他、上記a及びbに準じて、訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域

3) 外国語接遇等の研修関係

スタッフのための外国語接遇等の研修（バス、タクシー及びレンタカーに限る。）については、訪日外国人が言葉の不安を感じることなく、バス、タクシー及びレンタカーを利用できるようにするために、ドライバーや窓口スタッフ（電話等で応対するスタッフを含む。）に対して、外国語接遇研修を実施するために要する経費を補助対象とする（多言語研修、接遇研修、災害対応訓練研修、講師謝金、会場借上料、テキスト作成費、研修参加費及び研修委託料を対象とする。ただし、人件費は除く。）。

4) ITシステム等の高度化関係

交通系ICカード（バスに係るものに限る。以下この項同じ。）の利用を可能とするシステム、バスロケーションシステム（訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。）の導入その他ITシステム等の高度化については、センターシステム、営業所システム、窓口システム、データ分析システム、交通系ICカード（全国相互利用可能なものであって、補助対象期間内に利用者に配付されたことが文書により確認可能なものに限る。）の購入等に要する費用を補助対象経費とする。

また、交通系ICカードの利用を可能とするシステムを導入する場合には、訪日外国人旅行者が移動を円滑に行うため、車内においては次停留所名に関する多言語による情報提供を行うことが望ましい。

バスロケーションシステムについては、ロケーションに係る情報を多言語化して情報提供するものに限るとともに、標準的なバス情報フォーマットを使用するシステムが望ましい。

なお、当該情報がインターネットのみで提供される場合にあっては、外国人旅行者が当該情報を容易に得ることができるように、ロケーション情報が提供される路線のうち、少なくともターミナルや主要バス停において、無料公衆無線LAN環境の整備を促進すること。

また、バスロケーションシステムを導入する場合は、車両内においては次停留所に関して多言語で情報提供を行うことが望ましい。

なお、サービス提供区域・路線・車両の拡大や相互利用範囲の拡大等の機能の明確な向上に要する経費についても補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない単なる修理・代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

5) レンタカーのETCカード対応関係

レンタカーのETCカード対応を可能とするシステムについては、訪日外国人旅行者に対しETCカード貸し出しサービスを提供している事業者が、ETC利用料金を精算するために使用するカードリーダー、プリンターの導入等に要する経費を補助対象とする（ETC車載器を除く。）。

6) レンタカーの外国人ドライバー支援

観光地を周遊するに当たり、訪日外国人旅行者が自らレンタカーを運転する際の負担を軽減するための以下の取組を補助対象とする。

- ア 日本の交通ルール（地図及び地域の観光情報を含む。）を説明した多言語パンフレット作成費用
- イ 訪日外国人が運転していることを示す専用ステッカー作成費用
- ウ 日本の交通ルール、災害・交通事故時の対応方法及び地域の観光情報を含む訪日外国人旅行者にとって役に立つ情報を多言語で提供できるドライブ支援アプリ開発費用

7) ジャンボタクシーの導入関係

ア 6人乗り（運転手を除く。）以上のワゴンタイプのタクシー車両の導入・改造に係る経費を対象とする。

イ ジャンボタクシーの導入・改造については、空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限ることとしているが、その対象範囲は次のとおりとする。

a 空港アクセス

空港（2.②（自動車）2）アに規定する空港と同じ。）内のタクシー乗り場を発着地として運行するジャンボタクシー

b 観光周遊

以下、i から iii までのいずれかの地域内において、観光地（2. ②（自動車）2）イに規定する観光地と同じ。）を周遊するジャンボタクシー

なお、タクシー乗り場については、旅行者等が当該地域へ乗り入れるために利用する交通施設（鉄道駅、バスターミナル及び旅客船ターミナル等）の所在地が当該地域外にある場合も対象とする。

i 「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」に取り組む地域

ii 観光圏整備実施計画の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地域

iii その他、上記 a 及び b に準じて、訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域

ウ インバウンド対応の多様化について

ジャンボタクシーを導入・改造する際は、主として訪日外国人旅行者に利用されることを目的として、当該車両にクレジットカード等のキャッシュレス決済機器を搭載する車両に限る。

なお、当該車両に多言語案内・翻訳用タブレット端末等の外国人とコミュニケーションをとるための設備を備えるとともに、運転手が一定の接遇マナーを備えること、当該車両が待機する空港やターミナル駅等において専用乗り場を設置すること等、さらなるインバウンド対応も行うことが望ましい。

8) サイクルバスの導入関係

自転車解体せずに乗車することができ、利用者への対応が多言語で対応している車両の導入・改造等に要する経費及び旅客施設において自転車を移動させるためのスロープの設置等に要する経費を補助対象とする（設計費、販促物作成費用、多言語のウェブサイト製作費用及び翻訳費用を含む。）。

9) オープントップバス・水陸両用バス等の導入関係

オープントップバス・水陸両用バス等の導入・改造等に要する経費を補助対象とする（設計費、販促物作成費用、多言語のウェブサイト制作費用及び翻訳費用を含む。）。

なお、利用者への対応が多言語で対応している車両に限る。

（海事）

1) 交通サービス利便性向上のため、交通系 IC カードの利用を可能とするシステムを導入する場合には、訪日外国人旅行者が移動を円滑に行うため、船内においては次の入船港に関して多言語で情報提供を行い、旅客船ターミナルにおいてはターミナル名等を多言語化することが望ましい。ただし、船内における多言語での情報提供は船内放送設備によるものも含む。

また、船内座席の個室寝台化等については既存船に限り、大型手荷物スペースの設置を含み、風呂・トイレ施設の設置は除く。

加えて、船内座席の個室寝台化については中長距離の航路に就航するものに限ることとする。

2) サイクルシップの導入関係

自転車解体せずに乗船することができ、利用者への対応が多言語で対応している船舶の導入・改造等に要する経費、旅客施設において自転車を移動させるためのスロープの設置等に要する経費を補助対象とする（設計費、販促物作成費用、多言語のウェブサイト製作費用及び翻訳費用を含む。）。

3. 交通サービス利便向上促進事業（うち移動等円滑化、LRT・BRTシステムの整備及び超小型モビリティの導入に要する経費関係）について

①全ての種目に共通する事項

バリアフリー化設備等の整備においては「バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編」又は「バリアフリー整備ガイドライン 車両等編」を参考とする。

（軽微な変更に係る取扱い）

交付要綱第 3 2 条第 1 項第 1 号ただし書きに規定する大臣が定める軽微な変更の範囲は次のとお

りとする。

・様式第2－1別紙に記載の「補助対象事業の目的・内容」又は「費用総額」の内容の変更

②種目ごとの事項

(鉄道)

1) 鉄軌道駅関係

ア 鉄軌道駅における段差の解消（エレベーター、スロープ等）及び多機能トイレの設置等に要する経費のうち、附帯工事費、補償費及び事務費については、以下のものとする。

a 附帯工事費

バリアフリー化設備等の整備に伴う建物の改修等（通路、階段等の新設、移設及び改築等）に直接要した費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含むものとする。

b 補償費

物件の移転等に伴う補償に直接要した費用とする。

c 事務費

補助対象経費の区分に定める工事等に要する設計費及び工事監理費とする。

イ エレベーター、スロープ及び多機能トイレの設置等に当たっては「ピクトグラム」に加え、多言語表記を行うことが望ましい。

2) LRTシステムの整備関係

ア LRTシステムの整備に要する経費のうち、附帯工事費、補償費及び事務費については、以下のものとする。

a 附帯工事費

停留施設整備、制振軌道整備、変電所整備、車庫整備、相互直通運転化施設整備等に伴う旅客施設の改修等（通路、階段等の新設、移設及び改築等）に直接要した費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含むものとする。

b 補償費

物件の移転等に伴う補償に直接要した費用とする。

イ 訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域とは、以下に規定するaからcまでのいずれかの地域とする。

a 「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」に取組む地域

b 観光圏整備実施計画の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地域

c その他、上記a及びbに準じて、訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域

ウ 交付要綱別表2（注）5．に掲げる特例措置の適用に当たっては、当該LRTシステムの整備の実施が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）第27条の16第1項に規定する地域公共交通利便増進実施計画（同法第27条の3の規定により大臣の認定を受けたものに限る。）に明確に位置づけられる（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（平成19年国土交通省令第80号。以下「活性化法施行規則」という。）第36条の13第1号に掲げる「関連して実施される事業」として定められる場合を含む。）ことが必要であるとともに、当該LRTシステムの整備が実施される鉄軌道の沿線市区町村において、活性化法施行規則第9条の3各号に掲げるいずれかの事業（以下②において「計画事業」という。）が実施される場合であって、当該計画事業が当該鉄軌道と関連すると認められるときに限るものとする。

なお、当該鉄軌道が複数の市区町村に跨がる場合は、それぞれの市区町村において上記要件を充足することが必要である。

(自動車)

1) 交付要綱別表2に定めるバス・タクシー車両の移動等円滑化に係る事業については、以下のとおり

とし、あわせて多言語化、無料公衆無線LAN環境の整備又はキャッシュレス対応のいずれかを行うこととする。

ア バス車両に係る車載機器類の取扱い

バス車両に係る車載機器類については、以下の車載機器類に限るものとする。

- a ノンステップバス標準仕様装備（リフト付バスについても、これに準ずるものとする。）
- b ニーリング、アイドリングストップ、オートマチック装置
- c ABS装置
- d 車椅子固定装置、床の滑止め加工
- e 上記aからdまでに掲げるものの他、バリアフリー化に資する車載機器類であって、大臣が認めるもの

イ 一般乗合旅客自動車運送事業者のバス車両の導入・改造に係る空港アクセス又は観光周遊の対象範囲について

ノンステップバス、リフト付バスの導入・改造については、空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限ることとしているが、その対象範囲は交通サービス利便向上促進事業における公共車両優先システム（PTPS）に係る車載器の整備の場合と同様とする。

ウ ノンステップバス又はリフト付バス車両は、車内において次停留所名に関する多言語による情報提供を行うことが望ましい。

エ ユニバーサルデザインタクシー車両に係る車載機器類の取扱い

ユニバーサルデザインタクシー車両に係る車載機器類については、以下の車載機器類に限るものとする

- a 車いす等固定装置
- b 車いす用シートベルト
- c 手すり
- d 点滴等フック固定装置
- e 車いす用ヘッドレスト
- f 上記aからeまでに掲げるものの他、バリアフリー化に資する車載機器類であって、大臣が認めるもの

オ ユニバーサルデザインタクシーの導入・改造に係る空港アクセス又は観光周遊に使用するものの対象範囲について

ユニバーサルデザインタクシーの導入・改造については、空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限ることとしているが、その対象範囲は次のとおりとする。

a 空港アクセス

空港（２．②（自動車）２）アに規定する空港と同じ。）内のタクシー乗り場を発着地として運行するユニバーサルデザインタクシー

b 観光周遊

以下、iからiiiまでのいずれかの地域内において、観光地（２．②（自動車）２）イに規定する観光地と同じ。）を周遊するユニバーサルデザインタクシー

なお、タクシー乗り場については、旅行者等が当該地域へ乗り入れるために利用する交通施設（鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル等）の所在地が当該地域外にある場合も対象とする。

- i 「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」に取り組む地域
- ii 観光圏整備実施計画の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地域
- iii その他、上記i及びiiに準じて、訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域

カ インバウンド対応の多様化について

主として訪日外国人旅行者に利用されることを目的として、当該車両の運転手が一定の語学力やマナーを備えていること、当該車両が待機するターミナル駅において専用乗り場が設置されている

こと等さらなるインバウンド対応に向けた検討を行うことが望ましい。

2) バスターミナル、タクシー乗り場関係

ア バスターミナル、タクシー乗り場における段差の解消（エレベーター、スロープ等）及び多機能トイレの設置等に要する経費のうち、附帯工事費、補償費及び事務費については、以下のものとする。

a 附帯工事費

バリアフリー化設備等の整備に伴う建物の改修等（通路、階段等の新設、移設及び改築等）に直接要した費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含むものとする。

b 補償費

物件の移転等に伴う補償に直接要した費用とする。

c 事務費

補助対象経費の区分に定める工事等に要する設計費及び工事監理費とする。

イ バスターミナル、タクシー乗り場における段差の解消（エレベーター、スロープ等）及び多機能トイレの設置等に当たっては「ピクトグラム」に加え、多言語表記を行うことが望ましい。

3) BRTシステムの整備関係

ア 訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域とは、2. ②（自動車）2) イに規定するaからcまでのいずれかの地域とする。

イ 補助対象経費は、連節ノンステップバスの導入及びこれと一体的に整備する停留所施設（停留所標識、上屋、風除け、ベンチ、情報提供システム等）、公共車両優先システム（PTPS）車載器及びバス車内の乗継情報提供システムの整備等（以下、ウにおいて「BRTシステム整備」という。）に要する費用とする。

ウ 交付要綱別表2（注）5. に掲げる特例措置の適用に当たっては、当該BRTシステム整備の実施が再編計画に明確に位置づけられる（関連事業として定められる場合を含む。）ことが必要であるとともに、当該BRTシステム整備が実施される運行系統の沿線市区町村において、計画事業が実施される場合であって、当該計画事業が当該系統と関連すると認められるときに限るものとする。

なお、当該運行系統が複数の市区町村に跨がる場合は、それぞれの市区町村において上記要件を充足することが必要である。

4) 交付要綱別表2に定める超小型モビリティの導入に係る事業については、以下のとおりとする。

ア 補助対象超小型モビリティ

補助対象となる超小型モビリティは、国土交通省において認定を受けた車両に限るものとする。車載機器類については、申請内容に基づき、その仕様を審査し、補助対象としての適否を判断するものとする。

イ 超小型モビリティ導入補助対象者要件

- a 高速道路等を除く場所であり、地方公共団体により、交通の安全と円滑化を図るための運行実施体制が確保されている場所を用意できること。
- b 補助対象事業の成果を得るため、適切な事業管理能力を有すること。
- c 民間事業者、協議会においては地域を管轄する地方公共団体と連携すること。

ウ 超小型モビリティに係る観光周遊に使用するものの対象範囲について

超小型モビリティの導入については観光周遊に使用するものに限るとしているがその範囲は以下のとおりとする。

- a 「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」に取り組む地域
- b 観光圏整備実施計画の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地域
- c その他、上記a及びbに準じて、訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域

（海事）

- 1) 旅客船における段差の解消及び多機能トイレの設置等に当たっては、多言語環境が整備されている旅客船又は段差の解消及び多機能トイレの設置等とあわせて多言語環境を整備する旅客船を補助対象とする。
- 2) 旅客船ターミナルにおける段差の解消（エレベーター、スロープ、ボーディングブリッジ等）及び多機能トイレの設置等並びに旅客船における段差の解消（タラップ、エレベーター、客席及び手すり等）及び多機能トイレの設置等に要する経費のうち、附帯工事費、補償費及び事務費については、以下のものとする。
 - ア 附帯工事費
バリアフリー化設備等の整備に伴う建物の改修等（通路、階段等の新設、移設及び改築等）に直接要した費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含むものとする。
 - イ 補償費
物件の移転等に伴う補償に直接要した費用とする。
 - ウ 事務費
補助対象経費の区分に定める工事等に要する設計費及び工事監理費とする。
- 3) 旅客船ターミナルにおける段差の解消（エレベーター、スロープ、ボーディングブリッジ等）及び多機能トイレの設置等に当たっては「ピクトグラム」に加え、多言語表記を行うことが望ましい。
- 4) 旅客船における段差の解消及び多機能トイレの設置等に当たっては、旅客船バリアフリーガイドライン（令和2年3月）における推奨基準に可能な限り適合させるものとする。

（航空）

- 1) 航空旅客ターミナル施設等における段差の解消（エレベーター、スロープ、航空旅客搭乗橋、スロープ式タラップ等）及び多機能トイレの設置等に要する経費のうち、附帯工事費、補償費及び事務費については、以下のものとする。
 - ア 附帯工事費
バリアフリー化設備等の整備に伴う建物の改修等（通路、階段等の新設、移設及び改築等）に直接要した費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含むものとする。
 - イ 補償費
物件の移転等に伴う補償に直接要した費用とする。
 - ウ 事務費
補助対象経費の区分に定める工事等に要する設計費及び工事監理費とする。
- 2) 航空旅客ターミナル施設等における段差の解消（エレベーター、スロープ、航空旅客搭乗橋、スロープ式タラップ等）及び多機能トイレの設置等に当たっては「ピクトグラム」に加え、多言語表記を行うことが望ましい。

4. インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業（第3編第2節第2款）について

案内表示装置（車内）、車内放送装置、行先・車両種別表示（車外）等については、新設だけでなく、サービス提供区域・路線・車両の拡大等、機能の明確な向上を伴う場合にも補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない単なる修理修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

また、車両内において次停車駅に関して多言語で情報提供を行うこととする。車両設備の整備には、安全性の向上に資する車両（冷暖房化を除く。）、走行装置、動力発生装置、ブレーキ装置等の整備を含む。

なお、車両設備の整備等の「等」とは、大規模修繕（車両検査を含み、単なる部品交換や点検等あるいは全般検査等と一体に行わない小規模なもの（車両削正等）を除く。）とする。

ただし、安全性の向上に資する車両（冷暖房化を除く。）、走行装置、動力発生装置、ブレーキ装置等の整備及び大規模修繕については、車内案内表示、車内案内放送又は車体の行先表示の多言語化を併せて実施する場合（既に実施されている場合を含む。）に限り補助対象とする。

(軽微な変更に係る取扱い)

交付要綱第53条第1項第1号ただし書きに規定する大臣が定める軽微な変更の範囲は次のとおりとする。

・様式第2-1別紙に記載の「補助対象事業の目的・内容」又は「費用総額」の内容の変更

5. 交通サービス調査事業について

①協議会について

交付要綱第55条第2項において協議会の構成員を定めているが、同項第4号に掲げる者については、例えば、道路管理者、利用者の代表、労働組合の代表などがこれに該当する。

運営方法や設置要綱の策定等のそれ以外の協議会に関する事項については地域の実情に応じて協議会が定めることができる。したがって隣接する自治体合同での開催や設置要綱の策定の省略についても、それが協議会の構成員その他の地域の合意であれば認められる。

また、協議会については、交通サービス調査事業のために新たに設置する必要はなく、活性化再生法第6条第1項に基づく協議会、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第15条の4第2号に基づく地域協議会等についても、必須となる構成員を新たに協議会の構成員として加えること等により、交付要綱に定める協議会とすることもできる。この場合において、設置要綱を改正する等の形式にこだわることなく、既存の協議会の場に、訪日外国人旅行者等が移動を円滑に行うための交通サービスの検討に必須となる関係者が実質的に参加していればよい。

さらに、都道府県単位で一つの協議会を設け、その下に市区町村単位、輸送機関単位、事業単位の分科会を設置する等によって協議会の集約化を図ることもよい。

②二次交通対策について

交通サービス調査事業においては、二次交通対策として、観光地に直接アクセスするもの(複数の交通機関を乗り継いで移動する場合を含む。)に係る取り組みを補助対象とする。したがって、空港～新幹線駅間、新幹線駅～地域の乗継拠点間等、専ら交通拠点間のみの交通サービスに係る調査に係る事業は補助対象としない。

また、施設等の整備を目的とした事業は補助対象としない。

③調査事業

1) 補助対象となる調査

協議会又は地方公共団体が実施する訪日外国人旅行者等の移動を円滑に行うための交通サービス(二次交通対策に係るものに限る。)に関する調査が補助対象となる。

2) 訪日外国人旅行者を含む利用者への周知事業の費用

当該地域を訪問した訪日外国人旅行者等に対して観光地まで円滑に移動を行うための公共交通に関する情報等の周知を行うことによる、訪日外国人旅行者等の行動変容可能性や効果を調査・検討するために実施するものが対象となる。誘客を目的とした周知事業や、継続的に実施する周知事業、当該周知事業を主目的とする調査事業は補助対象としない。

また、案内板製作費用・システム開発費用等、利用促進事業で補助対象とならない費用は調査事業においても対象とならない。

3) 実証調査の取扱い

本事業は、あくまで訪日外国人旅行者等が移動を円滑に行うための交通サービスの検討のために必要なデータ収集・分析、アンケート調査の実施、検討会の開催、専門家の招聘等調査のための事業を補助するものであり、実証運行を主目的とする調査事業は補助対象としない。

また、内容の変更・見直し等もなく本格運行への移行を前提とした実証運行については補助対象としない。

④利用促進事業

1) 利用促進に係る事業

交付要綱別表3に定める補助対象経費のうち、利用促進に係る事業については、以下のとおりとする。

ア 公共交通マップ、総合時刻表等の作成（訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。）に要する経費

公共交通マップ、総合時刻表、公共交通機関の「乗り方」のガイド、パンフレット等（他地域からの来訪者のみならず地域住民を対象としたものも含む。）の作成・配布に要する経費

イ 公共交通・乗継情報等の提供（訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。）に要する経費

WEBページ作成費（保守管理費を除く。）、ポスター等作成費、広報費、乗り換え案内情報等のコンテンツプロバイダーへの情報提供を目的とした時刻情報等の電子化に伴う初期費用

ウ 訪日外国人旅行者等向けの割引運賃設定、企画切符発行等に要する経費

割引運賃の設定、企画切符発行等のための経費（乗車券発行システム、収入管理システム等の改修に要する費用を除く。）、広報費、調査費等（割引運賃設定に伴う減収分の補填については、含まない。）

エ 地域におけるワークショップ等の開催に要する経費

会場借料、講師招聘費（謝金、旅費等）、資料作成費用等（協議会又は地方公共団体の主催により、訪日外国人旅行者等が移動を円滑に行うための利用促進のための検討、周知又は理解促進のために実施するもの限り、イベント開催費用を含まない。）

（注）上記アからエまでのいずれにおいても施設整備やシステム整備は補助対象としない。

また、観光スポットの紹介等を主たる内容とするパンフレット、WEBページの作成等、誘客を目的とした取り組みは補助対象とならない。

2) 利用促進の効果等の評価に係る事業

交付要綱別表3に定める補助対象経費のうち、利用促進の効果等の評価にかかる事業については、以下のとおりとする。

ア 効果検証のための発着地（OD）調査や満足度調査等のフォローアップ調査費

事業の効果検証のための調査に要する経費

（注）協議会の決定に基づき実施した事業又は地方公共団体が実施した事業（過年度に実施したものを含み、当該補助金の交付を受けて実施したものに限らない。）の効果検証のための調査に限る。OD調査や満足度調査であっても、これらに該当しない調査は補助対象としない。

イ 協議会開催等の事務費

会場借料、専門家招聘費（謝金、旅費等）、資料作成費用等（協議会又は地方公共団体の主催により、評価を実施するものに限る。）

（注）イに掲げる費用のみを対象とした事業については、補助金を交付しない。

⑤事業規模と補助額について

1の補助対象事業者において、1の会計年度当たりの補助対象経費が50万円に満たない場合は補助金を交付しない。

また、利用促進事業については、事業規模にかかわらず、補助額の上限は設定しないが、調査事業、利用促進事業いずれについても、予算の範囲内において、必要な調整を行うことはあり得る。

⑥補助対象事業の内容の軽微な変更に係る取扱いについて

交付要綱第59条第2項（第78条の規定により準用する場合を含む。）に定める軽微な変更の取扱いについては、以下のとおりとする。

1) 変更届出で足りる場合

事業内容の変更に際し、交付決定額の増加が生じない場合であって、交付決定通知書（変更の交付

決定を行っている場合は交付決定変更通知書）別紙に記載された「補助対象事業の名称及び内容」又は「補助対象事業の着手及び完了予定日」に変更を生ずる場合にあっては、大臣に補助対象事業の内容の変更を届け出ることをもって足りる。ただし、新たな補助対象事業の追加その他の特に重要と認められる事業内容の変更を行う場合にあってはこの限りでない。

（変更届出で足りる例）

- ・ 補助対象事業の内容のうち公共交通マップの作成を取りやめる場合

（注）公共交通マップの作成を取りやめて時刻表の作成を追加する場合及び補助対象事業全て取りやめる場合はこれに該当しない。

- ・ 補助対象事業の完了予定日を2月末から同年度の3月末に変更する場合

（注）年度末を越える変更はこれに該当しない。

（様式）

- ・ 当該届出に係る様式は、調査等様式に定めるところによる。

2）特段の手続きを要しない場合

事業内容の変更に際し、交付決定額の増加が生じない場合であって、交付決定通知書（変更の交付決定を行っている場合は交付決定変更通知書）別紙に記載された「補助対象事業の名称及び内容」及び「補助対象事業の着手及び完了予定日」に変更を生じない場合にあっては、特段の手続きを要しない。

（手続きを要しない例）

- ・ 公共交通マップや時刻表の印刷部数を減らす場合

III. インバウンド安全・安心対策推進事業

1. 共通事項

①事業実施について

地域における受入環境整備促進事業補助金のうち、インバウンド安全・安心対策推進事業関係について、補助対象事業者は、交付申請書に当該補助対象事業者が事前に策定した事業計画等を添付して、地方運輸局等に提出する。

②軽微な変更に係る取扱い

交付要綱第8 3条第1項第1号ただし書きに規定する大臣が定める軽微な変更の範囲は次のとおりとする。

- ・ 様式第4－1別紙に記載の「補助対象事業の目的・内容」又は「費用総額」の内容の変更

③立地要件

訪日外国人旅行者の受入れに関し一定の体制を整えている地域又は訪日外国人旅行者の誘致等、観光振興に意欲を有する地域。

なお、以下の事業について優先的に採択する。

- ・ 「非常時における外国人旅行者の安全・安心の確保に向けた指針」に基づき観光危機管理計画を策定した地域の事業
- ・ 「地域防災計画」等において訪日外国人旅行者の避難計画等を定めた地域の事業
- ・ 日本政府観光局により、上位のカテゴリーに認定されている又は認定の見込みがある観光案内所を補助対象とする事業

④補助対象外となる経費

次に掲げる経費は、補助対象としない。

- ・ 土地の取得に要する経費
- ・ 故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経

費

- ・継続して使用するために必要な消耗品、保険料、SIM カードや通信費等のランニングコストやレンタル・リース契約に関する経費
- ・人件費等の事業実施後の設備維持、運営に関する費用

⑤多言語での案内標識・案内表示について

多言語での案内標識・案内表示については英語併記を基本とする。なお、中国語（簡体字/繁体字）又は韓国語その他の必要とされる言語については視認性や美観等に問題がない限り、表記を行うこととする。また、翻訳に際しては校正（※）を実施すること。

また、禁止・注意を促したり、案内・誘導等を示す上で、見た目のわかりやすさが特に重視され、「ピクトグラム」で十分必要な情報を伝えることができる場合は、「ピクトグラム」の使用も有効であり、外国語の併記を必ずしも必要としない。なお、「ピクトグラム」については J I S Z 8 2 1 0 に示された図記号の他、「一般案内用図記号検討委員会」が策定した「標準案内用図記号」、「2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会小売プロジェクトチーム」が策定した「小売業の多言語ガイドライン」を参考とする。自治体や事業者の中には、上記「ピクトグラム」をベースにして、オリジナルの配色やデザインの変更を施して使用している場合があるが、不統一や非連続性が原因で訪日外国人旅行者に混乱をもたらすことがないよう、十分に配慮する必要がある。

※校正とは

翻訳される言語を第一言語とする者や通訳案内士等の第三者が誤訳やスペルミス、文法の誤り等を指摘・訂正することで、必ずしもネイティブでない外国人にも十分伝わる、わかりやすさを重視した平明な言語・文章とすること。

⑥無料公衆無線LAN環境の整備について

本事業による補助金を活用し、無料公衆無線LAN環境の整備を図る際は、共通シンボルマーク「Japan.Free Wi-Fi」の掲出に関しての登録申請も併せて行い、シンボルマークの掲出を行うこととする。

加えて、不正利用防止の観点から、一定程度の本人性が認証できる認証方式が必要である。

利用者の利便性及び不正利用防止の観点から、総務省が求める認証方式に準じて、1) による認証方式、2) 及び3) の認証方式併用（※1）を導入することとする。（※2）

1) SMS（ショートメッセージ）・電話番号を利用した認証方式

2) SNSアカウントを利用した認証方式

3) 利用していることの確認を含めたメール認証方式（※3）

（※1）利用者が2) 又は3) の認証方式を選択し、どちらか一方の認証で利用可能となる認証方式

（※2）上記認証方式を適用しなくてもよいケース

- ・災害時における無料公衆無線LANの開放時

- ・屋内外問わず、利用者の容姿又は氏名の確認を取ることが可能な場所での使用時

なお、いずれかの方式で実施することが困難と認められる場合には、対面配布方式や2) 又は3) の認証方式の単独実施でも認める場合がある。

（※3）メール認証方式について、主に国内携帯キャリア契約者以外（訪日外国人旅行者等）はメール受信ができないため、訪日外国人旅行者受入環境整備の目的で Wi-Fi を設置する場合は、手続きにかかる最初の数分間はネット接続を可能とする、又はメール受信のみネット接続を可能とする等の対応が必要となる。

2. 災害時の観光施設等における避難所機能の強化

①基本的な考え方

災害時に訪日外国人旅行者を受け入れる観光施設等における避難所機能の強化を推進することで、訪日外国人旅行者がわが国を安心して旅行できる環境を整備するため、これらの機能強化に資する整備を

支援するものである。

②補助対象事業者

観光案内所・観光施設等を設置し、若しくは管理する者、又は観光地における店舗・事業所等を運営する者を補助対象事業者とする。

③補助対象要件

1) 補助対象施設等

本補助事業の対象となる観光施設等（以下「補助対象施設等」という。）とは訪日外国人旅行者が毎年一定数訪れている又は訪れると推定される以下のものとする。

- ・ 由緒があり建築的に優れている、文化財を所蔵・附帯している、又は境内（庭園を含む。）が優れている神社、寺院、又は教会
- ・ 古代から近世に至る軍事や行政府等としての目的で建造された城跡、城郭、又は宮殿
- ・ 鑑賞や散策などのために造成された庭園又は公園
- ・ 動植物を飼育し展示している動植物園又は水族館
- ・ 歴史的資料、科学的資料、又は美術作品を展示している博物館又は美術館
- ・ 特徴的な概念（テーマ）を表現し、体験するために作られたテーマ公園又はテーマ施設
- ・ 「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」（令和5年3月改訂）に基づき、当該年度における補助事業実施対象期間において、日本政府観光局により、認定されている又は認定の見込みがある観光案内所

※申請にあたり新たに認定を受けようとする又は更新を行う観光案内所は、「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」（令和5年3月改訂）を参照することとする。

- ・ 国土交通省により登録されている「道の駅」、「みなとオアシス」等
- ・ 上記以外で訪日外国人旅行者の利用が見込まれる観光施設等

2) その他要件

- i) 災害時の利用について、関係地方公共団体との調整が整っていること。
- ii) 災害等の発生が補助対象施設等の業務時間内である場合には、必要な安全の確認等を行った上で、可能な限り業務を継続すること。
- iii) 災害等の発生が補助対象施設等の業務時間外である場合には、公共交通機関の運行状況や当該施設等が所在する地域における観光の状況に照らして、訪日外国人旅行者による相談が見込まれる場合には、必要な安全の確認等を行った上で、可能な限り速やかに業務を開始すること。
- iv) ii) 又は iii) の後は、少なくとも通常の業務時間内は業務を行うこととし、その後も訪日外国人旅行者による問い合わせが予見される場合は、可能な限り業務継続に努めること。
- v) 災害時において、訪日外国人旅行者の求めに応じて、災害情報、公共交通機関の運行状況、宿泊や避難に関する情報等を案内するとともに、情報端末の充電、トイレ利用、避難所利用等のサービスを無料で提供すること。また、これらの提供サービスの内容については、多言語で分かりやすく表示しておくこと。
※災害時の情報提供にあたっては、『外国人旅行者向け「伝わる表現」用語集』（令和3年3月策定）を参考とする。
- vi) 災害時において、多言語案内・翻訳用タブレット端末又は多言語案内・翻訳システム機器等の活用によることも含め、英語及びその他の外国語による対応も可能であること。
- vii) 広く開放しているトイレを対象とし、商業施設、劇場、レジャー施設、スポーツ施設、遊技場、その他これらに類する営利目的の施設内及び公共空間であっても利用料を収受しなければ入場できない箇所にあるトイレ及び地域住民の利用が主たるトイレは除くものとする。対象となるトイレの所在をトイレの周囲やトイレ外壁等に多言語又はピクトグラムにより表示すること。

④補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。なお、整備した機器等が確実に使用できる状態を維持することを目的とした平時の使用を前提とする整備についても補助対象とする。

1) トイレ

以下の整備に要する経費

- ・洋式便器の新設・増設
- ・和式便器の洋式化
- ・洋式便器の交換（温水洗浄便座の新設又は便器の高機能化を伴う洋式便器の交換）
- ・清潔機能向上整備※
- ・洗面器（自動水栓化等）
- ・小便器（自動水栓化等）
- ・室内空調設備
- ・案内標識（多言語又はピクトグラム等により、トイレであることを示す標識やトイレの場所まで誘導することを目的に設置する看板等）
- ・案内表示（トイレ施設内のピクトグラムや使用方法を説明する多言語表示の設置等）

※清潔機能向上整備とは、トイレ施設内の床・壁面（建具を含む。）において、汚物が飛散しやすい箇所での光触媒等を用いた抗菌素材の活用や、清潔を維持しやすい清掃仕様に変更する際に必要とされる整備を言う。

なお、補助対象となる大便器が設置されるブース内の機器（大便器、便座、紙巻き器、洗浄関連設備等）の購入及び設置に要する経費は経費に含めることとする。

ただし、以下の整備は補助対象としない。

- ・和式便器の整備
- ・案内標識以外のトイレの周囲の整備（舗装、アプローチのバリアフリー化、トイレ施設外の電気・配管及び浄化槽の設置等）
- ・躯体の新設工事
- ・発電設備
- ・ポンプ等の機械設備
- ・恒常的な使用を目的とした仮設トイレの設置

2) 災害用トイレ

- ・訪日外国人旅行者が災害時に使用するトイレの整備に要する経費

3) 非常用電源装置

- ・災害時において外部からの電源供給、燃料の補給が途絶えた状況にあって、「③2）その他要件」に示した災害時の訪日外国人旅行者への対応業務を実施するために必要な電池容量又は燃料タンク容量を確保できる非常用電源装置（蓄電池システム、発電機等）の整備に要する経費
- ・電源の利用は、観光案内所や避難所の運営に必要な範囲に限る。
- ・安定的に電源供給が可能な機器であれば、太陽光発電等も補助対象とする。

4) 情報端末への電源供給機器

- ・災害時において訪日外国人旅行者が所有する携帯電話等の情報端末を充電するための機器の整備に要する経費
- ・情報端末への電源供給機器のみの申請は、原則として補助対象外とする。ただし、非常用電源装置を既に備えている又は本支援措置により備える予定であり、災害時における電源供給が可能な場合には補助の対象となる。

5) 避難所機能に係る施設整備・改良

- ・訪日外国人旅行者の避難に係る備蓄倉庫や避難スペース等の避難所機能に係る施設整備・改良に要する経費

6) 案内標識

- ・多言語又はピクトグラム等により、1) から 5) の施設等を示す標識や施設等の場所まで誘導することを目的に設置する看板等に要する経費

7) 案内表示

- ・ 1) から 5) の施設等に関するピクトグラムや使用方法を説明する多言語表示の設置等に要する経費

8) その他

- ・ 避難所機能強化に係る整備に附随する経費

3. 災害時の観光施設等における多言語対応機能の強化

①基本的な考え方

災害時に訪日外国人旅行者の避難誘導を行う観光施設等における多言語対応を推進することで、訪日外国人旅行者がわが国を安心して旅行できる環境を整備するため、これらの機能強化に資する整備を支援するものである。

②補助対象事業者

観光案内所・観光施設等を設置し、若しくは管理する者、又は観光地における店舗・事業所等を運営する者を補助対象事業者とする。ただし補助対象事業者であっても、宿泊事業及び交通事業に係る施設の整備は補助対象外とする。

③補助対象要件

1) 補助対象施設等

本補助事業の対象となる施設等（以下「補助対象施設等」という。）とは、2. ③1) 補助対象施設等の通りとする。

2) その他要件

- i) 災害発生時の避難誘導について、関係地方公共団体との調整が整っていること。
- ii) 災害等の発生が補助対象施設等の業務時間内である場合には、必要な安全の確認等を行った上で、可能な限り業務を継続すること。
- iii) 災害の発生が補助対象施設等の業務時間外である場合には、公共交通機関の運行状況や当該施設等が所在する地域における観光の状況に照らして、訪日外国人旅行者による相談が見込まれる場合には、必要な安全の確認等を行った上で、可能な限り速やかに業務を開始すること。
- iv) ii) 又は iii) の後は、少なくとも通常の業務時間内は業務を行うこととし、その後も訪日外国人旅行者による問い合わせが予見される場合は、可能な限り業務継続に努めること。
- v) 災害時において、訪日外国人旅行者の求めに応じて、災害情報、公共交通機関の運行状況、宿泊や避難に関する情報等を案内すること。

※災害時の情報提供にあたっては、『外国人旅行者向け「伝わる表現」用語集』（令和3年3月策定）を参考とする。

- vi) 災害の発生時において、多言語案内・翻訳用タブレット端末又は多言語案内・翻訳システム機器等の活用によることも含め、英語及びその他の外国語による対応も可能であること。

④補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

1) 多言語案内機能の整備

i) デジタルサイネージ

災害時に訪日外国人旅行者が必要となる情報について、多言語による発信を目的としたデジタルサイネージの整備に要する経費（コンテンツ作成を含む。）

ii) 多言語案内・翻訳用タブレット端末

スタッフが災害時に訪日外国人旅行者に直接情報を伝達するために、補助的に使用することを目的としたインターネット接続多言語案内・翻訳用タブレット端末及びカバー等付属品に要する経費

iii) 多言語案内・翻訳システム機器

スタッフが災害時に訪日外国人旅行者に対して直接情報を伝達するために、スタッフの多言語対応を目的とした多言語案内・翻訳システム機器及びカバー等付属品に要する経費

iv) 案内標識

補助対象施設等における観光案内所や避難所等の場所を訪日外国人旅行者に案内することを目的とした多言語での案内標識の整備に要する経費

v) 掲示物・配布物

災害時に訪日外国人旅行者が必要となる情報を多言語で伝達するための掲示物・配布物（避難所マップ等）について、その作成等に要する経費（その掲出物等の多言語化に必要な翻訳費を含む。）

vi) ホームページ

災害時に訪日外国人旅行者が必要となる情報を多言語により発信することを目的としたホームページの作成に要する経費（ホームページの多言語化に必要な翻訳費を含む。）

ホームページは新規に作成するもののほか、既存のホームページの多言語化及びスマートフォン対応の改修についても対象とする。新規又は改修するホームページは、スマートフォン対応を必須とする。

vii) 案内放送

災害時に訪日外国人旅行者が必要となる情報について、案内放送の多言語化に要する経費。

2) 無料公衆無線LAN環境の整備

1) に係る設備を利用するために必要となる無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費（セキュリティ対策を含むソフトウェア購入費も対象。）

3) スタッフ研修

多言語対応研修、視察研修、災害対応訓練研修に要する経費

4) その他

多言語対応機能に係る整備に附随する経費

4. 訪日外国人患者受入機能の強化

①基本的な考え方

訪日外国人患者（医療が必要となる訪日外国人旅行者）を受け入れる医療機関における受入機能強化を推進することで、訪日外国人旅行者がわが国を安心して旅行できる環境を整備するため、これらの機能強化に資する整備を支援するものである。

②補助対象事業者

病院・診療所等を設置し、又は管理する者を補助対象事業者とする。

③補助対象要件

1) 補助対象施設

本補助事業の対象となる病院・診療所等（以下「補助対象施設」という。）とは、病院、診療所、歯科診療所とし、「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」（観光庁・厚生労働省）に登録されている、または登録の見込みがあるものとする。

2) その他要件

i) キャッシュレス決済環境

訪日外国人患者が容易に利用できるよう、整備したキャッシュレス決済の利用方法について、多言語で表示すること。

④補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

1) 多言語案内機能の整備

i) デジタルサイネージ

受診時に訪日外国人患者が必要となる情報について、多言語による発信を目的としたデジタルサイネージの整備に要する経費（コンテンツ作成を含む。）

ii) 多言語案内・翻訳用タブレット端末

スタッフが受診する訪日外国人患者に直接情報を伝達するために、補助的に使用することを目的としたインターネット接続多言語案内・翻訳用タブレット端末及びカバー等付属品の整備に要する経費

iii) 多言語案内・翻訳システム機器

スタッフが受診する訪日外国人患者に対して直接情報を伝達するために、スタッフの多言語対応を目的とした多言語案内・翻訳システム機器及びカバー等付属品の整備に要する経費

iv) 案内標識

補助対象施設等の場所を訪日外国人患者に案内することを目的とした多言語での案内標識の整備に要する経費

v) 案内表示

補助対象施設等内のピクトサインや施設利用に必要な情報の多言語表示の設置等に要する経費

vi) 掲示物・配布物

訪日外国人患者が診療にあたり必要となる情報に係る掲示物・配布物（請求書、同意書等）の多言語化に要する経費（多言語化に必要な翻訳費を含む。）

vii) ホームページ

訪日外国人患者が診療にあたり必要となる情報の多言語による発信を目的としたホームページの作成に要する経費（多言語化に必要な翻訳費を含む。）

ホームページは新規に作成するもののほか、既存のホームページの多言語化及びスマートフォン対応の改修についても対象とする。新規又は改修するホームページは、スマートフォン対応を必須とする。

viii) 案内放送

訪日外国人患者が診療にあたり必要となる情報に関する案内放送の多言語化に要する経費

2) 無料公衆無線LAN環境の整備

1)に係る設備を利用するために必要となる無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費（セキュリティ対策を含むソフトウェア購入費も対象。）

3) キャッシュレス決済環境

以下の整備に要する経費。

- ・キャッシュレス決済環境の整備
- ・ソフトウェアの購入
- ・LAN環境の整備（セキュリティ対策を含むソフトウェア購入費も対象。）

4) スタッフ研修

訪日外国人患者受入対応研修、視察研修に要する経費

5) その他

訪日外国人患者受入機能に係る整備に附随する経費

5. 災害時等における観光危機管理の強化

①基本的な考え方

災害時等の訪日外国人旅行者対応のための観光危機管理の強化を推進することで、訪日外国人旅行者がわが国を安心して旅行できる環境を整備するため、観光危機管理の強化を支援するものである。

②補助対象事業者

地方公共団体

③補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

- i) 観光危機管理計画の策定
観光危機管理計画の策定に向けた現地調査、関係者との調整、コンサルティングに要する経費
- ii) 観光危機管理計画に基づく訓練
観光危機管理計画に基づく訓練の実施に要する経費
- iii) その他
観光危機管理計画の策定及び訓練に附随する経費

IV. 持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業

1. 共通事項

①持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備計画の策定について

- 1) 持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備計画（以下「整備計画」という。）の策定者（以下「整備計画策定者」という。）は、整備計画の策定に当たっては、以下の点に留意するものとする。
 - ・ 計画の目標は、持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業の実施によって達成しようとする目標（以下「成果目標」という。）とすること。
 - ・ 計画の目標の実現状況等を評価するための定量的な指標（以下「評価指標」という。）が適切に設定されており、これにより持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業の評価が適切に行うことができるものとなっていること。
 - ・ 成果目標及び評価指標の設定内容に対して持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業の構成が妥当であること。
 - ・ 持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業が、一定の期間内に重点的、効果的かつ効率的に行われる必要があり、早期に事業効果の現れるものであること。
- 2) 整備計画策定者は、交付要綱第98条第1項の規定に基づく整備計画の提出に当たっては、あらかじめ、整備計画に記載された持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業を実施する者から、事業ごとに要望を取りまとめた上で、地方運輸局等へ提出する。
- 3) 地方運輸局長等は、交付要綱第98条第1項の規定により整備計画策定者から整備計画の提出を受けたときは、要望書及び当該整備計画の内容を精査すると共に、これらについて記載内容の齟齬がないか等について確認を行った上で、当該整備計画を観光庁長官に進達するものとする。
- 4) 観光庁長官は、整備計画を認定したときは、地方運輸局長等を経由して、当該整備計画を提出した整備計画策定者に対し、その旨を通知するものとする。

②事業実施計画の策定について

- 1) 地方運輸局等は、整備計画に記載された事業を含む事業実施計画書を作成し、観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議に設置される観光対策等ワーキンググループに諮ることとする。
- 2) 同ワーキンググループにおいて事業実施計画案が了承され、交付要綱第98条第2項の規定による認定を受けた後、整備計画に記載された事業を実施する者に対して、地方運輸局等を通じて補助金額等が内示される。
整備計画に記載された事業を実施する者は、内示後に交付要綱第101条の規定に基づき、補助金交付申請書を地方運輸局等に提出する。

2. 補助事業等

交付要綱第2条第4号に定める持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業について補助の対象となる事業は、下記に掲げる事業とする。

(1) 「一般型」

①補助対象事業

- 1) トイレの有料化に係る整備
- 2) 入域料・協力金徴収のためのオンライン等による徴収システムとその徴収に必要な整備
- 3) 自然保護のための保護柵、遊歩道等の整備
- 4) 景観に配慮した工作物の整備
- 5) 光害防止のための照明の整備
- 6) バイオトイレ等の整備
- 7) ペットボトル削減のための給水機等の整備
- 8) パークアンドライドのための駐車場の整備
- 9) マナー啓発のためのコンテンツ制作、設備整備
- 10) 混雑平準化・解消のための予約システムの整備
- 11) 混雑平準化・解消のための混雑状況の可視化に資するシステムの整備

②補助対象外となる施設・経費

次に掲げる費用は、補助対象としない。

- ・ 土地の取得、賃借に要する費用
- ・ 故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する費用

- ・光熱費、通信費、保険料、人件費等の事業実施後の設備維持、運営に関する費用
 - ・レンタル・リース契約に関する費用
 - ・工事等に要する設計費のうち、基本設計に係る費用
 - ・イベント等による一時的な設置のための費用（但し、常設又は一定期間定期的に設置される場合には補助対象とする。）
 - ・消耗品費
- 上記以外の補助対象外経費については、3.補助対象事業にメニューごとに記載する。

③成果物の提供について

本補助事業において作成した成果物の著作権については、原則として補助対象事業者に帰属させることとし、観光庁及び第三者の求めに応じて提供できるようにすること。

④環境への配慮

本補助事業は持続可能な観光の促進に資する整備を目的としていることから、事業の執行に当たっては、環境に配慮した製品を使用するように努めること。

1) トイレの有料化に係る整備

①基本的な考え方

整備計画区域内において、観光客から利用料を徴収し、地域資源の保全・活用につなげることを目的とする。

②補助対象要件

観光客から利用料を徴収することができるトイレを整備することを要件とする。

ただし、下記における整備は補助対象外とする。

- ・商業施設、劇場、レジャー施設、遊技場、その他これらに類する営利目的の施設内
- ・公共空間であっても利用料を収受しなければ入場できない箇所
- ・国管理の施設

③補助対象経費

次に掲げる設備等の購入・設置に要する費用を補助対象とする。

ア) 本工事費

トイレの有料化に係る整備に必要な設備の購入・設置に要する費用

- ・決済端末
- ・有料化に必要なゲートやドア
- ・メダル販売機 等

イ) 附帯工事費

トイレの有料化に係る整備に直接要した費用で、本工事を実施するための解体費、本工事を実施するための解体費、撤去費等の費用

ウ) 事務費

工事等に要する設計費及び工事管理費

エ) その他

トイレの有料化に係る整備に付随するもの

- ・案内板、標識 等
- ・本整備を周知するための HP 等の整備（多言語による整備も含む） 等

④補助対象外経費

以下の整備は補助対象としない。

- ・舗装等の周囲整備
- ・管理委託費 等

2) 入域料・協力金徴収のためのオンライン等による徴収システムとその徴収に必要な整備

①基本的な考え方

整備計画区域内において、観光客から入域料・協力金を徴収し、地域資源の保全・活用につなげることを目的とする。

②補助対象要件

観光客から利用料を徴収するオンライン等による徴収システムを整備することを要件とする。

ただし、下記における整備は補助対象外とする。

- ・商業施設、劇場、レジャー施設、遊技場、その他これらに類する営利目的の施設内
- ・国管理の施設

③補助対象経費

次に掲げる設備等の購入・設置に要する費用を補助対象とする。

ア) システム導入費・設備購入・設置費

オンライン等による徴収システムの導入費用とその徴収に必要な設備の購入費用・設置に要する費用

- ・キャッシュレス決済ソフトウェア、アプリケーション開発費
- ・既存のキャッシュレス決済ソフトウェア、アプリケーションの導入費
- ・キャッシュレス決済端末
- ・自動券売機 等

イ) 附帯工事費

オンライン等による徴収システムの整備に直接要した費用で、本工事を実施するための解体費、本工事を実施するための解体費、撤去費等の費用

ウ) 事務費

工事等に要する設計費及び工事管理費

エ) その他

オンライン等による徴収システム整備に付随するもの

- ・ゲート
- ・案内板、標識
- ・本整備を周知するための HP 等の整備（多言語による整備も含む） 等

④補助対象外経費

以下の整備は補助対象としない。

- ・舗装等の周囲整備
- ・管理委託費 等

3) 自然保護のための保護柵、遊歩道等の整備

①基本的な考え方

整備計画区域内において、観光客と動植物の接触を減らし、動植物を保護することを目的とする。

②補助対象要件

保護柵、遊歩道等を整備することを要件とする。

ただし、下記の施設は補助対象外とする。

- ・商業施設、劇場、レジャー施設、遊技場、その他これらに類する営利目的の施設内
- ・国管理の施設

③補助対象経費

次に掲げる設備等の購入・設置に要する費用を補助対象とする

ア) 本工事費

保護柵、遊歩道等の整備に必要な設備の購入・設置に要する費用

- ・保護柵、ネット
- ・電気柵
- ・遊歩道 等

イ) 附帯工事費

保護柵、遊歩道等の整備に直接要した費用で、本工事を実施するための解体費、本工事を実施するための解体費、撤去費等の費用

ウ) 事務費

工事等に要する設計費及び工事管理費

エ) その他

保護柵、遊歩道等の整備に付随するもの

- ・電気柵の整備に付随する危険表示板
- ・手すり 等

④補助対象外経費

以下の整備は補助対象としない。

- ・舗装等の周囲整備
- ・管理委託費 等

4) 景観に配慮した工作物の整備

①基本的な考え方

整備計画区域内において、歴史的建築物や農漁村、都市の景観を保護することを目的とする。

②補助対象要件

既存の景観に調和しない物を覆う工作物を整備する、又は工作物を取り替えることを要件とする。

ただし、下記の施設は補助対象外とする。

- ・商業施設、劇場、レジャー施設、遊技場、その他これらに類する営利目的の施設内

・国管理の施設

③補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

ア) 本工事費

景観に配慮した工作物の購入・設置に要する費用

- ・自動販売機やコーンなどを覆う木枠、木箱
- ・景観に配慮した看板への取り替え 等

イ) 附帯工事費

景観に配慮した工作物の整備に直接要した費用で、本工事を実施するための解体費、撤去費等の費用

ウ) 事務費

工事等に要する設計費及び工事管理費

エ) その他

景観に配慮した工作物の整備に付随するもの

④補助対象外経費

以下の整備は補助対象としない。

- ・既存の建物、工作物の修繕
- ・舗装等の周囲整備
- ・管理委託費 等

5) 光害防止のための照明の整備

①基本的な考え方

整備計画区域内において、星空観光や動物の生態系の保全のために、光害を防止することを目的とする。

②補助対象要件

光害防止に資する照明の整備をすることを要件とする。

ただし、下記の施設は補助対象外とする。

- ・商業施設、劇場、レジャー施設、遊技場、その他これらに類する営利目的の施設内
- ・国管理の施設

③補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

ア) 本工事費

光害防止のための照明の購入・設置に要する費用

- ・足下のみを照らす照明
- ・下方部だけに光る街灯
- ・センサー式スマート街路灯 等

イ) 附帯工事費

光害防止のための照明の整備に直接要した費用で、本工事を実施するための解体費、本工事を実施するための解体費、撤去費等の費用

ウ) 事務費

工事等に要する設計費及び工事管理費

エ) その他

光害防止のための照明の整備に付随するもの

- ・遮光板 等

④補助対象外経費

以下の整備は補助対象としない。

- ・舗装等の周囲整備
- ・管理委託費 等

6) バイオトイレ等の整備

①基本的な考え方

整備計画区域内において、観光客のトイレ事情における利便性の向上と自然環境の保全を目的とする。

②補助対象要件

環境に配慮したし尿処理技術を備えたトイレの整備であることを要件とする。

ただし、下記の施設は補助対象外とする。

- ・商業施設、劇場、レジャー施設、遊技場、その他これらに類する営利目的の施設内
- ・国管理の施設

③補助対象経費

補助対象経費については以下のとおりとする。

ア) 本工事費

バイオトイレ等の購入・設置に要する費用

イ) 附帯工事費

バイオトイレ等の整備に直接要した費用で、本工事を実施するための解体費、撤去費等の費用

ウ) 事務費

工事等に要する設計費及び工事管理費

エ) その他

バイオトイレ等の整備に附随するものとする。

- ・洗面台
- ・照明
- ・温水便座
- ・バリアフリー設備 等

④補助対象外経費

以下の整備は補助対象としない

- ・躯体工事
- ・舗装等の周囲整備
- ・管理委託費 等

7) ペットボトル削減のための給水機等の整備

①基本的な考え方

整備計画区域内において、観光客によるペットボトルゴミの削減及びマイボトルの利用促進を目的とする。

②補助対象要件

観光客が利用しやすいスポットに給水機等を整備することを要件とする。

ただし、下記の施設は補助対象外とする。

- ・商業施設、劇場、レジャー施設、遊技場、その他これらに類する営利目的の施設内
- ・国管理の施設

③補助対象経費

補助対象経費については以下の通りとする。

ア) 本工事費

ペットボトル削減のための給水機の購入・設置に要する費用

- ・ウォーターサーバー
- ・冷水機 等

イ) 附帯工事費

ペットボトル削減のための給水機の整備に直接要した費用で、本工事を実施するための解体費、撤去費等の費用

ウ) 事務費

工事等に要する設計費及び工事管理費

エ) その他

ペットボトル削減のための給水機の整備に附随するものとする

- ・水道メーター
- ・案内板
- ・本整備を周知するための HP 等の整備（多言語による整備も含む） 等

④補助対象外経費

以下の整備は補助対象としない。

- ・紙コップを使用するウォーターサーバー
- ・舗装等の周囲整備
- ・管理委託費 等

8) パークアンドライドのための駐車場の整備

①基本的な考え方

整備計画区域内において、交通渋滞の解消と都市環境の改善を目的とする。

②補助対象要件

パークアンドライド（観光地周辺部に駐車し、観光地中心部に向かうために公共交通機関や環境に配慮した移動手段を利用するシステム）のための駐車場を整備する。

ただし、下記の施設は補助対象外とする。

- ・商業施設、劇場、レジャー施設、遊技場、その他これらに類する営利目的の施設内
- ・国管理の施設

③補助対象経費

補助対象経費については以下の通りとする。

ア) 本工事費

パークアンドライドのための駐車場の舗装工事等に要した費用

イ) 附帯工事費

パークアンドライドのための駐車場の整備に直接要した費用で、本工事を実施するための解体費、撤去費等の費用

ウ) 事務費

工事等に要する設計費及び工事管理費

エ) その他

パークアンドライドのための駐車場の整備に附随するものとする

- ・ゲート
- ・料金徴収設備
- ・案内板
- ・駐車場誘導システム
- ・EV 急速充電器
- ・案内標識
- ・本整備を周知するための HP 等の整備（多言語による整備も含む） 等

④補助対象外経費

- ・建物等の撤去費用
- ・舗装等の周囲整備
- ・管理委託費 等

9) マナー啓発のためのコンテンツ制作、設備整備

①基本的な考え方

整備計画区域内において、許可のない写真撮影や私有地への立入り、ゴミのポイ捨てなどのマナー違反の防止を目的とする。

②補助対象要件

禁止行為も含めた観光地のマナー啓発を促すコンテンツ制作、設備整備を要件とする。また、マナー啓発の内容が実施事業者のみならず、地域全体に波及効果を及ぼすような看板又は動画であることを要件とする。（ただし、公共空間であって、かつ、利用料を収受していない箇所であれば、当該箇所のみに関するマナー啓発のコンテンツ制作でも要件を満たすものとする。）

ただし、下記の施設は補助対象外とする。

- ・国管理の施設

③補助対象経費

補助対象経費については以下の通りとする。

ア) 本工事費

- ・看板
- ・コンテンツ制作費用
- ・デジタルサイネージ
- ・モニター 等

イ) 附帯工事費

コンテンツ制作、設備整備に直接要した費用で、本工事を実施するための解体費、撤去費等の費用

ウ) 事務費

工事等に要する設計費及び工事管理費

エ) その他

コンテンツ制作、設備整備に附随するものとする

④補助対象外経費

以下の整備は補助対象としない。

- ・放映施設
- ・舗装等の周囲整備
- ・管理委託費 等

10) 混雑平準化・解消のための予約システム整備

①基本的な考え方

整備計画区域内において、観光施設等における混雑を未然防止することを目的とする。

②補助対象要件

予約システムの整備をすることを要件とする。

ただし、下記の施設は補助対象外とする。

- ・商業施設、劇場、レジャー施設、遊技場、その他これらに類する営利目的の施設内
- ・国管理の施設

③補助対象経費

補助対象経費については以下の通りとする。

ア) システム導入費

予約システムの導入に要する費用

- ・予約ソフトウェア、アプリケーション開発費
- ・既存の予約ソフトウェア、アプリケーション導入費

イ) その他

予約システムの導入に附随する費用

- ・予約情報を読み取る機器
- ・本整備を周知するためのHP等の整備（多言語による整備も含む） 等

④補助対象外経費

- ・舗装等の周囲整備
- ・管理委託費 等

11) 混雑平準化・解消のための混雑状況の可視化に資するシステムの整備

①基本的な考え方

整備計画区域内において、観光地における混雑の未然防止をすることを目的とする。

②補助対象要件

混雑状況の可視化に資するシステムを整備し、把握した混雑状況について旅行者が容易に情報を取得できる状況を整えることを要件とする。

ただし、下記の施設は補助対象外とする。

- ・商業施設、劇場、レジャー施設、遊技場、その他これらに類する営利目的の施設内
- ・国管理の施設

③補助対象経費

補助対象経費については以下の通りとする。

ア) システム導入費

混雑平準化・解消のための混雑状況の可視化に資するシステムの導入に要する費用

- ・混雑可視化アプリ開発費、既存アプリの導入費

イ) その他

混雑平準化・解消のための混雑状況の可視化に資するシステムの導入に附随する費用整備

- ・本整備を周知するためのHP等の整備（多言語による整備も含む） 等

④補助対象外経費

以下の整備は補助対象としない

- ・交通拠点又は交通拠点から観光の目的地となり得る施設に至るまでの経路上の混雑状況の見える化に資する整備
- ・舗装等の周囲整備
- ・管理委託費 等

(2) 「国際認証・表彰型」

①補助対象事業

1) 持続可能な観光地域形成に向けた受入環境整備・施設改修

②申請条件

持続可能な観光に関連した国際認証・表彰制度 Green Destinations (GD)、Best Tourism Villages (BTV) 等の認証・表彰を受けていることを条件とする。

③次に掲げる費用は、補助対象としない。

- ・土地の取得、賃借に要する費用
- ・光熱費、通信費、保険料、人件費等の事業実施後の設備維持、運営に関する費用
- ・レンタル・リース契約に関する費用

- ・工事等に要する設計費のうち、基本設計に係る費用
- ・イベント等による一時的な設置のための費用（但し、常設又は一定期間定期的に設置される場合には補助対象とする。）
- ・消耗品費
- ・プロモーション費用
- ・コンテンツ造成費用

④環境への配慮

本補助事業は持続可能な観光の促進に資する整備を目的としていることから、事業の執行に当たっては、環境に配慮した製品を使用するように努めること。

V. インバウンド先進車両導入支援事業

1. インバウンド先進車両の導入

インバウンド先進車両の導入の「導入」とは、新設だけでなく、既存車両のインバウンド先進車両への改良（同時に実施する安全性の向上に資する車両設備の整備を含む）を含む。

2. 多言語化について

多言語化については、英語併記を基本とする。なお、施設特性や地域特性の観点から中国語（簡体字／繁体字）又は韓国語その他の必要とされる言語については、可能な限り、視認性や美観等に問題がない限り、表記を行うことが望ましい。また、駅名や路線名等のナンバリングも外国語表記を行う上で有効な補助手段である。表記方法の基本方針については「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」（平成26年3月）を参考とする。

また、禁止・注意を促したり、案内・誘導等を示す上で、見た目のわかりやすさが特に重視され、「ピクトグラム」で十分必要な情報を伝えることができる場合は、「ピクトグラム」の使用も有効であり、外国語の併記を必ずしも必要としない。なお、「ピクトグラム」についてはJIS Z 8210に示された図記号の他、「一般案内用図記号検討委員会」が策定した「標準案内用図記号」を参考とする。自治体や事業者の中には、上記「ピクトグラム」をベースにして、オリジナルの配色やデザインの変更を施して使用している場合があるが、不統一や非連続性が原因で訪日外国人旅行者に混乱をもたらすことがないよう、十分に配慮する必要がある。

なお、旅客施設及び車両等の表記の整備方法は、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（令和4年3月）（以下、「バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編」という。）、「公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（令和4年3月）（以下、「バリアフリー整備ガイドライン 車両等編」という。）を参考とする。

VI. 持続可能な観光計画の策定支援事業

1. 事業実施について

地域における受入環境整備促進事業補助金のうち、持続可能な観光計画の策定支援事業関係について、補助対象事業者は、交付申請書に当該補助対象事業者が事前に策定した事業計画等を添付して、地方運輸局等に提出する。

2. 軽微な変更に係る取扱い

交付要綱第124条第1項第1号ただし書きに規定する大臣が定める軽微な変更の範囲は次のとおりとする。

- ・様式第10-1別紙に記載の「補助対象事業の目的・内容」又は「費用総額」の内容の変更

3. 補助事業等

①基本的な考え方

日本版持続可能な観光ガイドライン（以下、「JSTS-D」という。）の実践を通じた持続可能な観光の取組を推進するため、地域におけるJSTS-Dに取り組むことを明記した持続可能な観光計画の策定を支援するものである。

②補助対象事業者

地方公共団体、DMO

③補助対象要件

策定する観光計画には、JSTS-Dの「A1 デスティネーション・マネジメント（観光地経営）戦略と実行計画」に記載されている以下の項目を盛り込むこと。

- ・ 観光計画等に「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）」に取り組むことを明記していること
- ・ 観光計画等は、複数年の計画であること
- ・ 観光計画等は、定期的な見直し（少なくとも5年ごと）及び一般公表をしていること
- ・ 観光計画等は、地域住民や観光関連事業者・団体等の関係者の参加によって策定していること
- ・ 観光計画等に関連する取組の結果を公表していること

④補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

- i) 地域における JSTS-D に取り組むことを明記した持続可能な観光計画の策定
地域における JSTS-D に取り組むことを明記した持続可能な観光計画の策定に向けた現地調査、関係者との調整、コンサルティングに要する経費
- ii) その他
地域における JSTS-D に取り組むことを明記した持続可能な観光計画の策定に附随する経費

VII. 事業評価について

1. 事業評価の実施

①自己評価（一次評価）

交通サービスインバウンド対応支援事業及び持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業については、毎年度、補助対象事業者自らによる事業の実施状況の確認、評価（以下「自己評価」という。）を行い、当該自己評価の結果を、交付要綱に規定する完了実績報告書に添付して、それぞれ補助対象事業者から、地方運輸局等に報告する。

②二次評価

1) 実施対象

交通サービスインバウンド対応支援事業及び持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業については、地方運輸局等が自己評価（一次評価）等を基に二次評価を行うこととする。

2) 実施方法

二次評価を実施する際には、当該評価の客観性・妥当性を担保するため、地方運輸局等に各担当部長等及び観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議からなる評価委員会を設置することとし、当該委員会においては、地方運輸局等が作成した二次評価案について審議する。地方運輸局等においては、その結果を踏まえて評価を実施することとする。

なお、二次評価案は訪日外国人旅行者数の推移、事業実施計画における施策の進捗状況等を記載するものとする。

地方運輸局等は、補助対象事業者に対して当該二次評価結果を通知するとともに、必要に応じて、事業計画の見直し等を求め、補助対象事業者では、二次評価の結果を踏まえ、必要に応じて後続事業又は地域の取組等に反映させる。

二次評価の結果を含む事業評価の結果について、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の5月末までに、それぞれ地方運輸局等から国土交通省へ提出することとする。

2. その他

上記によることができない特段の事情がある場合は、国及び補助対象事業者において必要な調整を行い、適切に対応することとする。

附 則

この要領は、平成28年度予算から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年11月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年度予算から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年2月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年度予算から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月25日から施行する。

附 則

第1条 この要領は、令和2年2月13日から施行する。

（受入環境緊急整備計画の策定）

第2条 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）の会場、選手村、ホストタウンが所在する市区町村（以下「会場等所在市区町村」という。）、観光地域づくり法人（DMO）若しくはその候補として観光庁長官の登録を受けた法人であって会場等所在市区町村の区域において事業を行うもの又は協議会等（以下「会場等所在市区町村等」という。）は、受入環境緊急整備計画（以下「整備計画」という。）の策定に当たって、ホストタウン等緊急対策事業が一定の期間内に重点的、効果的かつ効率的に行われる必要があり、早期に事業効果の現れるものとなっているか留意すること。

2 地方運輸局長等は、交付要綱附則第5条第1項の規定により会場等所在市区町村等から整備計画の提出を受けたときは、当該整備計画の記載事項に不備がないか等を確認した上で、観光庁長官に進達するものとする。

3 観光庁長官は、交付要綱附則第5条第2項の規定により整備計画を認定したときは、地方運輸局長等を経由して、当該整備計画を提出した会場等所在市区町村等に対し、その旨の通知をするものとする。

（交付要綱附則別表に規定する大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者）

第3条 大手民鉄とは、東武鉄道株式会社、西武鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、京王電鉄株式会社、小田急電鉄株式会社、東急電鉄株式会社、京浜急行電鉄株式会社、東京地下鉄株式会社、相模鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社及び西日本鉄道株式会社とする。

2 大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者とは、新京成電鉄株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、泉北高速鉄道株式会社、神戸高速鉄道株式会社及び山陽電気鉄道株式会社とする。

（補助対象事業）

第4条 補助の対象となる事業は、一から四に掲げる事業とする。三、四に関しては、一、二のうちいずれか一つ以上を実施する場合に限り対象とする。

- 一 多言語観光案内標識の一体的整備
- 二 地域の飲食店・小売店等におけるインバウンド対応強化
- 三 外国人観光案内所の整備・改良
- 四 観光拠点情報・交流施設の整備・改良

2 次に掲げる施設・経費は、補助対象としない。

- 一 前項における第一号については、商業施設、劇場、レジャー施設、遊技場、その他これらに類する営利目的の施設内及び公共空間であっても利用料を収受しなければ入場できない箇所。
- 二 土地の取得に要する経費
- 三 故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕に要する経費

（多言語での案内標識・案内表示の要件）

第5条 多言語での案内標識・案内表示については、英語併記を基本とする。なお、施設特性や地域特性の観点から中国語の簡体字若しくは繁体字又は韓国語その他の必要とされる言語については、視認性や美観等に問題がない限り表記を行うことが望ましい。なお、多言語対応については、可能な限り、地域や各種施設の間で統一性・連続性を確保することが望ましい。

- 2 禁止・注意を促したり、案内・誘導等を示す上で、見た目のわかりやすさが特に重視され、「ピクトグラム」で十分必要な情報を伝えることができる場合は、「ピクトグラム」の使用も有効であり、外国語の併記を必ずしも必要としない。なお、「ピクトグラム」についてはJIS Z 8210に示された図記号の他、「一般案内用図記号検討委員会」が策定した「標準案内用図記号」を参考とする。自治体や事業者の中には、上記「ピクトグラム」をベースにして、オリジナルの配色やデザインの変更を施して使用している場合があるが、不統一や非連続性が原因で訪日外国人旅行者に混乱をもたらすことがないように、十分に配慮する必要がある。

（無料公衆無線LAN環境の要件）

第6条 無料公衆無線LANの整備については、以下の要件を全て満たすものを対象とする。本補助事業申請時に満たしていない場合は、補助事業の完了までに全ての要件を満たすこととする。

- 一 導入する無料公衆無線LAN機器は、電波の効率的な利用の観点から、仕様上、IEEE 802.11ac(Wi-Fi 5 (5GHz帯)) 以上に対応していること。
- 二 利用者の利便性及び不正利用防止の観点から、以下のイ又はロの認証方式を導入し、その方法を多言語にて明示すること。なお、災害時において無料公衆無線LANが開放されている場合又は屋内外問わず、利用者の容姿若しくは氏名の確認を取ることが可能な場所で使用される場合においては、これらの認証方式を導入することを要しない。
 - イ SMS（ショートメッセージ）及び電話番号を利用した認証方式
 - ロ 利用者が以下の認証方式のいずれかを選択し、どちらか一方の認証で利用可能となるもの
 - 1) SNS アカウントを利用した認証方式
 - 2) 利用していることの確認を含めたメール認証方式。なお、メール認証方式については、主に国内携帯キャリア契約者以外（訪日外国人等）はメール受信ができないため、手続きに係る最初の数分間はネット接続を可能とする又はメール受信のみネット接続を可能とするなどの対応が必要となることに留意すること。
- 三 共通シンボルマーク Japan. FreeWi-Fi の申請も併せて行い、シンボルマークの掲出を行うこと。

（多言語観光案内標識の一体的整備）

第7条 多言語観光案内標識の一体的整備は、訪日外国人を含む旅行者への観光情報の提供を目的とするものを対象とする。広告により収益が見込まれる多言語観光案内標識については、原則として、広告による収益が当該補助対象事業の維持・管理費程度であるものに限る。

- 2 多言語観光案内標識の一体的整備は、訪日外国人を含む旅行者が整備計画区域内を周遊することが容易になるようデザインを統一した多言語観光案内標識を複数組み合わせることにより、全体として、以下の要件を満たすこと。
 - 一 整備計画区域内における観光スポットの位置や当該観光スポットに至るまでの経路等の情報が提供されるものとなっていること。
 - 二 観光スポットやその周辺における観光情報が提供されるものとなっていること。
 - 三 一及び二には、多言語観光案内標識に地図や方向を指示する矢印等を掲載する方法の他、訪日外国人を含む旅行者の携帯するスマートフォンや他のICTを活用した機器を利用するものを含む。
- 3 補助対象経費の種類及びその意義は、以下に掲げるとおりとする。なお、舗装等の周囲整備、観光スポット敷地内における施設案内を目的とした整備及び地域住民の利用を主たる目的とする整備に要する費用は、対象としない。
 - 一 本工事費 多言語観光案内標識を新規に設置することを目的に行う工事、又は既設の多言語観光案内標識の改修に要する経費。
 - 二 附帯工事費 多言語観光案内標識の整備に直接要した費用で、本工事を実施するための解体費、撤去費等の経費。

- 三 事務費 工事等に要する設計費及び工事管理費。ただし、基本設計のみの場合を除く。
- 四 コンテンツ作成 多言語観光案内標識の設置主体が訪日外国人を含む旅行者への観光情報等の提供を目的として多言語観光案内標識に係るコンテンツの作成に要する費用。
- 五 無料公衆無線LAN機器 多言語観光案内標識の設置に関わり、付帯して設置する無料公衆無線LAN機器の購入に係る費用及び当該無料公衆無線LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティ対策含む。）であって以下の要件を満たすもの。
 - イ 前条に規定する無料公衆無線LAN環境の整備に係る要件を満たすこと。
 - ロ 通信費等の当該無料公衆無線LAN環境の維持に関する経費が含まれていないこと。
- 六 その他 多言語観光案内標識の整備に附随するもの。

（地域の飲食店・小売店等におけるインバウンド対応強化）

第8条 地域の飲食店・小売店等におけるインバウンド対応強化は、整備計画区域内に所在する店舗・事業所等において、訪日外国人を含む旅行者が安心して快適に、滞在・ショッピング、交流・体験を楽しめる環境整備を図るため、整備される店内表示及びメニューの多言語化対応、先進的決済環境の整備、無料公衆無線LANの整備、多言語対応、多様な宗教・生活習慣への対応力の強化又は段差の解消等の移動円滑化を対象とする。なお、多言語対応、多様な宗教・生活習慣への対応力の強化及び段差の解消等の移動円滑化については店内表示及びメニューの多言語化対応、先進的決済環境の整備及び無料公衆無線LANの整備の整備される見込みがある場合（既に整備されている場合も含む）に限る。

2 補助対象経費については、以下のとおりとする。

- 一 店内表示及びメニューの多言語化対応
 - イ 多言語案内（デジタル表記のものを含む。）
- 二 先進的な決済環境の整備
 - イ キャッシュレス決済環境整備
- 三 無料公衆無線LANの整備
 - イ 以下に掲げる設備等の購入・設置に要する経費であって、ロに掲げる要件を満たすものを対象とする。
なお、主たる用途が無料公衆無線LANではない複合型の設備に内蔵されたものについては、無料公衆無線LAN機器本体、無料公衆無線LAN機器及び認証システム等の設定調整費として明確に区分することができる費用に限る。
 - 1）公衆無線LAN機器（セキュリティ対策に係るソフトウェア含む）
 - 2）受電設備
 - 3）送受信機
 - 4）ケーブル
 - 5）収容板、収容箱、取付用金具、ケーブル用配管、ケーブル用ラック 等
 - 6）公衆無線LAN機器等の設定調整費
 - 7）認証システム（既存システムの設定調整費含む）
 - 8）詳細な電波調査・設計費及び現場調査・設計費（図面製作、完成図書作成費）
 - 9）一般管理費
 - ロ 附則第6条に規定する要件に加え、以下の要件を満たすこと。
 - 1）既に設置されている無料公衆無線LAN機器との連携を図る場合は、以下の3）と同様の措置を講ずるものに限る。
 - 2）電波の重なりを考慮した無料公衆無線LAN機器の整備計画を作成すること。
 - 3）利用者の利便性の観点から、統一したSSIDの設定やアプリケーションを活用し、附則第6条第2号に規定する方式により一度認証することで、接続できること。

四 多言語対応

- イ 多言語案内・翻訳用タブレット端末
- ロ 多言語案内・翻訳システム機器

五 多様な宗教・生活習慣への対応力の強化

宗教や文化により食事等の生活習慣に配慮が必要となる訪日外国人を含む旅行者の継続的な受入環境の整備のため、補助対象事業者が策定した具体的な取組の計画に基づき実施される実践的な対応のためセミナー等に要する経費であって以下に掲げるものを対象とする。なお、当該セミナー等の内容が公共性・公益性を有するものに限る。

イ 啓発事業

宗教や文化により食事や生活習慣に配慮が必要となる訪日外国人を含む旅行者の受入に必要な基礎的な知識を普及するとともに、地域としての取組みを促し郷土料理等における実践的な対応のためのセミ

ナー等の講師への謝金及び旅費、当該セミナー等に使用する会場借料及び資料の印刷製本費その他、受入環境整備のための学習や研究に要する経費

ロ 視察事業（啓発事業を実施する場合に限る。）

国内における先進的な取組を行う地域を視察するための旅費及び視察時に使用する資料の印刷製本費

六 段差の解消等の移動等円滑化

イ 出入口の段差解消

ロ 出入口・廊下幅の拡幅

ハ 床の段差解消

ニ 車椅子使用者が利用可能な客席の整備

ホ 車椅子使用者用便房への改修

ヘ オストメイト用設備の設置

ト エレベーター又は段差解消用昇降機の設置

チ 点字、音声等による案内板等の設置

リ 視覚障害者用誘導ブロックの設置

ヌ 車いす使用者用駐車施設の整備

ル その他移動円滑化のために必要であると観光庁長官が認めた事業

3 以下の設備等の購入・設置に要する経費は、対象としない。

一 先進的な決済環境の整備のうち通信費等のＬＡＮ環境の維持に関する経費

二 無料公衆無線ＬＡＮの整備のうち以下に掲げる経費

イ 受電設備までの引き込み送電線

ロ 他用途と併用可能な既存設備がある場合における受電設備の新設

ハ 監視装置（ログ管理・運用管理用サーバ、システム等）

ニ 電源設備（発電機・太陽光発電設備等）に関する経費

ホ 設置場所自体の整備に関する経費（土地の取得含む）

ヘ 伝送用専用線（屋外に設置された光ファイバー等、ただし、最寄りの接続端子函からの引込線は除く）

ト 通信費等の維持管理に関する経費

三 多様な宗教・生活習慣への対応力の強化のうち営利を目的とするものや販売行為を含むもの、特定の宗教を助長・促進することを目的としたもの、特定の認証制度を推奨するもの等に要する経費。

（外国人観光案内所の整備・改良）

第9条 「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」（平成30年4月改訂）に基づき、当該年度における補助事業実施対象期間において、日本政府観光局により、カテゴリーⅠ以上に認定されている又は認定の見込みがある外国人観光案内所の整備・改良に要する経費を対象とする。

2 補助対象経費については、以下のとおりとする。ただし、カテゴリーⅠに認定されている又は認定の見込みのある外国人観光案内所の整備・改良については、一のうちの多言語案内・翻訳用タブレット端末及び多言語案内・翻訳システム機器並びに二に要する経費に限る。また、補助対象事業が広告等により収益が見込まれる場合、原則として収益が当該補助対象事業の維持・管理費程度であることとする。

一 先進機能の整備 次に掲げる設備の導入に要する経費

イ VR（Virtual Reality 仮想現実）機器

観光地の疑似体験ができる機器を整備するもの。

ロ デジタルサイネージ

観光案内所又は案内所周辺に設置するものであり、訪日外国人を含む旅行者への観光情報や交通情報等を発信するもの。

ハ 多言語案内・翻訳用タブレット端末

観光案内業務において、案内所スタッフが説明時に、補助的に使用することを目的としたインターネット接続タブレット端末であること。

ニ 多言語案内・翻訳システム機器

観光案内業務において、案内所スタッフの多言語対応を目的とした多言語案内・翻訳システム機器であること。

二 無料公衆無線ＬＡＮ環境の整備 附則第6条の要件を満たす無料公衆無線ＬＡＮ環境を整備するものであって、無料公衆無線ＬＡＮ機器の購入に係る費用及び無料公衆無線ＬＡＮ機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティ対策含む。）で外国人観光案内所において整備するものを対象とする。ただし、通信費等の当該無料公衆無線ＬＡＮ環境の維持に関する経費は補助対象としない。

三 多言語での情報発信に関わる整備・改良 次に掲げる設備の導入に要する経費

イ 案内標識

合理的なルートから訪れる訪日外国人を含む旅行者に対して、観光案内所の場所を案内することを目的に設置するもの。

ロ 掲示物

観光スポットの歴史や文化等を多言語で紹介するための掲示物であり、訪日外国人を含む旅行者への観光情報等の発信を目的とするもの。

ハ ホームページ

観光案内所の設置主体又は運営主体が運営しているスマートフォン対応を含むホームページであり、訪日外国人を含む旅行者への観光情報や交通情報等の発信を目的とするもの。

ニ コンテンツ作成

観光案内所の設置主体又は運営主体が作成するコンテンツであり、訪日外国人を含む旅行者への観光情報や交通情報等の発信を目的とするもの。

ホ 案内放送

四 外国人観光案内所の整備・改良 外国人観光案内所（体験・交流スペースを含む。）の新築を含む整備・改良に係る設計・施工等に要する経費。

五 その他

（観光拠点情報・交流施設の整備・改良）

第10条 観光拠点に関する情報提供や、観光拠点に関連した観光サービスのための交流機会（体験・学習等）の提供を目的とした施設であって、訪日外国人を含む旅行者が随時かつ快適に利用できるもの（以下「観光拠点情報・交流施設」という。）の整備・改良に要する経費を対象とする。

2 観光拠点情報・交流施設には、地域の観光拠点に関する情報を訪日外国人を含む旅行者に対して提供するための施設（観光案内、観光情報を提供するスペース、観光拠点に関する歴史・文化等を紹介する展示・学習スペース等）が設けられていること。

3 前項に規定する施設のほか、観光拠点情報・交流施設には、訪日外国人を含む旅行者に対して観光サービスを提供する交流の場（訪日外国人を含む旅行者の休憩スペース、地域の文化・伝統を紹介・体験できるスペース、地元物産を紹介・即売できるスペース等）を設けることができる。なお、サービスの対価として収益を収受する場合には、原則として、当該施設による収益が維持・管理費程度であることとし、当該施設の収益により施設整備費が回収できる場合は補助対象としない。

4 補助対象経費については、以下のとおりとする。

一 先進機能の整備 次に掲げる設備の導入に要する経費

イ VR（Virtual Reality 仮想現実）機器

観光拠点に関する疑似体験ができる機器を整備するもの。

ロ デジタルサイネージ

観光拠点情報・交流施設又はその周辺に設置するものであり、訪日外国人を含む旅行者への観光拠点に関する情報提供等を行うもの。

ハ 多言語案内・翻訳用タブレット端末

観光拠点に関する情報提供業務等において、スタッフが説明時に、補助的に使用することを目的としたインターネット接続タブレット端末であること。

ニ 多言語案内・翻訳システム機器

観光拠点に関する情報提供業務等において、スタッフの多言語対応を目的とした多言語案内・翻訳システム機器であること。

二 無料公衆無線LAN環境の整備 附則第6条の要件を満たす無料公衆無線LAN環境を整備するものであって、無料公衆無線LAN機器の購入に係る費用及び無料公衆無線LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティ対策含む。）で観光拠点情報・交流施設において整備するものを対象とする。ただし、通信費等の当該無料公衆無線LAN環境の維持に関する経費は補助対象としない。

三 多言語での情報発信に関わる整備・改良

イ 案内標識

合理的なルートから訪れる訪日外国人を含む旅行者に対して、観光拠点情報・交流施設の場所を案内することを目的に設置するもの。

ロ 掲示物

観光拠点の歴史や文化等を多言語で紹介するための掲示物であり、訪日外国人を含む旅行者への観光拠点に関する情報提供等を目的とするもの。

ハ ホームページ

観光拠点情報・交流施設の設置主体又は運営主体が運営しているスマートフォン対応を含むホームペー

ジであり、訪日外国人を含む旅行者への観光拠点に関する情報提供等を目的とするもの。

ニ コンテンツ作成

観光拠点情報・交流施設の設置主体又は運営主体が作成するコンテンツであり、訪日外国人を含む旅行者への観光拠点に関する情報提供等を目的とするもの。

ホ 案内放送

四 観光拠点情報・交流施設の整備・改良

観光拠点情報・交流施設の新築を含む整備・改良に係る設計・施工等に要するもの。

五 その他

附 則

この要領は、令和2年3月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年度予算から施行する。ただし、令和元年度予備費の補助金に係る事項は、従前の要綱による。

附 則

第1条 この要領は、令和2年7月3日から施行する

I. 交通サービス利便向上促進事業

(観光地での周遊や観光消費の増加を促すサービスの提供)

第2条 観光地での周遊・観光消費の増加を促すサービスの提供にかかる補助対象については、以下のとおりとする。

一 事業補助対象要件

補助対象となる実証実験は、以下の条件に該当する場合を対象とする。

イ 交通事業者を1社以上含むこと。

ロ 地方公共団体、公共交通事業者等又は観光事業者が実施する場合は、協定の締結等により相互に連携したものであること。

ハ 交通機関又は観光施設に係るフリーパスを提供すること。

二 補助対象経費

イ 複数事業者間のデータ等を連携するためのソフトウェア、クラウドサービス、アプリケーション(以下「連携基盤システム」という。)の購入・開発費(システム用サーバーの初期費用及び維持管理費用は除く。)

ロ 既存の連携基盤システムの機能拡張に係るシステムの改修費

ハ 連携基盤システムの利用料(最大1年間)

ニ 連携基盤システム導入に伴う導入設定、マニュアル作成費、研修実施に係る費用

ホ 連携基盤システムのセキュリティ対策費

ヘ 連携基盤システムを利用したキャッシュレス決済導入に係る費用

ト 超小型モビリティ等の新型輸送サービスの運行に係る費用(車両費は除く。)

チ 交通サービスの利用啓発に係る費用

II. 感染症対策事業

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、感染症対策機器等の整備

2 次に掲げる施設・経費は、補助対象としない。

一 土地の取得に要する経費

二 故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕に要する経費

三 ランニングコストやレンタル・リース契約に関する経費

(感染症対策機器等の整備)

第4条 感染症対策機器等の整備については、観光施設に来訪する訪日外国人旅行者の大多数が通常利用する経路において行われる感染症の拡大防止を目的とした機械器具等の整備を対象とする。

2 感染症対策機器等の整備の対象となる観光施設とは、訪日外国人旅行者が毎年一定数訪れている又は訪れていると推定される以下の施設とする。

- 一 由緒があり建築的に優れている、文化財を所蔵・附帯している、又は境内（庭園を含む）が優れている神社、寺院、又は教会。
- 二 古代から近世に至る軍事や行政府等としての目的で建造された城跡、城郭、又は宮殿。
- 三 鑑賞や散策などのために造成された庭園又は公園。
- 四 動植物を飼育し展示している動植物園又は水族館。
- 五 歴史的資料、科学的資料、又は美術作品を展示している博物館又は美術館。
- 六 特徴的な概念（テーマ）を表現し、体験するために作られたテーマ公園又はテーマ施設。

3 補助対象事業者は、感染症対策機器等の整備の対象となる観光施設に対して、感染症予防に必要な措置を講じさせることとする。

4 補助対象経費については、以下のとおりとする。

- 一 感染症対策のための機器
感染症対策のために観光施設に設置する赤外線サーモグラフィー等の機器の購入に要する経費。
- 二 附帯工事費
感染症対策のための機器の設置に直接要する経費。
- 三 事務費
附帯工事に要する設計費及び工事監理費。

5 交付要綱別表で規定する観光まちづくりに取り組む団体は、以下の事項を規約等で定める団体をいう。

- 一 目的
- 二 構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲
- 三 意思決定方法
- 四 解散した場合の地位の承継者
- 五 事務処理及び会計処理の方法
- 六 会計及び監査の方法
- 七 その他運営に関して必要な事項

附 則

この要領は、令和2年11月5日から施行する。

附 則

第1条 この要領は、令和3年3月2日から施行する。

(交通サービス利便向上促進事業)

(海事)

第2条 軽合金旅客船（全没型の水中翼及びウォータージェット推進により船体が海面から完全に浮上した状態で高速航行が可能な船舶）の導入にかかる補助対象については、以下のとおりとする。

一 補助対象事業

補助対象となる事業は、訪日外国人旅行者を魅力ある離島に快適かつ迅速に運べ、船旅の魅力向上も伝えられる軽合金旅客船の導入のための事業とする。

二 補助対象経費

基本設計費、建造工事費及び建造工事に伴う附帯費であって取得価額に算入される費用等のうち、船舶建造工事契約等に基づき、補助対象事業者が負担する経費

附 則

第1条 この要領は、令和4年2月8日から施行する。

（交通サービス利便向上促進事業）

（海事）

第2条 海事観光に資する船舶の導入にかかる補助対象については、以下のとおりとする。

一 補助対象事業

補助対象となる事業は、利用者への対応が多言語で対応しており、訪日外国人旅行者に船旅の魅力を伝えられる海事観光に資する船舶の導入のための事業とする。

二 補助対象経費

基本設計費、建造工事費及び建造工事に伴う附帯費であって取得価額に算入される費用（建造利息を除く。）

（交通インバウンド環境革新等事業）

第3条 指定市区町村は、附則別添に掲げるとおりとする。

（公共交通路線等）

第4条 交付要綱附則第3条第1項における外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号。以下「国際観光振興法」という。）第8条第1項により観光庁長官が指定した区間とは、「公共交通事業者等が外国人観光旅客利便増進措置を講ずべき区間」（令和3年観光庁告示第2号）において定められた区間（以下「指定区間」という。）をいう。

2 これと一体となって利用環境を刷新することが効果的と考えられるものとは、以下のものをいう。

一 貸切バス、タクシー、自家用有償旅客運送

指定区間内の駅・ターミナル等を営業区域又は運送の区域に含むもの

二 旅客船、海上タクシー

指定区間内の駅・ターミナル等と接続する（※）港（湖川内の栈橋等を含む。）を起点又は終点とする航路を含むもの

※「接続する」とは、駅等と旅客船ターミナルとの間を、徒歩を含む移動手段により、通常の観光ルートとして結ぶことをいう。

三 ロープウェイ等

指定区間の駅等を含む観光地内を発着するもの

四 レンタカー、超小型モビリティ、シェアサイクル又はマイクロモビリティ

指定区間内の駅・ターミナル等に営業所又は貸出拠点があるもの（駅・ターミナル等周辺に営業所又は貸出拠点があるものを含む。）

五 旅客船ターミナル等

国際旅客船の利用に供され、若しくは供されることとなる埠頭における旅客船ターミナル又は多数の外国人観光旅客が利用する旅客船若しくは外国人観光旅客の利用の増加が見込まれる旅客船のターミナル及び当該ターミナルと指定区間内の駅等を結ぶ場合

六 手荷物配送

指定区間内の駅・ターミナル等にカウンターがあるもの

七 路線バス（交通機関の運行情報のデータ化の推進に限る。）

指定区間内の駅・ターミナル等が発着するもの

3 交付要綱附則別表3中「通常、整備が想定されていない場合」とは、以下に掲げるものをいう。

- 一 レンタカー、超小型モビリティ、シェアサイクル又はマイクロモビリティの無料 Wi-Fi サービス
- 二 軌道、バス（バスターミナルを除く。）、タクシー、レンタカー、自家用有償旅客運送、相乗りタクシー、超小型モビリティ、海上タクシー、シェアサイクル、マイクロモビリティ又は手荷物配送のトイレの洋式化
- 三 衛星通信を利用した有料 Wi-Fi サービスを提供している旅客船の無料 Wi-Fi サービス
- 四 貸切バス、空港及び港湾のキャッシュレス決済対応

（準用規定）

第5条 II. 1. ②（多言語表記について）から（事業評価について）までの規定は、交通インバウンド環境革新等事業を行う場合において準用する。この場合において、交付要綱第 50 条及び第 51 条第 1 項中「交通サービスインバウンド対応支援事業」とあるのは「交通インバウンド環境革新等事業」と読み替えるものとする。

（種目ごとの事項）

第6条 補助対象事業のうち、各項目にかかる補助対象については、以下のとおりとする。

2 ①多言語対応【必須メニュー】

一 案内標識、可変式情報表示装置、ホームページ（パソコン又は携帯電話やスマートフォン等から利用できるものとし、経路検索又は予約システムを提供するものに限る。）等の多言語又はピクトグラムによる表記について

ア) 案内標識とは、誘導サイン類（施設内の方向を指示するのに必要なサイン）、位置サイン類（施設等の位置を告知するのに必要なサイン）、案内サイン類（乗降条件や位置関係等を案内するのに必要なサインで路線図、時刻表、構内図、所要時間案内標、運賃表、のりば案内標を含む。）、規制サイン類（利用者の行動を規制するのに必要なサイン）を多言語表記するものをいい、補助対象事業者の公共サービスを提供する施設管理区分を対象とする。

イ) 可変式情報表示装置とは、LED、液晶などを用いた電子式やフラップなどを用いた機械式の表示方式を用いて、視覚情報を可変的に表示するデジタルサイネージをはじめとした装置のことをいい、補助対象事業者の公共サービスを提供する施設管理区分を対象とする。

ただし、広告宣伝を主に行うものは除くこととする。

ウ) ホームページ（パソコン又は携帯電話やスマートフォン等から利用できるものとし、経路検索又は予約システムを提供するものに限る。）とは、補助対象事業者が管理運営する経路検索又は予約システムを備えたウェブサイト（新規開設及び多言語化に伴い新たに経路検索又は予約システムを備える場合を含む。）の多言語化を行うものを指し、時刻表、運行情報、沿線情報等が掲載されたものとする。経路検索とは、乗換案内情報等を提供するシステムの整備に要する経費（乗換案内情報等のコンテンツプロバイダーへの情報提供を目的とした時刻情報等の電子化に伴う初期費用を含む。）を対象とする。

また、予約システムとは、オンライン上で座席が予約でき、かつクレジットカード等により決済できることが望ましいが、オンライン上のメールフォーム等により多言語により座席の予約をできるものも含む。

ただし、広告宣伝を主に行うものは除くこととする。

エ) その他想定としては、自動券売機画面や切符の券面の多言語化に伴う自動券売機のシステム改修費用、スマートフォンを活用した船内での多言語観光案内に要する費用（アプリケーション導入に伴う費用）等を想定している。

二 案内放送の多言語化（スマートフォンアプリの活用等によるものも含む。）について

案内放送の多言語化とは、多言語による自動放送を行うことが出来る案内放送装置のことをいう。また、旅客施設や車内等における案内放送を訪日外国人旅行者のスマートフォン等に多言語表示させるためのシステム導入に要する経費についても補助対象とする。

なお、翻訳や録音等の諸費用を含む。

三 多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器、多言語拡声装置について

多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器及び多言語拡声装置とは、旅客施設又は車内・船内において、補助対象事業者のスタッフが多言語により運行情報等を提供することや訪日外国人旅行者とコミュニケーションをとることを目的として使用する機器である。

なお、通信費等の当該多言語案内・翻訳用タブレット端末及び多言語案内・翻訳システム機器の維持に関する経費は補助対象としない。

また、多言語案内・翻訳用タブレット端末においては、多言語案内・翻訳アプリをインストールすることを条件とし、タブレット端末の導入後には利用状況を把握する。この他、路線図、時刻表等、訪日外国人旅行者の移動円滑化に資する多言語情報をインストールすることとする。

四 事故・災害時等においても、案内標識、可変式情報表示装置、案内放送、ホームページ、多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器、多言語拡声装置等により、運行情報等の訪日外国人旅行者の移動円滑化に資する情報を多言語で提供する。

五 多言語ロケーションシステムについて

「ロケーションシステム」とは、GPS等を用いて車両の位置情報を収集し、駅等の案内表示板や訪日外国人旅行者所有のスマートフォン、パソコン等に運行情報を提供するシステムのことをいい、多言語で情報提供するものに限る。

なお、位置情報を訪日外国人旅行者所有のスマートフォン等を使用して提供する場合には、訪日外国人旅行者が当該情報を容易に取得できるよう、ターミナル駅や優等列車の車両内を中心に、無料公衆無線LAN環境の整備を促進することとする。

また、バスロケーションシステムを導入する場合は、標準的なバス情報フォーマットを使用すること。

六 訪日外国人旅行者対応のための接遇研修について

訪日外国人旅行者対応のための接遇研修（オンデマンド交通に限る。）については、訪日外国人が言葉の不安を感じることなく利用できるようにするために、ドライバーや窓口スタッフ（電話等で対応するスタッフを含む。）に対して、接遇研修を実施するために要する経費を補助対象とする（接遇研修、災害対応訓練研修、講師謝金、会場借上料、テキスト作成費、研修参加費及び研修委託料を対象とする。ただし、人件費は除く。）。

3 ②無料 Wi-Fi サービス【必須メニュー】

本事業の対象となる無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」（無料公衆無線LAN機器の購入に係る費用）及び「機器設置工事費」（無料公衆無線LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティ対策含む。））を対象とする。

このうち航空機へ設置する経費については補助対象外とする。

ただし、通信費等の当該無料公衆無線LAN環境の維持に関する経費は補助対象としない。

当該機器については、訪日外国人旅行者の移動に係る利便性の向上の促進等に資する旅客施設又は車内・船内に設置することとする。

4 ③トイレの洋式化【必須メニュー】

車内・船内及び旅客施設における和式トイレの洋式化に必要な経費を補助対象とし、補助対象設備は以下のとおりとする。

一 トイレの洋式化について

ア) 補助対象経費

次に掲げるア又はア及びイを実施する場合、整備に係る設計、機器購入、工事（撤去・内装・衛生設備・取付・建具及び電気設備等）及び工事管理等に要する経費を補助対象とする。

ア 基本整備項目

- ・和式便器の洋式化
- ・洋式便器の増設
- ・洋式便器の旧式から新式への交換（温水洗浄便座を設置するものに限る。）
- ・洋式便器の新設（建替、増築、新築時）

なお、補助対象となる大便器が設置されるブース内の機器（大便器、普通便座、紙巻き器、洗浄関連設備等）の購入費、設置に要する経費は基本整備項目に係る経費に含めることとする。

イ 追加整備項目

※追加整備項目については、基本整備項目を実施した場合に限り、機能向上が認められる以下の整備を補助対象とする。なお、追加整備項目に係る設計・工事（外装工事を除く）に要する経費は基本整備項目に含めることとする。

- ・温水洗浄便座の設置、暖房便座
- ・ハンドドライヤーの設置
- ・洗面器（自動水栓化等）
- ・化粧鏡
- ・小便器（自動水栓化等）
- ・LED照明
- ・室内空調（換気、冷暖房）設備
- ・外装工事（屋根部分は除く）
- ・窓
- ・入口ドア
- ・案内標識（多言語又はピクトサイン等により、トイレであることを示す標識やトイレの場所まで誘導することを目的に設置する看板等）
- ・案内表示（トイレ施設内のピクトサインや使用方法を説明する多言語表示の設置等）
- ・掃除流し
- ・その他

イ) 補助対象外経費

以下の整備は補助対象としない。

- ・土地の取得
- ・和式便器の整備
- ・案内標識以外の公衆トイレの周囲の整備（舗装、アプローチのバリアフリー化、トイレ施設外の電気・配管・浄化槽の設置等）
- ・躯体の新設工事（床・天井・壁・屋根等の建築構造に係る工事）

二 多機能トイレについて

多機能トイレの設置等に要する経費のうち、附帯工事費、補償費及び事務費については、以下のものとする。

ア) 附帯工事費

多機能トイレの設置に伴う建物の改修等（通路、階段等の新設、移設及び改築等）に直接要した費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含むものとする。

イ) 補償費

物件の移転等に伴う補償に直接要した費用とする。

ウ) 事務費

補助対象経費の区分に定める工事等に要する設計費及び工事監理費とする。

5 ④キャッシュレス決済対応【必須メニュー】

キャッシュレス決済対応については、乗車・乗船に係るものや、シェアサイクル、マイクロモビリティ又は手荷物配送における利用に係るものに限り、補助対象設備は、以下のものとする。

一 全国共通ICカードについて

ア) 交通系ICカード（全国相互利用可能なものに限る。）の利用を可能とするシステム導入・改修に要する経費（システム開発費、設備整備費等）を補助対象とする。

イ) 「交通系ICカード（全国相互利用可能なものに限る。）」とは、Kitaca、Suica、PASMO、TOICA、manaca、ICOCA、PiTaPa、SUGOCA、はやかけん及びnimocaの全国主要エリアで利用可能な10種類のカードを指す。

ウ) サービス提供区域・路線・車両の拡大や相互利用範囲の拡大等の機能の明確な向上に要する経費については補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代

替更新のみに要する経費は補助対象としない。

エ) 交通系ＩＣカードの利用を可能とするシステムを導入する場合には、訪日外国人旅行者が移動を円滑に行うため、車両内・船内においては次停車駅（次停留所）又は次の入船港に関して多言語で情報提供を行い、旅客施設においては駅名・入船港名等を多言語化するものとする。ただし、多言語での情報提供は、車内・船内放送設備によるものを含む。

二 二次元コード等、クレジットカード対応、索道のキャッシュレス対応、レンタカーのＥＴＣカード対応等について

ア) 二次元コード等決済、クレジットカード決済、索道のキャッシュレス対応、レンタカーのＥＴＣカード対応等を可能とするシステム導入・改修に要する経費（システム開発費、設備整備費等）を補助対象とする。

イ) サービス提供区域・路線・車両の拡大や相互利用範囲の拡大等の機能の明確な向上に要する経費については補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

ウ) 「二次元コード等」とは、以下のものを対象とする。

- ・二次元コード
- ・バーコード

三 ＩＣカード企画乗車船券、企画乗車船券の発行について

ア) ＩＣカード企画乗車船券又は企画乗車船券（以下「企画乗車船券等」という。）の補助対象事業者が、複数の公共交通事業者等である場合には、当該公共交通事業者等の中から、取りまとめ事業者を定め、大臣は当該取りまとめ事業者に対して補助するものとする。

イ) 補助対象事業者が、公共交通事業者等から構成される団体等である場合には、当該団体等の構成員たる公共交通事業者等の中から、取りまとめ事業者を定め、大臣は当該取りまとめ事業者又は当該団体等に対して補助をするものとする。

なお、企画乗車船券等の利用エリアには、補助対象事業者以外の路線や補助対象路線等以外を含んでも構わないが、補助対象事業者以外の事業者への補助はできない。

ウ) 取りまとめ事業者は、交付要綱に定められた手続を代表して行う。

エ) 企画乗車船券等の補助対象経費は、システム開発・改修費用、設備整備費用（企画乗車船券のＩＣカード化、補助対象路線等に限る）、ＩＣカード及び券片の製作費用、販促物作成費用、多言語のウェブサイト制作費用、翻訳費用、プロモーション費用、協議会運営費用等を補助対象とする。

なお、当該企画乗車船券の導入による事業者の減収分の補填等は補助対象経費外とする。

オ) 販売後には、販売枚数の記録、アンケートその他の方法により、当該企画乗車船券等に係る訪日外国人旅行者向けの販売状況、利用状況等を把握するものとする。

6 ⑤感染症拡大防止対策【必須メニュー】

補助の対象となる事業は、公共交通事業者等が行う感染症の拡大防止対策のための事業とする。

補助対象経費については、以下のとおりとする。

- 一 駅・車両等における抗菌・抗ウイルス・換気対策
- 二 駅・ターミナル等の衛生対策
- 三 熱感知カメラの設置等による検温
- 四 利用者に対し感染症対策への協力を求めるための周知等
- 五 混雑情報（予測を含む。）を提供するシステムの導入に要する経費等

7 ⑥非常時のスマートフォン等の充電環境の確保【選択メニュー】

補助対象経費については、以下のとおりとする。なお、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

一 非常用電源装置

旅客施設や車内・船内において、多言語で情報提供等を行うために必要な非常用電源装置（蓄電池システム、発電機等）の整備に要する経費。

二 情報端末への電源供給機器

事故・災害時等において、外国人観光客が所有する携帯電話等の情報端末を充電するための機器の整備に要する費用。

三 その他

非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備に附随するもの。

四 本補助事業の対象となる情報端末への電源供給機器については、訪日外国人旅行者に対して、インターネットの利用、旅客施設や車内・船内において公衆に見やすいように掲示する方法その他これらに類する方法により、多言語で分かりやすくその所在を示すもの（補助事業完了までに当該措置を実施する計画を定めている場合を含む。）とする。

8 ⑦大きな荷物を持ったインバウンド旅客のための機能向上【選択メニュー】

一 旅客施設における段差の解消（エレベーター、スロープ、ボーディングブリッジ等）に要する経費のうち、附帯工事費、補償費及び事務費については、以下のものとする。

ア) 附帯工事費

バリアフリー化設備等の整備に伴う建物の改修等（通路、階段等の新設、移設及び改築等）に直接要した費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含むものとする。

イ) 補償費

物件の移転等に伴う補償に直接要した費用とする。

ウ) 事務費

補助対象経費の区分に定める工事等に要する設計費及び工事監理費とする。

なお、エレベーター又はスロープについては「ピクトグラム」又は多言語表記を行うこととする。

二 LRTシステムの整備

LRTシステムの整備に要する経費のうち、附帯工事費、補償費及び事務費については、以下のものとする。

ア) 附帯工事費

停留施設整備、制振軌道整備、変電所整備、車庫整備、相互直通運転化施設整備等に伴う旅客施設の改修等（通路、階段等の新設、移設及び改築等）に直接要した費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含むものとする。

イ) 補償費

物件の移転等に伴う補償に直接要した費用とする。

三 インバウンド対応型バス

ア) インバウンド対応型バスとは、本補助事業の必須メニューである多言語対応、無料 Wi-Fi サービス及びキャッシュレス決済対応が全て設置されているノンステップバス（連節車両含む。）、リフト付きバスをいう。

イ) インバウンド対応型バスの導入に係る補助対象は、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領（平成15年12月26日付け国自技第211号、平成18年3月20日付け国自技第254号、平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号）に基づく認定を受けたノンステップバスに限ることとする。なお、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前に大臣にその理由を記載した書類を提出しなければならない。

ウ) インバウンド対応型バス車両に係る車載機器類の取扱い

インバウンド対応型バス車両に係る車載機器類については、以下の車載機器類に限るものとする。

ア ノンステップバス標準仕様装備（リフト付バスについても、これに準ずるものとする。）

イ ニーリング、アイドリングストップ、オートマチック装置

ウ ABS装置

エ 車椅子固定装置、床の滑止め加工

オ 上記アからエまでに掲げるもののほか、バリアフリー化に資する車載機器類であって、大臣が認めるもの

カ 多言語対応端末（タブレット端末、音声翻訳機 等）

- キ 無料 Wi-Fi サービス
- ク キャッシュレス決済端末
- ケ PTPS車載機器

四 インバウンド対応型タクシー

- ア) インバウンド対応型タクシーとは、本補助事業の必須メニューである多言語対応、無料 Wi-Fi サービス及びキャッシュレス決済対応が全て設置されているユニバーサルデザインタクシーをいう。
- イ) インバウンド対応型タクシーの導入に係る補助対象は、標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領(平成24年3月28日付け国自旅第192号)に基づく認定を受けたタクシーに限ることとする。
- ウ) インバウンド対応型タクシー車両に係る車載機器類の取扱い

インバウンド対応型タクシー車両に係る車載機器類については、以下の車載機器類に限るものとする。

- ア 車いす等固定装置
- イ 車いす用シートベルト
- ウ 手すり
- エ 点滴等フック固定装置
- オ 車いす用ヘッドレスト
- カ 上記アからオまでに掲げるもののほか、バリアフリー化に資する車載機器類であって、大臣が認めるもの
- キ 多言語対応端末（タブレット端末、音声翻訳機 等）
- ク 無料 Wi-Fi サービス
- ケ キャッシュレス決済端末

五 車両における荷物置き場の設置

鉄道車両内において、ラゲッジラックの設置等により大型荷物スペースを確保するために必要な車両の改良に要する経費を補助対象とする。

9 ⑧移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応【選択メニュー】

観光列車、サイクルトレイン、サイクルバス、サイクルシップ、オープントップバス、水陸両用バスその他の移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応に資する訪日外国人旅行者向け車両の導入・改造等に要する経費を補助対象とする（設計費、販促物作成費用、多言語のウェブサイト制作費用、翻訳費用を含む）。

一 観光列車

- ア) 地域の観光資源・観光関係者と連携して、景色や食事を楽しむなど、移動そのものが観光資源となるもので、利用者への対応が多言語となっている訪日外国人旅行者向けの商品展開を図るものに限る。
- イ) 寝台列車は補助対象外とする。

二 サイクルトレイン、サイクルバス、サイクルシップ

自転車解体せずに乗車・乗船することができ、利用者への対応が多言語で対応している車両・船舶の導入・改造等に要する経費であり、旅客施設において自転車を移動させるためのスロープの設置等に要する経費を含む。

三 オープントップバス、水陸両用バス

訪日外国人向けの定期観光バスルートに導入され、利用者への対応が多言語で対応している車両に限る。

四 上記一～三の他に移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応に資する訪日外国人旅行者向け車両を含む。

10 ⑨多様なニーズに対応する新たな交通サービス創出等【選択メニュー】

多様なニーズに対応する新たな交通サービスの創出等に資するシステムの導入・開発等に要する経費を補助対象とする。

一 自家用有償旅客運送等

- オンデマンド交通については、以下の経費を対象とする。
- ・オンデマンド交通システムの開発・導入に要する経費

オンデマンド交通システムとは、AI 等を活用して予約に応じた運送を行うために必要な予約管理、最適配車を行う（最適な乗車場所及び乗車順、経路、降車場所及び降車順を決定する）システムをいい、当該システムの開発・導入経費

- ・自家用有償旅客運送の運転者の育成に要する経費

自家用有償運送の形態でオンデマンド交通を実現する場合に必要な運転者の育成に必要な経費

（募集を行うための説明会開催経費、訪日外国人旅行者対応のための接遇講習受講費、遠隔地から主要都市で開催される法定講習に参加するための交通費、出張講習により講師派遣を依頼する場合の出張費、会場賃料等諸経費を含む。）

相乗りタクシーについては、以下の経費を対象とする。

- ・相乗りタクシーの実施に必要なシステムの開発・導入経費

相乗りタクシー（配車アプリを活用して、目的地が近い利用者同士をマッチングさせてタクシーを配車させ、1 台のタクシーに複数の利用者が相乗りすることで、割安にタクシーを利用できるサービスをいう。）を実現するために必要なマッチング、運賃計算（相乗りする利用者の最初の乗車地から最後の降車地までの走行距離に応じて算定した金額を、各利用者が単独で乗車した場合の推計走行距離に応じて按分して算定し、乗車前に金額が分かるもの）を行うためのシステムの開発・導入経費

二 超小型モビリティ

超小型モビリティについては、以下の経費を対象とする。

- ・貸出・返却システムの導入経費

超小型モビリティの貸出・返却に必要な多言語によるシステムの整備・改良費

- ・超小型モビリティ配置場所整備費

超小型モビリティの貸出拠点の整備に係る経費（上屋を含む。）

- ・充電設備等の導入経費

超小型モビリティに電源を供給するための設備を整備し、付随する物品を購入するための経費

- ・走行位置管理システム導入経費(車載器を含む。)

超小型モビリティが安全が確保された区域内を走行し、高速道路等走行禁止区域に侵入しないよう走行位置を把握し、通信するためのシステム及び超小型モビリティに搭載する GPS 車載器、通信機器等を導入するための経費

三 海事

航路を特定せずオンデマンド運航サービスを提供する船舶については、以下の経費を対象とする。

- ・操船者の最適配乗管理システムの開発・導入経費

複数の操船者の最適な配乗管理システムの開発・導入経費

- ・デマンドシステムの開発・導入経費

複数の配船申込みに対し、最適な乗船・降船の経路を計算の上、操船者に示すシステムの開発・導入経費

- ・最適料金設定システムの開発・導入経費

需要と乗船距離等に応じた最適料金設定システムの開発・導入経費

- ・GPS 機器等の通信機器による洋上船舶管理システム開発・導入経費

洋上で運航している船舶にデマンドに応じた最適な運航を指示するための船舶の動静管理システムの開発・導入経費

四 シェアサイクル又はマイクロモビリティ

シェアサイクル又はマイクロモビリティについては、以下の費用を対象とする。

- ・貸出・返却システムの導入経費

シェアサイクル又はマイクロモビリティの貸出・返却に必要な多言語によるシステムの整備・改良費

- ・貸出拠点の整備費

シェアサイクル又はマイクロモビリティの貸出返却を行う場所であって、舗装や柵、精算機等の設置を含めたシェアサイクル又はマイクロモビリティを駐車するために必要な環境の整備・改良費

- ・貸出拠点間の需要供給管理システムの整備費

外国人旅行者の利便に資する、各貸出拠点におけるシェアサイクル又はマイクロモビリティの需要と供給を管理するシステムの整備・改良費

五 手荷物配送

手荷物の一時預かり又は配送の受付に活用する予約システムの整備・改良費

11 ⑩公共交通機関の運行情報等のデータ化の推進

公共交通機関の運行情報等のデータ化の推進に係る補助対象については、以下のとおりとする。

一 補助対象要件

ア) 補助対象となる特定データ形式とは、「標準的なバス情報フォーマット」、「標準的なフェリー・旅客船航路情報フォーマット」等の GTFS(General Transit Feed Specification)形式とする。

イ) 補助対象となる特定データ形式でのデータ出力を可能とするシステムとは、以下の要件に該当する場合とする。

ア ダイヤシステム、バスロケーションシステム等の運行管理に係るシステム

イ 特定データ形式で作成された時刻、運賃、路線又は車両位置等の交通情報を出力できるもの

二 補助対象経費

ア) 特定データ形式でのデータ出力を可能とするシステム構築に要する経費

・ 特定データ形式でのデータ出力を可能とするシステムの導入や既存のシステムの改修等に要する経費（故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない単なる修理、代替更新のみに要する経費は除く。）

イ) データ化されていない交通情報の特定データ形式によるデータ化に要する経費

・ 交通情報の特定データ形式化に要する費用（経路検索事業者等への委託費を含む。）

12 ⑪観光地での周遊や観光消費の増加を促すサービスの提供

観光地での周遊・観光消費の増加を促すサービスの提供にかかる補助対象については、以下のとおりとする。

一 事業補助対象要件

ア) 補助対象となる事業は、以下の条件に該当する場合を対象とする。

・ 交通事業者を 1 社以上含むこと。

・ 地方公共団体、公共交通事業者等又は観光事業者が実施する場合は、協定の締結等により相互に連携したものであること。

・ 交通機関又は観光施設に係るフリーパスを提供すること。

二 補助対象経費

ア) 複数事業者間のデータ等を連携するためのソフトウェア、クラウドサービス、アプリケーション（以下「連携基盤システム」という。）の購入・開発費（システム用サーバーの初期費用及び維持管理費用は除く。）

・ 既存の連携基盤システムの機能拡張に係るシステムの改修費

・ 連携基盤システムの利用料（最大 1 年間）

・ 連携基盤システム導入に伴う導入設定、マニュアル作成費、研修実施に係る費用

・ 連携基盤システムのセキュリティ対策費

・ 連携基盤システムを利用したキャッシュレス決済及び混雑情報（予測を含む。）を提供するシステム等の導入に係る費用

・ 超小型モビリティ等の新型輸送サービスの運行に係る費用（車両費は除く。）

・ 交通サービスの利用啓発に係る費用

第 7 条 種目ごとの事項については、以下のとおりとする。

一 鉄道

ア) 補助対象事業者等については、交付要領Ⅱ． 2． ②（鉄道） 1）を準用する。

イ) 鉄道車両への補助

鉄道車両における多言語対応、無料 Wi-Fi サービス、トイレの洋式化、移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応については、補助対象路線を運行する車両を補助対象とする。

二 自動車

ア) 補助対象事業者については、交付要領Ⅱ．②（自動車）１）を準用する。

（空港における旅客手続き等環境整備支援事業）

第8条 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金のうち、空港における旅客手続き等環境整備支援事業の実施に当たって必要な事項を次の通り定める。

1. 共通事項

①事業実施について

空港における旅客手続き等環境整備支援事業関係については、補助対象事業者は、事業毎に実施される要望調査時に、地方航空局に要望を提出する。

提出された要望を基に、地方航空局は、交付要綱附則第8条の規定に基づき、地方運輸局若しくは神戸運輸監理部又は沖縄総合事務局（以下「地方運輸局等」という。）との調整を経て、観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議に設置される交通対策ワーキンググループに、要望を含む事業実施計画案を諮ることとする。

同ワーキンググループにおいて事業実施計画案が了承された後、補助対象事業者に対して、地方航空局を通じて補助金額等が内示される。

補助対象事業者は、内示後に、交付申請書を地方航空局に提出する。

2. 搭乗関連手続きの円滑化事業

①基本的な考え方

1) 顔認証システムによる搭乗手続きの円滑化

空港を利用して出入国する旅客が、ストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、顔認証技術を活用して航空機への搭乗に関連する諸手続を一元化して円滑化・高度化し、利用者サービスを提供する顔認証対応機器・システムの導入を対象とする。

2) 各種手続きの自動化／航空保安検査の円滑化等

空港を利用して出入国する旅客が、ストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、先端技術等を活用して航空機への搭乗に関連する諸手続の円滑化・高度化し、利用者サービスを提供する先端機器・システムの導入等を対象とする。

3) 手荷物輸送等の円滑化

航空旅客ターミナル施設から航空機までの間の旅客輸送又は手荷物輸送の円滑化を目的とした先進機能の整備に要する経費の一部を補助するものとする。

②機能面の要件

1) 顔認証システムによる搭乗手続きの円滑化

チェックイン・手荷物預入・保安検査場入場ゲート・搭乗ゲートについて、顔認証機能を有し、機器・システムの使用により手続きを完遂するものであること。

複数の航空会社が共通で利用可能な機器・システムであること。

新たな出入国時における手続きに対応するためのシステム改良、施設改修、設備・機材の導入については、手続きの円滑化・効率化の効果が認められるものであること。

2) 各種手続きの自動化／航空保安検査の円滑化 等

チェックイン・手荷物預入・保安検査場入場ゲート・搭乗ゲートについては、機器・システムの使用により手続きを完遂するものであること。

複数の航空会社が共通で利用可能な機器・システムであること。

新たな出入国時における手続きに対応するためのシステム改良、施設改修、設備・機材の導入については、手続きの円滑化・効率化の効果が認められるものであること。

3) 手荷物輸送等の円滑化

手荷物搭降載補助機材については、バゲージハンドリングシステム、コンテナ又は航空機への手荷物の積み付け及び積み下ろしに用いる補助機材であること。ただし、労働負担を軽減することを目的とした身体に装着する機材は補助の対象としない。

自動走行トーイングトラクターについては、手荷物を搭載するコンテナをけん引することを目的としたトラクターであり、運転自動化レベル3（※）以上の機能を有する機材であること。

ランプ内情報共有ツール（スマートグラス、タブレット）については、地上取扱業務において、スタッフが作業時にリアルタイムで情報共有を行うことを目的としたインターネット接続端末及びアプリケーションソフトウェアであること。

自動走行バスについては、旅客の輸送を目的としたバスであり、運転自動化レベル3（※）以上の機能を有する機材であること。

（※）「運転自動化レベル」とは、官民 ITS 構想・ロードマップ 2020（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議：令和2年7月）で定義する「レベル」をいう。

③実施要件

航空旅客ターミナル施設内での搭乗関連手続き全体での円滑化の実現を図るため、補助対象事業者は関係者と連携した取組の計画を策定するものであること。

手荷物輸送等の円滑化については、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港、新千歳空港、福岡空港又は那覇空港に整備するものに対して優先的に補助を行うものとする。

④補助対象経費

1) 顔認証による搭乗手続きの円滑化

航空旅客ターミナル施設における搭乗関連手続きに係る顔認証対応機器の整備・改良に必要な経費を補助対象とし、補助対象経費については、以下のとおりとする。

なお、機器の新規整備だけでなく、既存機器の改良等による顔認証対応機器の整備に要する経費も補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための明確な機能向上を伴わない修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

ア) 顔認証対応機器の整備・改良に要する経費

- ・顔認証自動チェックイン機、顔認証自動手荷物預機、顔認証保安検査場自動ゲート、又は顔認証自動搭乗ゲートの機器購入費
- ・顔認証自動チェックイン機、顔認証自動手荷物預機、顔認証保安検査場自動ゲート、又は顔認証自動搭乗ゲートを構成するためのネットワーク機器の購入費及びソフトウェア購入費
- ・顔認証による各機器の一元化システムを構成するためのネットワーク機器の購入費及びソフトウェア購入費
- ・新たな出入国時における手続きに対応するためのシステム改良費、施設改修工事費、設備・機材の購入費、設置工事費及び付帯工事費

イ) 上記整備・改良の付帯工事に要する経費

- ・本事業で導入する機器を設置・稼働するために直接要した必要な最低限の費用とする。

2) 各種手続きの自動化／航空保安検査の円滑化等

航空旅客ターミナル施設における搭乗関連手続きに係る施設、設備、先進機器等の整備・改良に必要な経費を補助対象とし、補助対象経費については、以下のとおりとする。

なお、施設、設備、機器は新規整備だけでなく、既存施設、設備、機器の改良による先進機能の整備に要する経費も補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための明確な機能向上を伴わない修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

ア) 先進機器の整備・改良に要する経費

- ・自動チェックイン機、自動手荷物預機、保安検査場自動ゲート、又は自動搭乗ゲートの機器購入費
- ・自動チェックイン機、自動手荷物預機、保安検査場自動ゲート、又は自動搭乗ゲートを構成するためのネットワーク機器の購入費及びソフトウェア購入費
- ・スマートレーン（自動で手荷物の仕分け、搬送が可能なレーン）設備の購入費
- ・スマートレーンを構成するためのネットワーク機器及びソフトウェア購入費
- ・新たな出入国時における手続きに対応するためのシステム改良費、施設改修工事費、設備・機材の購入費、設置工事費及び付帯工事費

イ) 上記整備・改良の付帯工事に要する経費

- ・本事業で導入する機器を設置・稼働するために直接要した必要な最低限の費用とする。

4) 手荷物輸送等の円滑化

補助対象経費については、以下のとおりとする。

なお、新規購入だけでなく、既存機材の改造等による先進機能の整備に要する経費も補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための明確な機能向上を伴わない修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

- ・手荷物搭降載補助機材の購入費及び設置工事費
- ・自動走行トレーニングトラクターの購入費若しくは改造費
- ・ランプ内情報共有ツール（スマートグラス、タブレット）の購入費
- ・自動走行バスの購入費若しくは改造費

3. 旅客動線の合理化・高度化事業

①基本的な考え方

1) 旅客動線合理化システム

地方空港において国際線の就航を推進するため、国際線利用者の混雑や待ち時間の改善に資する、CUTE システムの導入及び、インラインスクリーニングシステム導入に伴う施設整備に要する経費の一部を支援する。

2) ビジネスジェット専用動線等

上質なサービスを求める観光客の訪日需要を促進するため、ビジネスジェット利用者の安全性・秘匿性の確保及び移動時間の短縮を図るための専用動線の整備に要する経費の一部を支援する。

②機能面の要件

1) 旅客動線合理化システム

CUTE システムについては、複数の航空会社が共通で利用可能な予約、搭乗券・手荷物タグ発券を行うシステムであること。

インラインスクリーニングシステムは、国際線旅客の搭乗手続きによる待ち時間短縮のため、チェックイン後に預入手荷物の検査を実施することが可能となるよう、預入れ手荷物の検査機器及び搬送設備から構成されるシステム（方式）とすること。

チェックインカウンター周辺における検査結果待ち旅客の滞留防止対策を講じること。

2) ビジネスジェット専用動線等

ビジネスジェット旅客に対して、安全性の向上、プライバシーの確保等、利便性の向上に資するための動線を確保する施設であること。

③実施要件

1) 旅客動線合理化システム

訪日誘客支援空港を優先的に取り扱うものとする。

2) ビジネスジェット専用動線等

これまでの実績や今後の需要見込みを踏まえて受入する空港とする。

④補助対象経費

1) 旅客動線合理化システム

ア) CUTE システムについては、以下を補助対象経費とする。

- ・CUTE 端末設備の購入費
- ・CUTE システムを構成するためのネットワーク機器の購入費及びソフトウェア購入費
- ・上記に係る整備・改良を実施する場合の設計費及び工事費

イ) インラインスクリーニングシステムについては、以下を補助対象経費とする。ただし、預入手荷物の検査機器は補助の対象としない。

- ・インラインスクリーニングシステムの整備・改良に係る設計費及び工事費
- ・預入手荷物検査結果表示システム構築・サーバー及びPC 端末設置費
- ・手荷物タグ読み取り装置設置費
- ・チェックインカウンター周辺における検査結果表示用ディスプレイ設置費
- ・その他、旅客滞留防止対策に必要な付帯設備に係る設計費及び工事費

2) ビジネスジェット専用動線等

ビジネスジェットの専用動線については、以下を補助対象経費とする。

- ・CIQ カウンターの整備・改良に係る設計費及び工事費
- ・待合施設の整備・改良に係る設計費及び工事費
- ・エプロンルーフの整備に係る設計費及び工事費
- ・自走式スロープの整備に係る設計費及び工事費
- ・専用通路の整備・改良に係る設計費及び工事費

附則別添

都道府県名	市区町村名
北海道	札幌市・函館市・小樽市・旭川市・室蘭市・釧路市・帯広市・北見市・夕張市・網走市・苫小牧市・稚内市・千歳市・富良野市・登別市・伊達市・北広島市・北斗市・七飯町・ニセコ町・留寿都村・倶知安町・積丹町・余市町・赤井川村・上川町・東川町・美瑛町・上富良野町・中富良野町・占冠村・美幌町・津別町・斜里町・清里町・小清水町・大空町・壮瞥町・白老町・洞爺湖町・音更町・新得町・幕別町・足寄町・標茶町・弟子屈町・白糠町・中標津町・羅臼町
青森県	青森市・弘前市・八戸市・黒石市・五所川原市・十和田市・三沢市・平川市・鱒ヶ沢町・深浦町・西目屋村・六戸町・おいらせ町
岩手県	盛岡市・宮古市・大船渡市・花巻市・北上市・一関市・釜石市・八幡平市・奥州市・滝沢市・雫石町・平泉町・田野畑村
宮城県	仙台市・石巻市・塩竈市・白石市・名取市・岩沼市・大崎市・蔵王町・柴田町・松島町・利府町
秋田県	秋田市・横手市・大館市・男鹿市・鹿角市・由利本荘市・大仙市・にかほ市・仙北市・小坂町・藤里町
山形県	山形市・米沢市・鶴岡市・酒田市・寒河江市・上山市・天童市・東根市・尾花沢市・河北町
福島県	福島市・会津若松市・郡山市・いわき市・白河市・須賀川市・二本松市・下郷町・檜枝岐村・北塩原村・猪苗代町・西郷村
茨城県	水戸市・日立市・土浦市・古河市・牛久市・つくば市・ひたちなか市・鹿嶋市・守谷市・神栖市・鉾田市・小美玉市
栃木県	宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・日光市・小山市・大田原市・矢板市・那須塩原市・芳賀町・塩谷町・那須町
群馬県	前橋市・高崎市・桐生市・伊勢崎市・太田市・館林市・渋川市・藤岡市・富岡市・下仁田町・嬬恋村・草津町・片品村・みなかみ町
埼玉県	さいたま市・川越市・熊谷市・川口市・所沢市・飯能市・春日部市・狭山市・上尾市・草加市・越谷市・蕨市・戸田市・入間市・朝霞市・和光市・新座市・久喜市・八潮市・富士見市・三郷市・坂戸市・鶴ヶ島市・ふじみ野市

都道府県名	市区町村名
千葉県	千葉市・市川市・船橋市・木更津市・松戸市・野田市・茂原市・成田市・佐倉市・習志野市・柏市・市原市・流山市・八千代市・我孫子市・鎌ヶ谷市・富津市・浦安市・四街道市・印西市・富里市・香取市・酒々井町・芝山町・一宮町
東京都	千代田区・中央区・港区・新宿区・文京区・台東区・墨田区・江東区・品川区・目黒区・大田区・世田谷区・渋谷区・中野区・杉並区・豊島区・北区・荒川区・板橋区・練馬区・足立区・葛飾区・江戸川区・八王子市・立川市・武蔵野市・三鷹市・青梅市・府中市・昭島市・調布市・町田市・小金井市・小平市・日野市・東村山市・国分寺市・国立市・福生市・狛江市・東久留米市・武蔵村山市・多摩市・稲城市・西東京市・小笠原村
神奈川県	横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市・平塚市・鎌倉市・藤沢市・小田原市・茅ヶ崎市・逗子市・秦野市・厚木市・大和市・伊勢原市・海老名市・座間市・綾瀬市・葉山町・大磯町・箱根町・湯河原町
新潟県	新潟市・長岡市・三条市・新発田市・燕市・妙高市・上越市・佐渡市・南魚沼市・湯沢町
富山県	富山市・高岡市・魚津市・氷見市・黒部市・砺波市・小矢部市・南砺市・射水市・立山町
石川県	金沢市・七尾市・小松市・輪島市・加賀市・かほく市・白山市・能美市・野々市市・内灘町
福井県	福井市・敦賀市・小浜市・勝山市・鯖江市・あわら市・越前市・坂井市・永平寺町・若狭町
山梨県	甲府市・富士吉田市・南アルプス市・北杜市・甲斐市・笛吹市・身延町・忍野村・山中湖村・鳴沢村・富士河口湖町
長野県	長野市・松本市・上田市・諏訪市・大町市・茅野市・塩尻市・佐久市・千曲市・安曇野市・軽井沢町・南木曽町・白馬村・小谷村・山ノ内町・野沢温泉村
岐阜県	岐阜市・大垣市・高山市・多治見市・中津川市・羽島市・土岐市・各務原市・可児市・飛騨市・郡上市・下呂市・白川村
静岡県	静岡市・浜松市・沼津市・熱海市・三島市・富士宮市・伊東市・島田市・富士市・磐田市・焼津市・掛川市・藤枝市・御殿場市・袋井市・下田市・裾野市・湖西市・伊豆市・御前崎市・菊川市・伊豆の国市・牧之原市・東伊豆町・河津町・函南町・小山町・吉田町
愛知県	名古屋市・豊橋市・岡崎市・一宮市・半田市・春日井市・豊川市・碧南市・刈谷市・豊田市・安城市・西尾市・蒲郡市・犬山市・常滑市・小牧市・稲沢市・東海市・大府市・知立市・高浜市・日進市・みよし市・長久手市・南知多町
三重県	津市・四日市市・伊勢市・松阪市・桑名市・鈴鹿市・尾鷲市・亀山市・鳥羽市・熊野市・志摩市・伊賀市・大紀町・南伊勢町・紀北町・御浜町・紀宝町
滋賀県	大津市・彦根市・長浜市・近江八幡市・草津市・守山市・甲賀市・高島市・東近江市・竜王町
京都府	京都市・宇治市・宮津市・亀岡市・長岡京市・八幡市・京田辺市・南丹市・木津川市・伊根町
大阪府	大阪市・堺市・岸和田市・豊中市・池田市・吹田市・泉大津市・高槻市・貝塚市・守口市・枚方市・茨木市・八尾市・泉佐野市・寝屋川市・河内長野市・大東市・和泉市・箕面市・羽曳野市・門真市・摂津市・藤井寺市・東大阪市・泉南市・田尻町
兵庫県	神戸市・姫路市・尼崎市・明石市・西宮市・洲本市・芦屋市・伊丹市・豊岡市・加古川市・宝塚市・三木市・高砂市・川西市・三田市・南あわじ市・淡路市
奈良県	奈良市・大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・五條市・生駒市・香芝市・斑鳩町・吉野町・黒滝村・天川村・野迫川村・十津川村・下北山村・上北山村・川上村
和歌山県	和歌山市・海南市・橋本市・田辺市・新宮市・岩出市・かつらぎ町・九度山町・高野町・みなべ町・白浜町・上富田町・すさみ町・那智勝浦町・串本町
鳥取県	鳥取市・米子市・倉吉市・境港市・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町・日吉津村・大山町・伯耆町・日野町・江府町
島根県	松江市・浜田市・出雲市・益田市・大田市・安来市・江津市・雲南市・飯南町・美郷町・津和野町・海士町・西ノ島町・知夫村・隠岐の島町

都道府県名	市区町村名
岡山県	岡山市・倉敷市・津山市・玉野市・笠岡市・総社市・備前市・赤磐市・真庭市・美作市・新庄村
広島県	広島市・呉市・竹原市・三原市・尾道市・福山市・東広島市・廿日市市・府中町・坂町
山口県	下関市・宇部市・山口市・萩市・防府市・下松市・岩国市・長門市・美祢市・周南市
徳島県	徳島市・鳴門市・阿南市・吉野川市・阿波市・三好市・松茂町・北島町・藍住町・板野町
香川県	高松市・丸亀市・坂出市・観音寺市・三豊市・土庄町・小豆島町・直島町・綾川町・琴平町
愛媛県	松山市・今治市・宇和島市・新居浜市・西条市・大洲市・伊予市・四国中央市・松前町・内子町
高知県	高知市・南国市・土佐市・須崎市・土佐清水市・四万十市・香南市・香美市・芸西村・いの町
福岡県	北九州市・福岡市・大牟田市・久留米市・柳川市・中間市・筑紫野市・春日市・大野城市・宗像市・太宰府市・福津市・朝倉市・糸島市・那珂川市・志免町・粕屋町・荏田町
佐賀県	佐賀市・唐津市・鳥栖市・多久市・伊万里市・武雄市・鹿島市・嬉野市・基山町・有田町
長崎県	長崎市・佐世保市・島原市・諫早市・大村市・平戸市・対馬市・五島市・西海市・雲仙市・南島原市・時津町・小値賀町・新上五島町
熊本県	熊本市・八代市・人吉市・荒尾市・菊池市・宇城市・阿蘇市・天草市・南関町・大津町・菊陽町・南小国町・小国町・産山村・高森町・南阿蘇村・益城町
大分県	大分市・別府市・日田市・竹田市・宇佐市・由布市・国東市・日出町・九重町・玖珠町
宮崎県	宮崎市・都城市・延岡市・日南市・小林市・日向市・西都市・えびの市・高原町・綾町・高千穂町
鹿児島県	鹿児島市・鹿屋市・指宿市・垂水市・薩摩川内市・日置市・霧島市・南九州市・姶良市・湧水町・南大隅町・屋久島町
沖縄県	那覇市・宜野湾市・石垣市・浦添市・名護市・糸満市・沖縄市・豊見城市・うるま市・宮古島市・南城市・今帰仁村・本部町・恩納村・宜野座村・金武町・伊江村・読谷村・嘉手納町・北谷町・北中城村・中城村・渡嘉敷村・座間味村・八重瀬町・竹富町

（既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業）

実施に当たって、別途公募要領を定めることとする。

附 則

第1条 この要領は、令和5年2月8日から施行する。

（省エネ設備等導入支援事業）

第2条 実施に当たって、別途公募要領を定めることとする。

（空港における旅客手続き等環境整備支援事業）

第3条 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金のうち、令和4年度二次補正予算における空港における旅客手続き等環境整備支援事業の実施に当たって必要な事項を次の通り定める。

1. 共通事項

①事業実施について

令和4年度二次補正予算における空港における旅客手続き等環境整備支援事業関係については、補助対象事業者は、事業毎に実施される要望調査時に、地方航空局に要望を提出する。

提出された要望を基に、地方航空局は、交付要綱附則第8条の規定に基づき、地方運輸局若しくは神戸運輸監理部又は沖縄総合事務局（以下「地方運輸局等」という。）との調整を経て、観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議に設置される交通対策ワーキンググループに、要望を含む事業実施計画案を諮ることとする。

同ワーキンググループにおいて事業実施計画案が了承された後、補助対象事業者に対して、地方航空局を通じて補助金額等が内示される。

補助対象事業者は、内示後に、交付申請書を地方航空局に提出する。

2. 搭乗関連手続きの円滑化事業

①基本的な考え方

1) 顔認証システムによる搭乗手続きの円滑化

空港を利用して出入国する旅客が、ストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、顔認証技術を活用して航空機への搭乗に関連する諸手続きを一元化して円滑化・高度化し、利用者サービスを提供する顔認証対応機器・システムの導入を対象とする。

2) 各種手続きの自動化／航空保安検査の円滑化等

空港を利用して出入国する旅客が、ストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、先端技術等を活用して航空機への搭乗に関連する諸手続きの円滑化・高度化し、利用者サービスを提供する先端機器・システムの導入等を対象とする。

3) 手荷物輸送等の円滑化

航空旅客ターミナル施設から航空機までの間の旅客輸送又は手荷物輸送の円滑化を目的とした先進機能の整備に要する経費の一部を補助するものとする。

②機能面の要件

1) 顔認証システムによる搭乗手続きの円滑化

チェックイン・手荷物預入・保安検査場入場ゲート・搭乗ゲートについて、顔認証機能を有し、機器・システムの使用により手続きを完遂するものであること。

複数の航空会社が共通で利用可能な機器・システムであること。

2) 各種手続きの自動化／航空保安検査の円滑化 等

チェックイン・手荷物預入・保安検査場入場ゲート・搭乗ゲートについては、機器・システムの使用により手続きを完遂するものであること。

複数の航空会社が共通で利用可能な機器・システムであること。

3) 手荷物輸送等の円滑化

手荷物搭降載補助機材については、バゲージハンドリングシステム、コンテナ又は航空機への手荷物の積み付け及び積み下ろしに用いる補助機材であること。ただし、労働負荷を軽減することを目的とした身体に装着する機材は補助の対象としない。

自動走行トーイングトラクターについては、手荷物を搭載するコンテナをけん引することを目的としたトラクターであり、運転自動化レベル3（※）以上の機能を有する機材であること。

ランプ内情報共有ツール（スマートグラス、タブレット）については、地上取扱業務において、スタッフが作業時にリアルタイムで情報共有を行うことを目的としたインターネット接続端末及びアプリケーションソフトウェアであること。

自動走行バスについては、旅客の輸送を目的としたバスであり、運転自動化レベル3（※）以上の機能を有する機材であること。

（※）「運転自動化レベル」とは、官民 ITS 構想・ロードマップ 2020（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議：令和2年7月）で定義する「レベル」をいう。

自動装着・遠隔操作機能付き搭乗橋については、装着作業の高度化・効率化を目的としたものであり、自動化や遠隔操作化等の機能を有するものであること。

③実施要件

航空旅客ターミナル施設内での搭乗関連手続き全体での円滑化の実現を図るため、補助対象事業者は関係者と連携した取組の計画を策定するものであること。

手荷物輸送等の円滑化については、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港、新千歳空港、福岡空港又は那覇空港に整備するものに対して優先的に補助を行うものとする。

④補助対象経費

1）顔認証による搭乗手続きの円滑化

航空旅客ターミナル施設における搭乗関連手続きに係る顔認証対応機器の整備・改良に必要な経費を補助対象とし、補助対象経費については、以下のとおりとする。

なお、機器の新規整備だけでなく、既存機器の改良等による顔認証対応機器の整備に要する経費も補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための明確な機能向上を伴わない修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

ア）顔認証対応機器の整備・改良に要する経費

- ・顔認証自動チェックイン機、顔認証自動手荷物預機、顔認証保安検査場自動ゲート、又は顔認証自動搭乗ゲートの機器購入費

- ・顔認証自動チェックイン機、顔認証自動手荷物預機、顔認証保安検査場自動ゲート、又は顔認証自動搭乗ゲートを構成するためのネットワーク機器の購入費及びソフトウェア購入費

- ・顔認証による各機器の一元化システムを構成するためのネットワーク機器の購入費及びソフトウェア購入費

イ）上記整備・改良の付帯工事に要する経費

- ・本事業で導入する機器を設置・稼働するために直接要した必要な最低限の費用とする。

2）各種手続きの自動化／航空保安検査の円滑化等

航空旅客ターミナル施設における搭乗関連手続きに係る施設、設備、先進機器等の整備・改良に必要な経費を補助対象とし、補助対象経費については、以下のとおりとする。

なお、施設、設備、機器は新規整備だけでなく、既存施設、設備、機器の改良による先進機能の整備に要する経費も補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための明確な機能向上を伴わない修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

ア）先進機器の整備・改良に要する経費

- ・自動チェックイン機、自動手荷物預機、保安検査場自動ゲート、又は自動搭乗ゲートの機器購入費

- ・自動チェックイン機、自動手荷物預機、保安検査場自動ゲート、又は自動搭乗ゲートを構成するためのネットワーク機器の購入費及びソフトウェア購入費

- ・スマートレーン（自動で手荷物の仕分け、搬送が可能なレーン）設備の購入費

- ・スマートレーンを構成するためのネットワーク機器及びソフトウェア購入費

イ）上記整備・改良の付帯工事に要する経費

- ・本事業で導入する機器を設置・稼働するために直接要した必要な最低限の費用とする。

3）手荷物輸送等の円滑化

補助対象経費については、以下のとおりとする。

なお、新規購入だけでなく、既存機材の改造等による先進機能の整備に要する経費も補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための明確な機能向上を伴わない修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

- ・手荷物搭降載補助機材の購入費及び設置工事費
- ・自動走行トーイングトラクターの購入費若しくは改造費
- ・ランプ内情報共有ツール（スマートグラス、タブレット）の購入費
- ・自動走行バスの購入費若しくは改造費
- ・自動装着・遠隔操作機能付き搭乗橋の購入費、設置工事費及び改造費（なお、装着作業の高度化・効率化に資する部分のみを補助対象とする。）

3. 旅客動線の合理化・高度化事業

①基本的な考え方

1) 旅客動線合理化システム

地方空港において国際線の就航を推進するため、国際線利用者の混雑や待ち時間の改善に資する、CUTE システムの導入及び、インラインスクリーニングシステム導入に伴う施設整備に要する経費の一部を支援する。

2) ビジネスジェット専用動線等

上質なサービスを求める観光客の訪日需要を促進するため、ビジネスジェット利用者の安全性・秘匿性の確保及び移動時間の短縮を図るための専用動線の整備に要する経費の一部を支援する。

②機能面の要件

1) 旅客動線合理化システム

CUTE システムについては、複数の航空会社が共通で利用可能な予約、搭乗券・手荷物タグ発券を行うシステムであること。

インラインスクリーニングシステムは、国際線旅客の搭乗手続きによる待ち時間短縮のため、チェックイン後に預入手荷物の検査を実施することが可能となるよう、預入れ手荷物の検査機器及び搬送設備から構成されるシステム（方式）とすること。

チェックインカウンター周辺における検査結果待ち旅客の滞留防止対策を講じること。

2) ビジネスジェット専用動線等

ビジネスジェット旅客に対して、安全性の向上、プライバシーの確保等、利便性の向上に資するための動線を確保する施設であること。

③実施要件

1) 旅客動線合理化システム

訪日誘客支援空港を優先的に取り扱うものとする。

2) ビジネスジェット専用動線等

これまでの実績や今後の需要見込みを踏まえて受入する空港とする。

④補助対象経費

1) 旅客動線合理化システム

ア) CUTE システムについては、以下を補助対象経費とする。

- ・CUTE 端末設備の購入費
- ・CUTE システムを構成するためのネットワーク機器の購入費及びソフトウェア購入費
- ・上記に係る整備・改良を実施する場合の設計費及び工事費

イ) インラインスクリーニングシステムについては、以下を補助対象経費とする。ただし、預入手荷物の検査機器は補助の対象としない。

- ・インラインスクリーニングシステムの整備・改良に係る設計費及び工事費

- ・預入手荷物検査結果表示システム構築・サーバー及びPC 端末設置費
- ・手荷物タグ読み取り装置設置費
- ・チェックインカウンター周辺における検査結果表示用ディスプレイ設置費
- ・その他、旅客滞留防止対策に必要な付帯設備に係る設計費及び工事費

2) ビジネスジェット専用動線等

ビジネスジェットの専用動線については、以下を補助対象経費とする。

- ・CIQ カウンターの整備・改良に係る設計費及び工事費
- ・待合施設の整備・改良に係る設計費及び工事費
- ・エプロンルーフの整備に係る設計費及び工事費
- ・自走式スロープの整備に係る設計費及び工事費
- ・専用通路の整備・改良に係る設計費及び工事費

(交通インバウンド環境革新等事業)

第4条 指定市区町村は、附則別添に掲げるとおりとする。

(公共交通路線等)

第5条 交付要綱附則第3条第1項における外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律(平成9年法律第91号。以下「国際観光振興法」という。)第8条第1項により観光庁長官が指定した区間とは、「公共交通事業者等が外国人観光旅客利便増進措置を講ずべき区間」(令和3年観光庁告示第2号)において定められた区間(以下「指定区間」という。)をいう。

2 これと一体となって利用環境を刷新することが効果的と考えられるものとは、以下のものをいう。

一 貸切バス、タクシー、自家用有償旅客運送

指定区間内の駅・ターミナル等を営業区域又は運送の区域に含むもの

二 旅客船、海上タクシー

指定区間内の駅・ターミナル等と接続する(※)港(湖川内の棧橋等を含む。)を起点又は終点とする航路を含むもの

※「接続する」とは、駅等と旅客船ターミナルとの間を、徒歩を含む移動手段により、通常の観光ルートとして結ぶことをいう。

三 ロープウェイ等

指定区間の駅等を含む観光地内を発着するもの

四 レンタカー、超小型モビリティ、シェアサイクル又はマイクロモビリティ

指定区間内の駅・ターミナル等に営業所又は貸出拠点があるもの(駅・ターミナル等周辺に営業所又は貸出拠点があるものを含む。)

五 旅客船ターミナル等

国際旅客船の利用に供され、若しくは供されることとなる埠頭における旅客船ターミナル又は多数の外国人観光旅客が利用する旅客船若しくは外国人観光旅客の利用の増加が見込まれる旅客船のターミナル及び当該ターミナルと指定区間内の駅等を結ぶ場合

六 手荷物配送

指定区間内の駅・ターミナル等にカウンターがあるもの

七 路線バス(交通機関の運行情報のデータ化の推進に限る。)

指定区間内の駅・ターミナル等が発着するもの

3 交付要綱附則別表3中「通常、整備が想定されていない場合」とは、以下に掲げるものをいう。

一 レンタカー、超小型モビリティ、シェアサイクル又はマイクロモビリティの無料Wi-Fi サービス

二 軌道、バス(バスターミナルを除く。)、タクシー、レンタカー、自家用有償旅客運送、相乗りタクシー、超小型モビリティ、海上タクシー、シェアサイクル、マイクロモビリティ又は手荷物配送のトイレの洋式化

三 衛星通信を利用した有料Wi-Fi サービスを提供している旅客船の無料Wi-Fi サービス

四 貸切バス、空港及び港湾のキャッシュレス決済対応

(準用規定)

第6条 II. 1. ②(多言語表記について)から(事業評価について)までの規定は、交通インバウンド環境革新等事業を行う場合において準用する。この場合において、交付要綱第50条及び第51条第1項中「交通サービスインバウンド対応支援事業」とあるのは「交通インバウンド環境革新等事業」と読み替えるものとする。

(種目ごとの事項)

第7条 補助対象事業のうち、各項目にかかる補助対象については、以下のとおりとする。

2 ①多言語対応【必須メニュー】

一 案内標識、可変式情報表示装置、ホームページ(パソコン又は携帯電話やスマートフォン等から利用できるものとし、経路検索又は予約システムを提供するものに限る。)等の多言語又はピクトグラムによる表記について

ア) 案内標識とは、誘導サイン類(施設内の方向を指示するのに必要なサイン)、位置サイン類(施設等の位置を告知するのに必要なサイン)、案内サイン類(乗降条件や位置関係等を案内するのに必要なサインで路線図、時刻表、構内図、所要時間案内標、運賃表、のりば案内標を含む。)、規制サイン類(利用者の行動を規制するのに必要なサイン)を多言語表記するものをいい、補助対象事業者の公共サービスを提供する施設管理区分を対象とする。

イ) 可変式情報表示装置とは、LED、液晶などを用いた電子式やフラップなどを用いた機械式の表示方式を用いて、視覚情報を可変的に表示するデジタルサイネージをはじめとした装置のことをいい、補助対象事業者の公共サービスを提供する施設管理区分を対象とする。

ただし、広告宣伝を主に行うものは除くこととする。

ウ) ホームページ(パソコン又は携帯電話やスマートフォン等から利用できるものとし、経路検索又は予約システムを提供するものに限る。)とは、補助対象事業者が管理運営する経路検索又は予約システムを備えたウェブサイト(新規開設及び多言語化に伴い新たに経路検索又は予約システムを備える場合を含む。)の多言語化を行うものを指し、時刻表、運行情報、沿線情報等が掲載されたものとする。経路検索とは、乗換案内情報等を提供するシステムの整備に要する経費(乗換案内情報等のコンテンツプロバイダーへの情報提供を目的とした時刻情報等の電子化に伴う初期費用を含む。)を対象とする。

また、予約システムとは、オンライン上で座席が予約でき、かつクレジットカード等により決済できることが望ましいが、オンライン上のメールフォーム等により多言語により座席の予約をできるものも含む。

ただし、広告宣伝を主に行うものは除くこととする。

エ) その他想定としては、自動券売機画面や切符の券面の多言語化に伴う自動券売機のシステム改修費用、スマートフォンを活用した船内での多言語観光案内に要する費用(アプリケーション導入に伴う費用)等を想定している。

二 案内放送の多言語化(スマートフォンアプリの活用等によるものも含む。)について

案内放送の多言語化とは、多言語による自動放送を行うことが出来る案内放送装置のことをいう。また、旅客施設や車内等における案内放送を訪日外国人旅行者のスマートフォン等に多言語表示させるためのシステム導入に要する経費についても補助対象とする。

なお、翻訳や録音等の諸費用を含む。

三 多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器、多言語拡声装置について

多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器及び多言語拡声装置とは、旅客施設又は車内・船内において、補助対象事業者のスタッフが多言語により運行情報等を提供することや訪日外国人旅行者とコミュニケーションをとることを目的として使用する機器である。

なお、通信費等の当該多言語案内・翻訳用タブレット端末及び多言語案内・翻訳システム機器の維持に関する経費は補助対象としない。

また、多言語案内・翻訳用タブレット端末においては、多言語案内・翻訳アプリをインストールすることを条件とし、タブレット端末の導入後には利用状況を把握する。その他、路線図、時刻表等、訪日外国人旅行者の移動円滑化に資する多言語情報をインストールすることとする。

四 事故・災害時等においても、案内標識、可変式情報表示装置、案内放送、ホームページ、多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器、多言語拡声装置等により、運行情報等の訪日外国人旅行者の移動円滑化に資する情報を多言語で提供する。

五 多言語ロケーションシステムについて

「ロケーションシステム」とは、GPS等を用いて車両の位置情報を収集し、駅等の案内表示板や訪日外国人旅行者所有のスマートフォン、パソコン等に運行情報を提供するシステムのことをいい、多言語で情報提供するものに限る。

なお、位置情報を訪日外国人旅行者所有のスマートフォン等を使用して提供する場合には、訪日外国人旅行者が当該情報を容易に取得できるよう、ターミナル駅や優等列車の車両内を中心に、無料公衆無線LAN環境の整備を促進することとする。

また、バスロケーションシステムを導入する場合は、標準的なバス情報フォーマットを使用すること。

六 訪日外国人旅行者対応のための接客研修について

訪日外国人旅行者対応のための接客研修（オンデマンド交通に限る。）については、訪日外国人が言葉の不安を感じることなく利用できるようにするために、ドライバーや窓口スタッフ（電話等で対応するスタッフを含む。）に対して、接客研修を実施するために要する経費を補助対象とする（接客研修、災害対応訓練研修、講師謝金、会場借上料、テキスト作成費、研修参加費及び研修委託料を対象とする。ただし、人件費は除く。）。

3 ②無料 Wi-Fi サービス【必須メニュー】

本事業の対象となる無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」（無料公衆無線LAN機器の購入に係る費用）及び「機器設置工事費」（無料公衆無線LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティ対策含む。））を対象とする。

このうち航空機へ設置する経費については補助対象外とする。

ただし、通信費等の当該無料公衆無線LAN環境の維持に関する経費は補助対象としない。

当該機器については、訪日外国人旅行者の移動に係る利便性の向上の促進等に資する旅客施設又は車内・船内に設置することとする。

4 ③トイレの洋式化【必須メニュー】

車内・船内及び旅客施設における和式トイレの洋式化に必要な経費を補助対象とし、補助対象設備は以下のとおりとする。

一 トイレの洋式化について

ア) 補助対象経費

次に掲げるア又はア及びイを実施する場合、整備に係る設計、機器購入、工事（撤去・内装・衛生設備・取付・建具及び電気設備等）及び工事管理等に要する経費を補助対象とする。

ア 基本整備項目

- ・和式便器の洋式化
- ・洋式便器の増設
- ・洋式便器の旧式から新式への交換（温水洗浄便座を設置するものに限る。）
- ・洋式便器の新設（建替、増築、新築時）

なお、補助対象となる大便器が設置されるブース内の機器（大便器、普通便座、紙巻き器、洗浄関連設備等）の購入費、設置に要する経費は基本整備項目に係る経費に含めることとする。

イ 追加整備項目

※追加整備項目については、基本整備項目を実施した場合に限り、機能向上が認められる以下の整備を補助対象とする。なお、追加整備項目に係る設計・工事（外装工事を除く）に要する経費は基本整備項目に含めることとする。

- ・温水洗浄便座の設置、暖房便座
- ・ハンドドライヤーの設置
- ・洗面器（自動水栓化等）
- ・化粧鏡
- ・小便器（自動水栓化等）
- ・LED照明
- ・室内空調（換気、冷暖房）設備
- ・外装工事（屋根部分は除く）
- ・窓
- ・入口ドア
- ・案内標識（多言語又はピクトサイン等により、トイレであることを示す標識やトイレの場所まで誘導することを目的に設置する看板等）
- ・案内表示（トイレ施設内のピクトサインや使用方法を説明する多言語表示の設置等）
- ・掃除流し
- ・その他

イ) 補助対象外経費

以下の整備は補助対象としない。

- ・土地の取得
- ・和式便器の整備
- ・案内標識以外の公衆トイレの周囲の整備（舗装、アプローチのバリアフリー化、トイレ施設外の電気・配管・浄化槽の設置等）
- ・躯体の新設工事（床・天井・壁・屋根等の建築構造に係る工事）

二 多機能トイレについて

多機能トイレの設置等に要する経費のうち、附帯工事費、補償費及び事務費については、以下のものとする。

ア) 附帯工事費

多機能トイレの設置に伴う建物の改修等（通路、階段等の新設、移設及び改築等）に直接要した費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含むものとする。

イ) 補償費

物件の移転等に伴う補償に直接要した費用とする。

ウ) 事務費

補助対象経費の区分に定める工事等に要する設計費及び工事監理費とする。

5 ④キャッシュレス決済対応【必須メニュー】

キャッシュレス決済対応については、乗車・乗船に係るものや、シェアサイクル、マイクロモビリティ又は手荷物配送における利用に係るものに限り、補助対象設備は、以下のものとする。

一 全国共通ICカードについて

ア) 交通系ICカード（全国相互利用可能なものに限る。）の利用を可能とするシステム導入・改修に要する経費（システム開発費、設備整備費等）を補助対象とする。

イ) 「交通系ICカード（全国相互利用可能なものに限る。）」とは、Kitaca、Suica、PASMO、TOICA、manaca、ICOCA、PiTaPa、SUGOCA、はやかけん及びnimocaの全国主要エリアで利用可能な10種類のカードを指す。

ウ) サービス提供区域・路線・車両の拡大や相互利用範囲の拡大等の機能の明確な向上に要する経費については補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

エ) 交通系ＩＣカードの利用を可能とするシステムを導入する場合には、訪日外国人旅行者が移動を円滑に行うため、車両内・船内においては次停車駅（次停留所）又は次の入船港に関して多言語で情報提供を行い、旅客施設においては駅名・入船港名等を多言語化するものとする。ただし、多言語での情報提供は、車内・船内放送設備によるものを含む。

二 二次元コード等、クレジットカード対応、索道のキャッシュレス対応、レンタカーのＥＴＣカード対応等について

ア) 二次元コード等決済、クレジットカード決済、索道のキャッシュレス対応、レンタカーのＥＴＣカード対応等を可能とするシステム導入・改修に要する経費（システム開発費、設備整備費等）を補助対象とする。

イ) サービス提供区域・路線・車両の拡大や相互利用範囲の拡大等の機能の明確な向上に要する経費については補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

ウ) 「二次元コード等」とは、以下のものを対象とする。

- ・二次元コード
- ・バーコード

三 ＩＣカード企画乗車船券、企画乗車船券の発行について

ア) ＩＣカード企画乗車船券又は企画乗車船券（以下「企画乗車船券等」という。）の補助対象事業者が、複数の公共交通事業者等である場合には、当該公共交通事業者等の中から、取りまとめ事業者を定め、大臣は当該取りまとめ事業者に対して補助するものとする。

イ) 補助対象事業者が、公共交通事業者等から構成される団体等である場合には、当該団体等の構成員たる公共交通事業者等の中から、取りまとめ事業者を定め、大臣は当該取りまとめ事業者又は当該団体等に対して補助をするものとする。

なお、企画乗車船券等の利用エリアには、補助対象事業者以外の路線や補助対象路線等以外を含んでも構わないが、補助対象事業者以外の事業者への補助はできない。

ウ) 取りまとめ事業者は、交付要綱に定められた手続を代表して行う。

エ) 企画乗車船券等の補助対象経費は、システム開発・改修費用、設備整備費用（企画乗車船券のＩＣカード化、補助対象路線等に限る）、ＩＣカード及び券片の製作費用、販促物作成費用、多言語のウェブサイト制作費用、翻訳費用、プロモーション費用、協議会運営費用等を補助対象とする。

なお、当該企画乗車船券の導入による事業者の減収分の補填等は補助対象経費外とする。

オ) 販売後には、販売枚数の記録、アンケートその他の方法により、当該企画乗車船券等に係る訪日外国人旅行者向けの販売状況、利用状況等を把握するものとする。

6 ⑤感染症拡大防止対策【必須メニュー】

補助の対象となる事業は、公共交通事業者等が行う感染症の拡大防止対策のための事業とする。

補助対象経費については、以下のとおりとする。

- 一 駅・車両等における抗菌・抗ウイルス・換気対策
- 二 駅・ターミナル等の衛生対策
- 三 熱感知カメラの設置等による検温
- 四 利用者に対し感染症対策への協力を求めるための周知等
- 五 混雑情報（予測を含む。）を提供するシステムの導入に要する経費等

7 ⑥非常時のスマートフォン等の充電環境の確保【選択メニュー】

補助対象経費については、以下のとおりとする。なお、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

一 非常用電源装置

旅客施設や車内・船内において、多言語で情報提供等を行うために必要な非常用電源装置（蓄電池システム、発電機等）の整備に要する経費。

二 情報端末への電源供給機器

事故・災害時等において、外国人観光客が所有する携帯電話等の情報端末を充電するための機器の整備に要する費用。

三 その他

非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備に附随するもの。

四 本補助事業の対象となる情報端末への電源供給機器については、訪日外国人旅行者に対して、インターネットの利用、旅客施設や車内・船内において公衆に見やすいように掲示する方法その他これらに類する方法により、多言語で分かりやすくその所在を示すもの（補助事業完了までに当該措置を実施する計画を定めている場合を含む。）とする。

8 ⑦大きな荷物を持ったインバウンド旅客のための機能向上【選択メニュー】

一 旅客施設における段差の解消（エレベーター、スロープ、ボーディングブリッジ等）に要する経費のうち、附帯工事費、補償費及び事務費については、以下のものとする。

ア) 附帯工事費

バリアフリー化設備等の整備に伴う建物の改修等（通路、階段等の新設、移設及び改築等）に直接要した費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含むものとする。

イ) 補償費

物件の移転等に伴う補償に直接要した費用とする。

ウ) 事務費

補助対象経費の区分に定める工事等に要する設計費及び工事監理費とする。

なお、エレベーター又はスロープについては「ピクトグラム」又は多言語表記を行うこととする。

二 LRTシステムの整備

LRTシステムの整備に要する経費のうち、附帯工事費、補償費及び事務費については、以下のものとする。

ア) 附帯工事費

停留施設整備、制振軌道整備、変電所整備、車庫整備、相互直通運転化施設整備等に伴う旅客施設の改修等（通路、階段等の新設、移設及び改築等）に直接要した費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含むものとする。

イ) 補償費

物件の移転等に伴う補償に直接要した費用とする。

三 インバウンド対応型バス

ア) インバウンド対応型バスとは、本補助事業の必須メニューである多言語対応、無料 Wi-Fi サービス及びキャッシュレス決済対応が全て設置されているノンステップバス（連節車両含む。）、リフト付きバスをいう。

イ) インバウンド対応型バスの導入に係る補助対象は、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領（平成15年12月26日付け国自技第211号、平成18年3月20日付け国自技第254号、平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号）に基づく認定を受けたノンステップバスに限ることとする。なお、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前に大臣にその理由を記載した書類を提出しなければならない。

ウ) インバウンド対応型バス車両に係る車載機器類の取扱い

インバウンド対応型バス車両に係る車載機器類については、以下の車載機器類に限るものとする。

ア ノンステップバス標準仕様装備（リフト付バスについても、これに準ずるものとする。）

イ ニーリング、アイドリングストップ、オートマチック装置

ウ ABS装置

エ 車椅子固定装置、床の滑止め加工

オ 上記アからエまでに掲げるもののほか、バリアフリー化に資する車載機器類であって、大臣が認めるもの

カ 多言語対応端末（タブレット端末、音声翻訳機 等）

- キ 無料 Wi-Fi サービス
- ク キャッシュレス決済端末
- ケ PTPS車載機器

四 インバウンド対応型タクシー

ア) インバウンド対応型タクシーとは、本補助事業の必須メニューである多言語対応、無料 Wi-Fi サービス及びキャッシュレス決済対応が全て設置されているユニバーサルデザインタクシーをいう。

イ) インバウンド対応型タクシーの導入に係る補助対象は、標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成24年3月28日付け国自旅第192号）に基づく認定を受けたタクシーに限ることとする。

ウ) インバウンド対応型タクシー車両に係る車載機器類の取扱い

インバウンド対応型タクシー車両に係る車載機器類については、以下の車載機器類に限るものとする。

- ア 車いす等固定装置
- イ 車いす用シートベルト
- ウ 手すり
- エ 点滴等フック固定装置
- オ 車いす用ヘッドレスト

カ 上記アからオまでに掲げるもののほか、バリアフリー化に資する車載機器類であって、大臣が認めるもの

- キ 多言語対応端末（タブレット端末、音声翻訳機 等）
- ク 無料 Wi-Fi サービス
- ケ キャッシュレス決済端末

五 車両における荷物置き場の設置

鉄道車両内において、ラゲッジラックの設置等により大型荷物スペースを確保するために必要な車両の改良に要する経費を補助対象とする。

9 ⑧移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応【選択メニュー】

観光列車、サイクルトレイン、サイクルバス、サイクルシップ、オーブントップバス、水陸両用バスその他の移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応に資する訪日外国人旅行者向け車両の導入・改造等に要する経費を補助対象とする（設計費、販促物作成費用、多言語のウェブサイト制作費用、翻訳費用を含む）。

一 観光列車

ア) 地域の観光資源・観光関係者と連携して、景色や食事を楽しむなど、移動そのものが観光資源となるもので、利用者への対応が多言語となっている訪日外国人旅行者向けの商品展開を図るものに限る。

イ) 寝台列車は補助対象外とする。

二 サイクルトレイン、サイクルバス、サイクルシップ

自転車を解体せずに乗車・乗船することができ、利用者への対応が多言語で対応している車両・船舶の導入・改造等に要する経費であり、旅客施設において自転車を移動させるためのスロープの設置等に要する経費を含む。

三 オーブントップバス、水陸両用バス

訪日外国人向けの定期観光バスルートに導入され、利用者への対応が多言語で対応している車両に限る。

四 上記一～三の他に移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応に資する訪日外国人旅行者向け車両を含む。

10 ⑨多様なニーズに対応する新たな交通サービス創出等【選択メニュー】

多様なニーズに対応する新たな交通サービスの創出等に資するシステムの導入・開発等に要する経費を補助対象とする。

一 自家用有償旅客運送等

オンデマンド交通については、以下の経費を対象とする。

- ・オンデマンド交通システムの開発・導入に要する経費

オンデマンド交通システムとは、AI等を活用して予約に応じた運送を行うために必要な予約管理、最適配車を行う（最適な乗車場所及び乗車順、経路、降車場所及び降車順を決定する）システムをいい、当該システムの開発・導入経費

- ・自家用有償旅客運送の運転者の育成に要する経費

自家用有償運送の形態でオンデマンド交通を実現する場合に必要な運転者の育成に必要な経費（募集を行うための説明会開催経費、訪日外国人旅行者対応のための接遇講習受講費、遠隔地から主要都市で開催される法定講習に参加するための交通費、出張講習により講師派遣を依頼する場合の出張費、会場賃料等諸経費を含む。）

相乗りタクシーについては、以下の経費を対象とする。

- ・相乗りタクシーの実施に必要なとなるシステムの開発・導入経費

相乗りタクシー（配車アプリを活用して、目的地が近い利用者同士をマッチングさせてタクシーを配車させ、1台のタクシーに複数の利用者が相乗りすることで、割安にタクシーを利用できるサービスをいう。）を実現するために必要なマッチング、運賃計算（相乗りする利用者の最初の乗車地から最後の降車地までの走行距離に応じて算定した金額を、各利用者が単独で乗車した場合の推計走行距離に応じて按分して算定し、乗車前に金額が分かるもの）を行うためのシステムの開発・導入経費

二 超小型モビリティ

超小型モビリティについては、以下の経費を対象とする。

- ・貸出・返却システムの導入経費

超小型モビリティの貸出・返却に必要な多言語によるシステムの整備・改良費

- ・超小型モビリティ配置場所整備費

超小型モビリティの貸出拠点の整備に係る経費（上屋を含む。）

- ・充電設備等の導入経費

超小型モビリティに電源を供給するための設備を整備し、附随する物品を購入するための経費

- ・走行位置管理システム導入経費(車載器を含む。)

超小型モビリティが安全が確保された区域内を走行し、高速道路等走行禁止区域に侵入しないよう走行位置を把握し、通信するためのシステム及び超小型モビリティに搭載するGPS車載器、通信機器等を導入するための経費

三 海事

航路を特定せずオンデマンド運航サービスを提供する船舶については、以下の経費を対象とする。

- ・操船者の最適配乗管理システムの開発・導入経費

複数の操船者の最適な配乗管理システムの開発・導入経費

- ・デマンドシステムの開発・導入経費

複数の配船申込みに対し、最適な乗船・降船の経路を計算の上、操船者に示すシステムの開発・導入経費

- ・最適料金設定システムの開発・導入経費

需要と乗船距離等に応じた最適料金設定システムの開発・導入経費

- ・GPS機器等の通信機器による洋上船舶管理システム開発・導入経費

洋上で運航している船舶にデマンドに応じた最適な運航を指示するための船舶の動静管理システムの開発・導入経費

四 シェアサイクル又はマイクロモビリティ

シェアサイクル又はマイクロモビリティについては、以下の費用を対象とする。

- ・貸出・返却システムの導入経費

シェアサイクル又はマイクロモビリティの貸出・返却に必要な多言語によるシステムの整備・改良費

- ・貸出拠点の整備費

シェアサイクル又はマイクロモビリティの貸出返却を行う場所であって、舗装や柵、精算機等の設置を含めたシェアサイクル又はマイクロモビリティを駐車するために必要な環境の整備・改良費

・貸出拠点間の需要供給管理システムの整備費

外国人旅行者の利便に資する、各貸出拠点におけるシェアサイクル又はマイクロモビリティの需要と供給を管理するシステムの整備・改良費

五 手荷物配送

手荷物の一時預かり又は配送の受付に活用する予約システムの整備・改良費

11 ⑩公共交通機関の運行情報等のデータ化の推進

公共交通機関の運行情報等のデータ化の推進に係る補助対象については、以下のとおりとする。

一 補助対象要件

ア) 補助対象となる特定データ形式とは、「標準的なバス情報フォーマット」、「標準的なフェリー・旅客船航路情報フォーマット」等の GTFS(General Transit Feed Specification)形式とする。

イ) 補助対象となる特定データ形式でのデータ出力を可能とするシステムとは、以下の要件に該当する場合とする。

ア ダイヤシステム、バスロケーションシステム等の運行管理に係るシステム

イ 特定データ形式で作成された時刻、運賃、路線又は車両位置等の交通情報を出力できるもの

二 補助対象経費

ア) 特定データ形式でのデータ出力を可能とするシステム構築に要する経費

・特定データ形式でのデータ出力を可能とするシステムの導入や既存のシステムの改修等に要する経費（故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない単なる修理、代替更新のみに要する経費は除く。）

イ) データ化されていない交通情報の特定データ形式によるデータ化に要する経費

・交通情報の特定データ形式化に要する費用（経路検索事業者等への委託費を含む。）

12 ⑪観光地での周遊や観光消費の増加を促すサービスの提供

観光地での周遊・観光消費の増加を促すサービスの提供にかかる補助対象については、以下のとおりとする。

一 事業補助対象要件

ア) 補助対象となる事業は、以下の条件に該当する場合を対象とする。

・交通事業者を1社以上含むこと。

・地方公共団体、公共交通事業者等又は観光事業者が実施する場合は、協定の締結等により相互に連携したものであること。

・交通機関又は観光施設に係るフリーパスを提供すること。

二 補助対象経費

ア) 複数事業者間のデータ等を連携するためのソフトウェア、クラウドサービス、アプリケーション（以下「連携基盤システム」という。）の購入・開発費（システム用サーバーの初期費用及び維持管理費用は除く。）

・既存の連携基盤システムの機能拡張に係るシステムの改修費

・連携基盤システムの利用料（最大1年間）

・連携基盤システム導入に伴う導入設定、マニュアル作成費、研修実施に係る費用

・連携基盤システムのセキュリティ対策費

・連携基盤システムを利用したキャッシュレス決済及び混雑情報（予測を含む。）を提供するシステム等の導入に係る費用

・超小型モビリティ等の新型輸送サービスの運行に係る費用（車両費は除く。）

・交通サービスの利用啓発に係る費用

第8条 種目ごとの事項については、以下のとおりとする。

一 鉄道

ア) 補助対象事業者等については、交付要領Ⅱ．２．②（鉄道）１）を準用する。

イ) 鉄道車両への補助

鉄道車両における多言語対応、無料 Wi-Fi サービス、トイレの洋式化、移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応については、補助対象路線を運行する車両を補助対象とする。

二 自動車

ア) 補助対象事業者については、交付要領Ⅱ．②（自動車）１）を準用する。

（インバウンド受入環境整備高度化事業）

第9条 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金のうち、令和4年度二次補正予算におけるインバウンド受入環境整備高度化事業の実施に当たって必要な事項を次の通り定める。

1. 共通事項

①受入環境整備高度化計画の策定について

- 1) 高度化計画策定者は、受入環境整備高度化整備計画（以下「高度化計画」という。）の策定に当たっては、以下の点に留意するものとする。
 - ・計画の目標は、計画の期間内におけるインバウンド受入環境整備高度化事業の実施によって達成しようとする目標（以下「成果目標」という。）とすること。
 - ・計画の目標の実現状況等を評価するための定量的な指標（以下「評価指標」という。）が適切に設定されており、これによりインバウンド受入環境整備高度化事業の評価が適切に行うことができるものとなっていること。
 - ・成果目標及び評価指標の設定内容に対してインバウンド受入環境整備高度化事業の構成が妥当であること。
 - ・インバウンド受入環境整備高度化事業が、一定の期間内に重点的、効果的かつ効率的に行われる必要があり、早期に事業効果の現れるものであること。
- 2) 高度化計画策定者は、交付要綱附則第28条第1項の規定による高度化計画の提出に当たっては、あらかじめ、高度化計画に記載されたインバウンド受入環境整備高度化事業を実施する者（以下「補助対象事業者」という。）から、事業毎に要望を取りまとめた上で、地方運輸局又は沖縄総合事務局（以下「地方運輸局等」という。）へ提出する。
- 3) 地方運輸局長等は、交付要綱附則第28条第1項の規定により高度化計画策定者から高度化計画の提出を受けたときは、要望書及び当該高度化計画の内容を精査するとともに、これらについて記載内容の齟齬がないか等について確認を行った上で、当該高度化計画を観光庁長官に進達するものとする。
- 4) 観光庁長官は、交付要綱附則第28条第2項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、外部有識者の意見を聴くものとする。観光庁長官は、高度化計画を認定したときは、地方運輸局長等を経由して、当該高度化計画を提出した高度化計画策定者に対し、その旨の通知をするものとする。

②事業実施計画の策定について

- 1) 地方運輸局等は、高度化計画に記載された事業を含む事業実施計画書を作成し、観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議に設置される観光対策等ワーキンググループに諮ることとする。
- 2) 同ワーキンググループにおいて事業実施計画案が了承された後、補助対象事業者に対して、地方運輸局等を通じて補助金額等が内示される。

補助対象事業者は、内示後に交付要綱附則第10条の規定に基づき、補助金交付申請書を地方運輸局等に提出する。

③高度化計画区域

様式第8－13で定める高度化計画区域とは、特定観光地において、高度化計画策定者が地域の関係者と一体となって受入環境整備に取り組む区域とする。また、高度化計画区域には、指定市区町村に隣接する市区町村の区域を含むことを可能とするが、この場合において、隣接する市区町村以外の者が事業を実施しようとするときは、交付要綱附則第28条第1項に規定する指定市区町村の同意に加えて、あらかじめ様式第8－14により隣接する市区町村の同意を得なければならない。

2. 補助事業等

①面的整備事業における補助対象事業

交付要綱附則第3条第4号イに定める面的整備事業について補助の対象となる事業は、A. からE. まですに掲げる事業とする。

なお、面的整備事業の効果が早期に現れる必要があることから、以下の事業を複数実施する又は同一の事業であっても複数箇所において実施することを基本とするが、既に以下の受入環境整備が完了している又は整備予定である場合は単独での事業の実施を妨げない。

A. 賑わい環境の創出

- 1) ナイトタイムエコノミーの環境整備
- 2) イベント開催等により賑わい拠点となる屋外広場の整備

B. 新たなニーズへの対応・新技術の活用

- 3) ワークेशन環境の整備
- 4) ICTを活用したゴミ箱の整備
- 5) 混雑状況の「見える化」と推奨ルートの表示
- 6) グランピング環境の整備
- 7) 多様な移動手段の整備

C. ストレスフリー・快適な旅行環境の整備

- 8) 多言語案内の整備
- 9) 観光スポット等の掲示物等の多言語化整備
- 10) 無料公衆無線LAN環境の整備
- 11) 飲食店、小売店等も含めた地域における多言語対応、先進的決済環境の整備
- 12) トイレの高機能化及び洋式便器の整備
- 13) 手ぶら観光カウンターの機能向上

D. ユニバーサル対応

- 14) 段差の解消
- 15) 子供連れ環境の整備
- 16) 近距離移動支援モビリティの整備

E. 拠点機能の整備・改良

- 17) 外国人観光案内所の整備・改良
- 18) 観光スポット情報・交流施設の整備・改良
- 19) EV急速充電器の整備

②拠点機能強化整備事業における補助対象事業

交付要綱附則第3条第4号ロに定める拠点機能強化整備事業について補助の対象となる事業は、A. からD. まですに掲げる事業とする。

A. 新たなニーズへの対応・新技術の活用

- 1) ワークेशन環境の整備
- 2) ICTを活用したゴミ箱の整備
- 3) 混雑状況の「見える化」と推奨ルートの表示

- 4) グランピング環境の整備
- 5) 多様な移動手段の整備
- B. ストレスフリー・快適な旅行環境の整備
 - 6) 多言語案内の整備
 - 7) 無料公衆無線LAN環境の整備
 - 8) 飲食店、小売店等も含めた地域における多言語対応、先進的決済環境の整備
 - 9) トイレの高機能化及び洋式便器の整備
 - 10) 手ぶら観光カウンターの機能向上
- C. ユニバーサル対応
 - 11) 段差の解消
 - 12) 子供連れ環境の整備
 - 13) 近距離移動支援モビリティの整備
- D. 拠点機能の整備・改良
 - 14) 外国人観光案内所の整備・改良
 - 15) 観光スポット情報・交流施設の整備・改良
 - 16) EV急速充電器の整備

③補助対象外となる施設・経費

1) 補助対象外となる施設

鉄道駅の改札内や公衆浴場、商業施設、劇場、レジャー施設、遊技場、その他これらに類する施設及び国民公園、国営公園、都市公園等の国による管理施設、国による他の支援制度を受けている又は受ける予定のある施設は補助対象としない。

上記①における3)及び18)、上記②における1)、6)及び15)については、観光スポットは補助対象としない。

上記①における1)～5)、8)～10)、12)、14)～16)及び18)、上記②における1)～3)、6)、7)、9)、11)～13)及び15)については、営利目的施設は補助対象としない。また、上記①における6)、上記②における4)については、営利目的施設のうち飲食店・小売店は補助対象としない。

※「観光スポット」とは、訪日外国人旅行者が毎年一定数訪れている又は訪れていると推定される観光施設等をいう。

2) 補助対象外となる経費

次に掲げる費用は、補助対象としない。

- ・土地の取得、賃借に要する費用
- ・故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する費用
- ・消耗品、印刷製本費
- ・光熱費、通信費、保険料、人件費等の事業実施後の設備維持、運営に関する費用
- ・レンタル・リース契約に関する費用
- ・工事等に要する設計費のうち、基本設計に係る費用

④多言語での案内標識・案内表示について

多言語での案内標識・案内表示については英語併記を基本とする。また、翻訳に際しては校正(※)を実施すること。なお、多言語対応については、二次元コード等の活用も検討し、情報提供に係る言語を訪日外国人旅行者が任意に選択可能なウェブサイト等において、必要とされる言語による情報提供を行ったり、「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」を基本として、可能な限り地域や各種施設の間で統一性・連続性を確保すること。

また、禁止・注意を促したり、案内・誘導等を示す上で、見た目のわかりやすさが特に重視され、「ピクトグラム」で十分必要な情報を伝えることができる場合は、「ピクトグラム」の使用も有効であり、外

国語の併記を必ずしも必要としない。なお、「ピクトグラム」についてはJIS Z 8210に示された図記号の他、「一般案内用図記号検討委員会」が策定した「標準案内用図記号」、「2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会小売プロジェクトチーム」が策定した「小売業の多言語対応ガイドライン」を参考とする。自治体や事業者の中には、上記「ピクトグラム」をベースにして、オリジナルの配色やデザインの変更を施して使用している場合があるが、不統一や非連続性が原因で訪日外国人旅行者に混乱をもたらすことがないように、十分に配慮すること。

※校正とは

翻訳される言語を第一言語とする者や通訳案内士等の第三者が誤訳やスペルミス、文法の誤り等を指摘・訂正することで、必ずしもネイティブでない外国人にも十分伝わる、わかりやすさを重視した平明な言語・文章とすること。

⑤無料公衆無線LAN環境の整備について

本補助事業の対象となる無料公衆無線LAN環境の整備は、以下の要件を全て満たすこととする。本補助事業申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに全ての要件を満たすものとする。

- 1) 整備に当たり、導入する無料公衆無線LAN機器は、電波の効率的な利用の観点から、仕様上、IEEE 802.11ac (Wi-Fi 5 (5GHz帯)) 以上に対応していること。
- 2) 利用者の利便性及び不正利用防止の観点から、以下のア) による認証方式、又はイ) 及びウ) の認証方式併用(※1)を導入(※2)し、その方法を多言語にて明示すること。

ア) SMS (ショートメッセージ)・電話番号を利用した認証方式

イ) SNSアカウントを利用した認証方式

ウ) 利用していることの確認を含めたメール認証方式(※3)

※1 利用者がイ) 又はウ) の認証方式を選択し、どちらか一方の認証で利用可能となる認証方式。

※2 上記認証方式を適用しなくてもよいケース

・災害時における無料公衆無線LANの開放時

・屋内外問わず、利用者の容姿又は氏名の確認を取ることが可能な場所での使用時

※3 メール認証方式について、主に国内携帯キャリア契約者以外(訪日外国人等)はメール受信ができないため、手続きに係る最初の数分間はネット接続を可能とする又はメール受信のみネット接続を可能とするなどの対応が必要となる。

- 3) 共通シンボルマーク Japan. Free Wi-Fi の申請も併せて行い、シンボルマークの掲出を行うこと。

⑥トイレ施設内や入口ドア等における表示について

トイレ施設内や入口ドア等において、「洋式便器」、「温水洗浄便座」等のシンボルマークとして、JIS Z 8210に示された案内用図記号を表示すること。

⑦成果物(多言語での情報発信に関するコンテンツ)の提供について

本補助事業において作成した成果物のうち、多言語での情報発信に関するコンテンツの著作権については、原則として補助対象事業者に帰属させることとし、観光庁及び第三者の求めに応じて提供できるようにすること。

3. 面的整備事業における補助対象事業

A. 賑わい環境の創出

1) ナイトタイムエコノミーの環境整備

①基本的な考え方

訪日外国人を含む旅行者が、高度化計画区域内において、ナイトタイムにおける照明器具等によるライトアップに係る設備の整備を支援することで、滞在時間を増加させ消費拡大を図るものとする。

②補助対象要件

以下のいずれも満たすものであることとする。

- ・イベント等による一時的な設置ではなく、常設又は一定期間定期的に設置されること。
- ・本補助事業の対象となるライトアップされたスポット（以下「ライトアップスポット」という。）が公共空間から視認でき、ナイトタイムにおける周遊促進を目的として整備されるものであること。
- ・ライトアップスポットの利用に際して必要な情報を多言語のマップやWEB等で発信している、又は計画があること。

③補助対象経費

次に掲げるア) 又はア) 及びイ) を実施する場合、以下の設備等の購入・設置に要する費用を補助対象とする。

ア) 基本整備項目

- ・照明器具
- ・電飾
- ・据付型プロジェクター
- ・上記の設置に係る費用（本工事費、附帯工事費、事務費、システム開発費用）

イ) 追加整備項目

ア) を実施する場合に限り、以下の整備を補助対象とする。

- ・LAN環境の整備

当該補助対象事業に附帯して設置するLAN機器の整備に要する費用とする。ただし、「機器購入費」（LAN機器の購入に係る費用）及び「機器設置工事費用」（LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティ対策含む。））に限る。

- ・案内標識

本補助事業の対象となるライトアップスポット又はその周辺に設置するもの、又は訪日外国人を含む旅行者が当該ライトアップスポットへ訪れるための合理的なルート上に設置するものとする。

- ・掲示物

ライトアップスポットの歴史や文化等を多言語で紹介するための掲示物とする。

- ・ホームページ等

当該補助対象事業に関わり、附帯して整備する以下⑤の要件を満たすホームページ等に要する費用とする。ただし、パソコン又はスマートフォン等から利用できるものに限る。

- ・セキュリティ関係機器、システムの整備
- ・その他、ライトアップに必要な費用

④補助対象外経費

2. ③に掲げるものに加えて、以下の整備は補助対象としない。

- ・案内標識以外の舗装等の周囲整備に要する費用 等

⑤ホームページ等の整備について

ホームページ等の整備とは、補助対象事業者又は補助対象事業者から観光スポットに係る情報掲載の委託を受けた者が管理運営するウェブサイト・モバイルアプリケーションの整備（新規開設を含む。）を指し、本補助事業の対象となる施設及び施設利用に際して必要な情報が多言語で掲載されたものとする。

2) イベント開催等により賑わい拠点となる屋外広場の整備

①基本的な考え方

訪日外国人を含む旅行者が、イベント開催等を行うことにより、賑わい拠点となる屋外広場（以下「屋外広場」という。）に係る整備を支援することで、滞在時間を増加させ消費拡大を図るものとする。

②補助対象要件

以下のいずれも満たすものであることとする。

- ・空地等の本補助事業申請時に利用されていない土地を活用するための整備、あるいは、既に活用されている屋外広場の機能向上を含む改修を実施する事業であること。
- ・訪日外国人を含む旅行者が現に多く利用している又は今後多く利用することが想定され、広く開放している屋外広場であること。
- ・本補助事業の対象となる屋外広場及びその利用に際して必要な情報について、WEB等にて広く多言語で明示することとする。

③補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

ア) 屋外広場整備

屋外広場の開設を含む整備・改良に係る工事及び設計に要する費用とする。ただし、他の用途の施設等と明確に区分がされているものに限る。

- ・撤去工事（埋設配管の撤去、工作物の取り壊し等を含む。）
- ・器具設置工事（固定ベンチ等）
- ・舗装工事（屋外広場のアスファルト舗装、芝生化等）
- ・電気設備工事（照明機器設置を含む。）
- ・機械設備工事（給排水衛生設備工事を含む。）
- ・無料公衆無線LAN環境の整備

当該補助対象事業に関わり、附帯して設置する「2. 補助事業等 ⑤無料公衆無線LAN環境の整備について」の要件を全て満たす無料公衆無線LAN機器の整備に要する費用とする。ただし、「機器購入費」（無料公衆無線LAN機器の購入に係る費用）及び「機器設置工事費用」（無料公衆無線LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティ対策含む。））に限る。

- ・案内標識

本補助事業の対象となる屋外広場又はその周辺に設置するもの、あるいは、訪日外国人を含む旅行者が屋外広場へ訪れるための合理的なルート上に設置するものとする。

- ・掲示物

本補助事業の対象となる施設内において施設に関する情報を多言語で紹介するためのものとする。

イ) 附帯工事費

本工事を実施するための仮設工事、外構工事等の費用とする。

ウ) 事務費

ア) 及びイ) に要する設計費及び工事管理費とする。

エ) ホームページ等

当該補助対象事業に関わり、附帯して整備する以下⑤の要件を満たすホームページ等に要する費用とする。ただし、パソコン又はスマートフォン等から利用できるものに限る。

オ) その他、屋外広場の機能向上及び利用促進に必要となる費用

④補助対象外経費

2. ③に掲げるものに加えて、以下の整備は補助対象としない。

- ・遊具
- ・案内標識以外の舗装等の周囲整備に要する費用 等

⑤ホームページ等の整備について

ホームページ等の整備とは、補助対象事業者又は補助対象事業者から観光スポットに係る情報掲載の委託を受けた者が管理運営するウェブサイト・モバイルアプリケーションの整備（新規開設を含む。）を指し、本補助事業の対象となる施設及び施設利用に際して必要な情報が多言語で掲載されたものとする。

B. 新たなニーズへの対応・新技術の活用

3) ワークーション環境の整備

①基本的な考え方

訪日外国人を含む旅行者が、余暇を楽しみつつ仕事出来る施設を対象とする。

②補助対象要件

本補助事業の対象となる施設は訪日外国人を含む旅行者に対して分かりやすく当該施設の所在を示すものとし、以下の全ての要件を満たすこととする。本補助事業申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに全ての要件を満たすものとする。

- ・対象となる施設の所在を施設の周囲や施設外壁等に多言語により表示していること。
- ・対象となる施設及び施設利用に際して必要な情報を地域で作成している多言語の散策マップやWEB等で発信している、又は計画があること。

③補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

ア) 施設整備

ワークーション施設の開設を含む整備・改良に係る工事及び設計に要する費用とする。ただし、補助対象は受付、ワーキングスペース、トイレとし、他の用途の施設等と明確に区分がされているものに限る。

- ・建築工事（受付カウンター・固定式パーテーション等の内装工事を含む。）
- ・電気設備工事（照明機器設置を含む。）
- ・機械設備工事（給排水衛生設備工事、空気調和設備工事を含む。）
- ・昇降機設備工事（専ら案内所利用者が使用するもの）
- ・通信（LAN・電話）環境の整備

当該補助対象事業に関わり、附帯して設置するLAN機器の整備に要する費用とする。なお、「機器購入費」（LAN機器の購入に係る費用）及び「機器設置工事費用」（LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティ対策含む。））を対象とする。また、無料公衆無線LAN機器を整備する場合、「2. 補助事業等 ⑤無料公衆無線LAN環境の整備について」の要件を全て満たすこととする。

・トイレ工事

「12) トイレの高機能化及び洋式便器の整備」に掲げるもの。ただし、当該施設の利用者が主に利用するトイレの機能向上に資するもので、かつワークーション施設機能の向上を図るための工事の実施に附随する場合に限る。

・案内標識

本補助事業の対象となる施設又は施設周辺に設置するもの、あるいは、訪日外国人を含む旅行者が施設へ訪れるための合理的なルート上に設置するものとする。

・掲示物

本補助事業の対象となる施設内において施設に関する情報を多言語で紹介するためのものとする。

- ・セキュリティ関係機器、システムの整備

イ) 備品整備

ワーケーション施設の開設に必要な備品の購入・設置に要する費用とする。

ウ) 事務費

ア) 及びイ) に要する設計費及び工事管理費とする。

エ) ホームページ等

当該補助対象事業に関わり、附帯して整備する以下⑤の要件を満たすホームページ等に要する費用とする。ただし、パソコン又はスマートフォン等から利用できるものとし、予約システム機能を実装するものに限る。

オ) 多言語対応及び決済環境の整備

- ・多言語案内・翻訳用タブレット端末

本補助事業の対象となる施設について、有人にて対応する場合に限る。

- ・多言語案内・翻訳システム機器

本補助事業の対象となる施設について、有人にて対応する場合に限る。

- ・A I チャット B o t

本補助事業の対象となる施設情報等を提供するA I チャット B o tを整備するものとする。ただし、施設特性に応じたF A Qの設定や、初期設定等に要する費用に限る。

- ・キャッシュレス決済環境整備

「機器購入費」（キャッシュレス決済端末、レシートプリンター等及び附属機器の購入に要する費用）、「機器設置費用」（キャッシュレス決済端末等の設置に要する費用、ソフトウェア購入費）を対象とする。

カ) その他、明確なワーケーション環境の整備に必要となる費用

④補助対象外経費

2. ③に掲げるものに加えて、以下の整備は補助対象としない。

- ・新築、建替時における躯体工事
- ・利用者に貸与するパソコンおよびタブレット端末、飲食物を提供する機器
- ・案内標識以外の舗装等の周囲整備に要する費用
- ・特定の施設の利用者、地域住民の利用が主たる施設等の整備に要する費用
- ・補助対象事業者が通常の業務活動としての利用、又は居住用の利用を主たる目的とする整備に要する費用 等

⑤ホームページ等の整備について

ホームページ等の整備とは、補助対象事業者又は補助対象事業者から観光スポットに係る情報掲載の委託を受けた者が管理運営する予約システムを備えたウェブサイト・モバイルアプリケーションの整備（新規開設又は既存のホームページ等に新たにコンテンツ掲載や予約システムを追加する場合を含む。）を指し、本補助事業の対象となる施設及び施設利用に際して必要な情報が多言語で掲載されたものとする。予約システムとは、オンライン上で多言語により本補助事業の対象となる施設の利用予約（オンライン上のメールフォーム等により多言語で予約できるものも含む。）ができるものとする。

4) I C Tを活用したゴミ箱の整備

①基本的な考え方

訪日外国人を含む旅行者への旅行環境の向上および観光地の美化を目的とする I C Tを活用したゴミ箱の整備を対象とする。

②補助対象要件

本補助事業においては、訪日外国人を含む旅行者が快適に高度化計画区域内を周遊することができるようICTを活用したゴミ箱を整備することにより、全体として、以下の要件を満たすこととなるものを対象とする。

- ・高度化計画区域内における観光スポットの位置や当該観光スポットに至るまでの経路等を踏まえた設置位置となっていること。
- ・ICTの活用により通常のゴミ箱より高機能なゴミ箱を設置することにより、ゴミの管理や観光情報の提供等がされるものとなっていること。

③補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

ア) 本工事費

ICTを活用したゴミ箱を新規に設置することを目的に行う工事に要する費用とする。

イ) 附帯工事費

ICTを活用したゴミ箱の整備に直接要した費用で、本工事を実施するための解体費、撤去費等の費用とする。

ウ) 事務費

工事等に要する設計費及び工事管理費とする。

エ) コンテンツ作成

ICTを活用したゴミ箱の設置主体が訪日外国人を含む旅行者へ観光情報や交通情報等を多言語で提供することを目的としてICTを活用したゴミ箱に係るコンテンツの作成に要する費用とする。

オ) システム開発

ICTを活用したゴミ箱に係るシステムの開発に要する費用とする。

カ) LAN環境の整備

当該補助対象事業に関わり、附帯して設置するLAN機器の整備に要する費用とする。ただし、「機器購入費」（LAN機器の購入に係る費用）及び「機器設置工事費用」（LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティ対策含む。））に限る。また、無料公衆無線LAN機器を整備する場合、「2. 補助事業等 ⑤無料公衆無線LAN環境の整備について」の要件を全て満たすこととする。

キ) その他

ICTを活用したゴミ箱の整備に附随するものとする。

④補助対象外経費

2. ③に掲げるものに加えて、以下の整備は補助対象としない。

- ・舗装等の周囲整備
- ・ゴミの処分費や管理委託費 等

5) 混雑状況の「見える化」と推奨ルートの表示

①基本的な考え方

人の混雑が緩和している時間帯の観光や周辺エリアへの回遊を促すため、公共交通機関の駅等から観光スポット等に至るまでの経路上における混雑状況の「見える化」と推奨ルートの表示の整備を対象とする。

②補助対象要件

本補助事業においては、訪日外国人を含む旅行者が快適に周遊することができるよう人の混雑状況を把握する機器等及び混雑状況を観光客に示す機器等を設置することにより、全体として、以下の要件を満たすものを対象とする。

・把握した混雑状況について、多言語で発信を行い、訪日外国人を含む旅行者が容易に情報を取得できる環境を整えること。

③補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

ア) 機器購入・設置費

混雑状況の把握に要する機器及び混雑状況を観光客に示すために要する機器等の購入・設置に要する費用とする。

イ) 附帯工事費

ア) の機器等の設置に直接要する費用とする。

ウ) 事務費

ア) 及びイ) に要する設計費及び工事管理費とする。

エ) システム開発

混雑状況の把握及び混雑状況を観光客に示すためのシステムの開発費用とする。（混雑状況を観光客に示すためのスマートフォン対応アプリケーション、画像コンテンツ等の制作費を含む。）

オ) LAN環境の整備

当該補助対象事業に関わり、附帯して設置するLAN機器の整備に要する費用とする。ただし、「機器購入費」（LAN機器の購入に係る費用）及び「機器設置工事費用」（LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティ対策含む。））に限る。

カ) その他

混雑状況の把握に要する機器及び混雑状況を観光客に示すために要する機器の整備に附随するものとする。

④補助対象外経費

2. ③に掲げるものに加えて、以下の整備は補助対象としない。

- ・特定の施設における混雑状況の「見える化」を目的とする整備
- ・特定の施設の利用者、地域住民の利用が主たる施設等における整備 等

6) グランピング環境の整備

①基本的な考え方

訪日外国人を含む旅行者が安心して快適に、滞在、交流・体験を楽しめるグランピング環境の整備を対象とする。

②補助対象要件

本補助事業の対象となる施設は訪日外国人を含む旅行者に対して分かりやすく当該施設の所在を示すものとし、以下の全ての要件を満たすこととする。本補助事業申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに全ての要件を満たすものとする。

- ・対象となる施設の所在を施設の周囲や施設外壁等に多言語により表示していること。
- ・対象となる施設及び施設利用に際して必要な情報を多言語のマップやWEB等で発信している、又は計画があること。

③補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

ア) 施設整備

グランピング施設の開設を含む整備・改良に係る工事及び設計に要する費用とする。ただし、補助対象は管理棟、テント、デッキ等とし、他の用途の施設等と明確に区分がされているものに限る。

- ・建築工事（受付カウンター・固定式パーテーション等の内装工事を含む。）

- ・電気設備工事（照明機器設置を含む。）
- ・機械設備工事（給排水衛生設備工事、空気調和設備工事を含む。）
- ・昇降機設備工事（専ら当該施設利用者が使用するもの）
- ・通信（ＬＡＮ・電話）環境の整備

当該補助対象事業に関わり、附帯して設置するＬＡＮ機器の整備に要する費用とする。なお、「機器購入費」（ＬＡＮ機器の購入に係る費用）及び「機器設置工事費用」（ＬＡＮ機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティ対策含む。））を対象とする。また、無料公衆無線ＬＡＮ機器を整備する場合、「２．補助事業等 ⑤無料公衆無線ＬＡＮ環境の整備について」の要件を全て満たすこととする。

- ・トイレ工事

「１２）トイレの高機能化及び洋式便器の整備」に掲げるものとする。ただし、当該施設の利用者が主に利用するトイレの機能向上に資するもので、かつグランピング施設機能の向上を図るための工事の実施に附随する場合に限る。

- ・案内標識

本補助事業の対象となる施設又は施設周辺に設置するもの、あるいは、訪日外国人を含む旅行者が施設へ訪れるための合理的なルート上に設置するものとする。

- ・掲示物

本補助事業の対象となる施設内において施設に関する情報を多言語で紹介するためのものとする。

イ）事務費

ア）に要する設計費及び工事管理費とする。

ウ）ホームページ等

当該補助対象事業に関わり、附帯して整備する以下⑤の要件を満たすホームページ等に要する費用とする。ただし、パソコン又はスマートフォン等から利用できるものとし、予約システム機能を実装するものに限る。

エ）多言語対応及び決済環境の整備

- ・多言語案内・翻訳用タブレット端末
- ・多言語案内・翻訳システム機器
- ・ＡＩチャットＢｏｔ

本補助事業の対象となる施設情報等を提供するＡＩチャットＢｏｔを整備するもの。ただし、施設特性に応じたＦＡＱの設定や、初期設定等に要する費用に限る。

- ・キャッシュレス決済環境整備

「機器購入費」（キャッシュレス決済端末、レシートプリンター等及び附属機器の購入に要する費用）、「機器設置費用」（キャッシュレス決済端末等の設置に要する費用、ソフトウェア購入費）を対象とする。

オ）その他、グランピング環境の機能向上に必要となる費用

④補助対象外経費

２．③に掲げるものに加えて、以下の整備は補助対象としない。

- ・新築、建替時における躯体工事
- ・案内標識以外の舗装等の周囲整備に要する費用 等

⑤ホームページ等の整備について

ホームページ等の整備とは、補助対象事業者又は補助対象事業者から観光スポットに係る情報掲載の委託を受けた者が管理運営する予約システムを備えたウェブサイト・モバイルアプリケーションの整備（新規開設又は既存のホームページ等に新たにコンテンツ掲載や予約システムを追加する場合を含む。）を指し、本補助事業の対象となる施設及び施設利用に際して必要な情報が多言語で掲載されたも

のとする。予約システムとは、オンライン上で多言語により本補助事業の対象となる施設の利用予約（オンライン上のメールフォーム等により多言語で予約できるものも含む。）ができるものとする。

7) 多様な移動手段の整備

①基本的な考え方

訪日外国人を含む旅行者に対して、環境に配慮しながらも、さらなる周遊を促進し、消費を拡大させるために整備される電動キックボード・電動アシスト自転車等、多様な移動手段の整備を対象とする。

②補助対象要件

補助事業の対象となる多様な移動手段の整備は、以下の要件を満たすこととする。

ア) 設置位置・利用目的について

以下のいずれも満たすものであることとする。

- ・高度化計画区域内において、公共交通機関の駅等から観光スポット等に至るまでの経路等を踏まえた設置位置となっていること。

- ・公道での利用を前提とし、訪日外国人を含む旅行者が広く利用可能なものであること。

イ) 情報発信について

本補助事業の対象となる多様な移動手段に資する設備は訪日外国人を含む旅行者に対して分かりやすく当該設備の所在を示すものとし、以下の全ての要件を満たすこととする。本補助事業申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに全ての要件を満たすものとする。

- ・対象となる設備の所在を設備の周囲や設備外壁等に多言語又はピクトサインにより表示している。

- ・対象となる設備の所在を地域で作成している多言語の散策マップやWEB等で発信している、又は計画があること。

③補助対象経費

多様な移動手段の整備に必要とされる、以下の設備等の購入・設置に要する費用を補助対象とする。なお、イ)～カ)についてはア)を実施した場合に限り、補助対象とする。

ア) 電動キックボード・電動アシスト自転車等の購入

イ) 受付施設・車体保管施設の整備

多様な移動手段の整備に直接要する費用で、受付施設・車体保管施設の整備に係る工事及び設計に要する費用とする。（本整備を実施するための解体費、撤去費等を含む。）

- ・建築工事（受付カウンター・固定式パーテーション等の内装工事を含む。）

- ・電気設備工事（照明機器設置を含む。）

- ・機械設備工事（給排水衛生設備工事、空気調和設備工事を含む。）

- ・トイレ工事

「12) トイレの高機能化及び洋式便器の整備」に掲げるもの。ただし、当該施設の利用者が主に利用するトイレの機能向上に資するもので、かつ受付施設機能の向上を図るための工事の実施に附随する場合に限る。

ウ) 充電設備等の導入経費

電動キックボード・電動アシスト自転車等に電源を供給するための設備の内装工事、附随する物品を購入するための経費とする。

エ) 貸出・返却システムの導入経費

電動キックボード・電動アシスト自転車等の貸出・返却に必要な多言語によるシステムの整備・改良費とする。

オ) 案内標識の設置

本補助事業の対象となる車体保管施設、受付施設又はその周辺に設置するものとする。

カ) その他

- ・上記以外で、多様な移動手段の整備に必要となる費用。
- ・多様な移動手段の整備に附随するもの。なお、ア)の利用にあたって、道路交通法第71条の4第1項に該当する場合は、ヘルメットの購入費用も補助対象とする。当該ヘルメットについては、同法施行規則第9条の5第1項の基準を満たす必要がある。

④補助対象外経費

2. ③に掲げるものに加えて、以下の整備は補助対象としない。
- ・案内標識以外の舗装等の周囲整備に要する費用
 - ・新築、建替時における躯体工事
 - ・特定の敷地内のみでの利用を目的とする整備に要する費用
 - ・特定の施設の利用者、地域住民の利用が主たる設備等の整備に要する費用
 - ・補助対象事業者が通常の業務活動としての利用を主たる目的とする整備に要する費用 等

C. ストレスフリー・快適な旅行環境の整備

8) 多言語案内の整備

①基本的な考え方

訪日外国人を含む旅行者への観光情報の提供を目的とする多言語観光案内等の整備を対象とする。

②補助対象要件

本補助事業においては、訪日外国人を含む旅行者が周遊することが容易になるようデザインを統一した多言語観光案内標識等を整備することにより、全体として、以下の要件を満たすこととなるものを対象とする。

- ・高度化計画区域内における観光スポットの位置や当該観光スポットに至るまでの経路等を踏まえた設置位置となっており、周遊に資する情報等が提供されるものとなっていること
- ・観光スポットやその周辺における観光情報が提供されるものとなっていること

※多言語観光案内標識等に地図や方向を指示する矢印等を掲載する方法の他、二次元コードや訪日外国人を含む旅行者の携帯するスマートフォン、ICTを活用した機器を利用する場合を含む。

③補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

・本工事費

多言語観光案内標識等を新規に設置することを目的に行う工事、又は既設の多言語観光案内標識等の改修に要する費用とする。

・附帯工事費

多言語観光案内標識等の整備に直接要する費用で、本工事を実施するための解体費、撤去費等の費用とする。

・事務費

工事等に要する設計費及び工事管理費とする。

・コンテンツ作成

多言語観光案内標識等の設置主体が訪日外国人を含む旅行者への観光情報の提供を目的として多言語観光案内標識等に係るコンテンツの作成に要する費用とする。

・AIチャットBot

訪日外国人を含む旅行者の利便性向上を目的として、観光情報を提供するAIチャットBotを整備するものとする。ただし、地域特性に応じたFAQの設定や、初期設定等に要する費用に限る。

・LAN環境の整備

当該補助対象事業に関わり、附帯して設置するＬＡＮ機器の整備に要する費用とする。ただし、「機器購入費」（ＬＡＮ機器の購入に係る費用）及び「機器設置工事費用」（ＬＡＮ機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティ対策含む。））に限る。また、無料公衆無線ＬＡＮ機器を整備する場合、「２．補助事業等 ⑤無料公衆無線ＬＡＮ環境の整備について」の要件を全て満たすこととする。

- ・その他

多言語観光案内標識の整備に附随する整備に必要となる費用とする。

④補助対象外経費

２．③に掲げるものに加えて、以下の整備は補助対象としない。

- ・舗装等の周囲整備 等

９）観光スポット等の掲示物等の多言語化整備

①基本的な考え方

特定観光地の代表的な観光スポット等における訪日外国人を含む旅行者への多言語での観光情報の提供を目的とする掲示物等の整備を対象とする。

②補助対象要件

補助事業の対象となる観光スポット等の掲示物等の多言語化整備は、以下の要件を満たすこととする。

ア）観光スポットについて

特定観光地における代表的な観光スポットであること。

イ）機能について

本補助事業においては、説明板や二次元コード、訪日外国人を含む旅行者の携帯するスマートフォン、ＩＣＴを活用した機器等により、観光スポット内における展示物の情報や観光情報が多言語で提供されるものとなっているものとする。

③補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

- ・本工事費

掲示物等を新規に設置することを目的に行う工事、又は既設の掲示物等の改修に要する費用とする。

- ・附帯工事費

掲示物等の整備に直接要する費用で、本工事を実施するための解体費、撤去費等の費用とする。

- ・機器購入費

多言語案内・翻訳用に必要となる機器の整備に要する費用とする。

- ・コンテンツ作成

訪日外国人を含む旅行者への当該観光スポットに関する情報提供等を目的とするものとする。

- ・ホームページ等

訪日外国人を含む旅行者への当該観光スポットに関する情報提供等を目的として整備する以下⑤の要件を満たすホームページ等の多言語化や予約システム（サイトコントローラーを含む。）の実装等に要する費用とする。ただし、パソコン又はスマートフォン等から利用できるものに限る。

- ・ＬＡＮ環境の整備

当該補助対象事業に関わり、附帯して設置するＬＡＮ機器の整備に要する費用とする。ただし、「機器購入費」（ＬＡＮ機器の購入に係る費用）及び「機器設置工事費用」（ＬＡＮ機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティ対策含む。））に限る。また、無料公衆無線ＬＡＮ

機器を整備する場合、「２．補助事業等 ⑤無料公衆無線ＬＡＮ環境の整備について」の要件を全て満たすこととする。

- ・事務費

工事等に要する設計費及び工事管理費とする。

- ・その他

掲示物等の多言語化整備に附随する整備に必要となる費用とする。

④補助対象外経費

２．③に掲げるものに加えて、以下の整備は補助対象としない。

- ・舗装等の周囲整備 等

⑤ホームページ等の整備について

ホームページ等の整備とは、補助対象事業者又は補助対象事業者から観光スポットに係る情報掲載の委託を受けた者が管理運営する予約システムを備えたウェブサイト・モバイルアプリケーションの整備（新規開設又は既存のホームページ等に新たにコンテンツ掲載や予約システムを追加する場合を含む。）を指し、観光スポットの情報が多言語で掲載されたものとする。予約システムとは、オンライン上で多言語によりチケット等の予約（オンライン上のメールフォーム等により多言語で予約できるものも含む。）ができるものとする。

10) 無料公衆無線ＬＡＮ環境の整備

①基本的な考え方

訪日外国人を含む旅行者への通信環境の提供を目的とする、無料公衆無線ＬＡＮの整備を対象とする。

②補助対象要件

本補助事業の対象となる無料公衆無線ＬＡＮの整備は「２．補助事業等 ⑤無料公衆無線ＬＡＮ環境の整備について」に加え、以下の要件を全て満たすこととする。本補助事業申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに全ての要件を満たすものとする。

- ・電波の重なりを考慮した整備（設置）計画を作成するとともに、高度化計画区域内における観光スポット等に至るまでの経路上において利用可能なものであること。

- ・利用者の利便性の観点から、統一したＳＳＩＤの設定やアプリケーションを活用し、「２．補助事業等 ⑤無料公衆無線ＬＡＮ環境の整備について ２）」の方式により一度認証することで、接続できること。

③補助対象経費

無料公衆無線ＬＡＮ環境の整備に必要とされる、以下の設備等の購入・設置に要する費用を補助対象とする。なお、主たる用途が無料公衆無線ＬＡＮではない複合型の設備に内蔵された無料公衆無線ＬＡＮについては、無料公衆無線ＬＡＮ設備に係る部分（公衆無線ＬＡＮ機器本体、公衆無線ＬＡＮ機器及び認証システム等の設定調整費）について明確に分けられる費用のみ補助対象とするが、多言語観光案内標識等内蔵型の無料公衆無線ＬＡＮについては、多言語観光案内標識等の要件に従うものとする。

- ・公衆無線ＬＡＮ機器（セキュリティ対策に係るソフトウェアを含む。）

- ・鉄塔（鉄柱・ポール等公衆無線ＬＡＮ機器本体の設置場所として必要なもの）

- ・受電設備（受電盤・公衆無線ＬＡＮ機器本体への送電線）

- ・送受信機（ルーター・ONU※１・スイッチ※２）

- ・ケーブル（最寄りの電柱の接続端子函から公衆無線ＬＡＮ機器本体又は、送受信機への光ケーブル・ＬＡＮケーブル（送受信機から公衆無線ＬＡＮ機器本体までのＬＡＮケーブルを含む。））

・収容板、収容箱、取付用金具、ケーブル用配管、ケーブル用ラック（補助対象設備の保護を目的としたものに限る。）

- ・公衆無線LAN機器等の設定調整費
- ・認証システム（既存システムの設定調整費を含む。）
- ・蓄電池（公衆無線LAN機器の予備電源としての蓄電池）
- ・詳細な電波調査・設計費及び現場調査・設計費（図面製作、完成図書作成費）
- ・一般管理費

※1 光回線を利用する際の変換装置

※2 データの宛先（接続先）切り替え機能を持った機器

④補助対象外経費

2. ③に掲げるものに加えて、以下の整備は補助対象としない。

- ・受電設備までの引き込み送電線
- ・他用途と併用可能な既存設備がある場合における受電設備の新設
- ・監視装置（ログ管理・運用管理用サーバ、システム等）
- ・電源設備（発電機・太陽光発電設備等）
- ・設置場所自体の整備に関する費用（土地の取得含む。）
- ・伝送用専用線（屋外に設置された光ファイバー等、ただし、最寄りの接続端子函からの引込線は除く。）等

1 1) 飲食店、小売店等も含めた地域における多言語対応、先進的決済環境の整備

①基本的な考え方

店舗・事業所等において、訪日外国人を含む旅行者が安心して快適に、滞在、ショッピング、交流・体験を楽しめる環境整備を図るために整備される多言語対応、先進的決済環境等の整備を対象とする。

②補助対象要件

訪日外国人を含む旅行者が現に多く来訪している、又は今後多く来訪することが想定され飲食店、小売店等において、整備される場合に対象とする。

③補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

ア) 多言語対応

- ・多言語案内・翻訳用タブレット端末
- ・多言語案内・翻訳システム機器
- ・無線LAN環境の整備

イ) 先進的な決済環境の整備

- ・キャッシュレス決済環境整備

「機器購入費」（キャッシュレス決済端末、レシートプリンター等及び附属機器の購入に要する費用）、「機器設置費用」（キャッシュレス決済端末等の設置に要する費用、ソフトウェア購入費）を対象とする。

- ・免税対応環境整備

「機器購入費」（免税対応端末等及び附属機器の購入に要する費用）、「機器設置費用」（免税対応端末等の設置に要する費用、ソフトウェア購入費）、「免税手続カウンターの購入に要する費用」及び「その他免税販売手続きの電子化対応に要する費用」を対象とする。

※免税手続カウンターへの整備は、商店街、テナントビル等、消費税法施行令第18条の2④に規定する特定商業施設内において設置可能とする。

- ・LAN環境の整備

ウ) 店内表示及びメニューの多言語化・オンライン化対応

訪日外国人を含む旅行者の受入を目的とする店舗の案内表示、店舗設備の利用案内、パンフレット、メニュー等の多言語化やピクトグラム、提供コンテンツの整備を補助対象とする。（宗教や文化による食事等の生活習慣に配慮したピクトグラム等を含む。）

- ・多言語案内（デジタル表記のものを含む。）

「コンテンツ作成」（店内表示及びメニューの多言語化に係るコンテンツの作成（翻訳費を含む。）に要する費用）、「機器購入費」（多言語化された店内表示及びメニューの提供に係る機器の購入に要する費用）、「機器設置費用」（多言語化された店内表示及び機器の設置に要する費用）に限る。

- ・メニューのオンライン化対応

「機器購入費」（店舗における閲覧・注文端末、従業員用端末、キッチンプリンター、キャッシュレス決済端末、レシートプリンター等及び附属機器の購入に要する費用）、「機器設置費用」（店舗における閲覧・注文端末、キャッシュレス決済端末等の設置に要する費用、ソフトウェア購入費（初期設定費用を含む。））に限る。

- ・LAN環境の整備

エ) ホームページ

補助対象事業者が運営している店舗等を紹介するホームページ（スマートフォン対応を含む。）の整備を補助対象とする。また、宗教や文化により食事等の生活習慣に配慮が必要となる訪日外国人を含む旅行者の受入に関する情報発信を目的とするものとする。ただし、特定の宗教を助長・促進することを目的とした内容のもの及び特定の認証制度等が記載されたものは除く。

オ) 免税販売手続を行う自動販売機の整備

免税販売手続を行う自動販売機の「機器購入費」及び「機器設置費用」。ただし、免税販売手続を行う自動販売機は別途国税庁長官が観光庁長官と協議して指定するものに限る。

カ) その他

- ・上記以外で宗教や文化により食事等の生活習慣に配慮が必要となる訪日外国人を含む旅行者の受入のために必要となる機材の購入・設置に要する費用とする。

- ・飲食店、小売店等も含めた地域における多言語対応、先進的決済環境の整備に附随するものとする。

※ア)、イ)、オ) について、交付要綱附則別表6 及び附則別表6 の2（附則第7条第6項関係）に定める補助対象事業者のうち、地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）等は、本事業により整備する端末等について高度化計画区域内の飲食店、小売店等へ貸与することを可能とする。

④補助対象外経費

2. ③に掲げるものに加えて、以下の整備は補助対象としない。

- ・月額システム利用料、保守サポート料等維持運用に要する費用、端末管理費 等

⑤LAN環境の整備について

ア) からウ) に附帯して設置するLAN機器の整備に要する費用とする。ただし、「機器購入費」（LAN機器の購入に係る費用）及び「機器設置工事費用」（LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティ対策含む。））に限る。

12) トイレの高機能化及び洋式便器の整備

①基本的な考え方

訪日外国人を含む旅行者が現に多く利用している又は今後多く利用することが想定され、広く無料で開放しているトイレを対象とする。

②補助対象要件

本補助事業の対象となるトイレは訪日外国人を含む旅行者に対して分かりやすく当該トイレの所在を示すものとし、以下の要件を満たすこととする。本補助事業申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに要件を満たすものとする。

- ・対象となるトイレの所在をトイレの周囲やトイレ外壁等に多言語又はピクトサインにより表示していること。

- ・対象となるトイレの所在を地域で作成している多言語の散策マップやWEB等で発信しているか、又はその計画があること。

※広く開放している設備について、その所在を一体的に発信していること。

③補助対象経費

次に掲げるア) 又はア) 及びイ) を実施する場合、以下の設備等の購入・設置に要する費用を補助対象とする。なお、補助対象となる大便器が設置されるブース内の機器（大便器、暖房便座・普通便座、紙巻き器、洗浄関連設備等）の購入及び設置に要する費用はア) に係る費用に含めることとする。

ア) 基本整備項目

- ・洋式便器の整備（新設※1、増設、交換※2、和式便器の洋式化）
- ・温水洗浄便座の整備（新設、増設、交換※3）
- ・洗面器の整備（自動水栓化等）
- ・清潔機能等向上整備※4

※1 洋式便器の新設とは、新築、建替、増築又はレイアウト変更を伴う改修時において、新規に設置される洋式便器の整備を示す。

※2 洋式便器の交換とは、温水洗浄便座の新設又は便器の高機能化を伴う洋式便器に交換する整備を示す。なお、便器の高機能化とは、自動開閉、自動洗浄、自動除菌等の利用者の利便性向上に資する整備を示す。

※3 温水洗浄便座の交換とは、自動開閉、自動洗浄、自動除菌等の利用者の利便性向上に資する高機能化を伴う温水洗浄便座に交換する整備を示す。

※4 清潔機能等向上整備とは、トイレ施設内の床・壁面（建具を含む。）における汚物が飛散しやすい箇所での光触媒等を用いた抗菌素材の活用や清潔を維持しやすい清掃仕様に変更する際に必要とされる整備、又は、先進情報技術等の活用によってトイレ施設内の清潔等の維持・管理を実施するために必要とされる整備を示す。

イ) 追加整備項目

ア) を実施する場合に限り、以下の整備を補助対象とする。なお、追加整備項目に係る設計・工事に要する費用は基本整備項目に含めてもよいこととする。

- ・小便器（自動水栓化等）
- ・ハンドドライヤー
- ・化粧鏡
- ・LED照明
- ・室内空調（換気、冷暖房）設備
- ・外装工事（屋根部分は除く）
- ・窓
- ・入口ドア
- ・案内標識（多言語又はピクトサイン等により、トイレであることを示す標識やトイレの場所まで誘導することを目的に設置する看板等）
- ・案内表示（トイレ施設内のピクトサインや使用方法を説明する多言語表示の設置等）
- ・多様な身体状況や家族構成に対応するための設備
- ・掃除流し
- ・その他、明確な機能向上を伴う整備

④補助対象外経費

２．③に掲げるものに加えて、以下の整備は補助対象としない。

- ・和式便器の整備
- ・案内標識以外の公衆トイレの周囲の整備（舗装、アプローチのバリアフリー化、トイレ施設外の電気・配管、浄化槽の設置等）
- ・新築、建替時における躯体工事
- ・発電設備
- ・ポンプ等の機械設備
- ・仮設トイレの設置 等

1 3) 手ぶら観光カウンターの機能向上

①基本的な考え方

当事業の対象となる「手ぶら観光カウンター」とは、「「手ぶら観光」共通ロゴマーク使用要領」（平成29年1月制定）に基づき、国土交通省により、手ぶら観光共通ロゴマーク掲出の認定をした、又は認定する見込みがあるものとする。

②補助対象要件

訪日外国人を含む旅行者によるWEBや店頭のタブレット端末等のICTを活用した受付が可能なカウンターを対象とする。

③補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

ア) 先進機能の整備

- ・デジタルサイネージ

手ぶら観光カウンター又は手ぶら観光カウンター周辺に設置するものであり、手ぶら観光の情報発信を目的とするものとする。

- ・多言語案内・翻訳用タブレット端末
- ・多言語案内・翻訳システム機器

イ) LAN環境の整備

当該補助対象事業に関わり、附帯して設置するLAN機器の整備に要する費用とする。ただし、「機器購入費」（LAN機器の購入に係る費用）及び「機器設置工事費用」（LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティ対策含む。））に限る。また、無料公衆無線LAN機器を整備する場合、「２．補助事業等 ⑤無料公衆無線LAN環境の整備について」の要件を全て満たすこととする。

ウ) 先進的な決済環境の整備

- ・キャッシュレス決済環境整備

「機器購入費」（キャッシュレス決済端末、レシートプリンター等及び附属機器の購入に要する費用）、「機器設置費用」（キャッシュレス決済端末等の設置に要する費用、ソフトウェア購入費）を対象とする。

エ) 多言語での情報発信に関わる整備・改良

- ・案内標識

本補助事業の対象となる施設又は施設周辺に設置するもの、あるいは、訪日外国人を含む旅行者が施設へ訪れるための合理的なルート上に設置するものとする。

- ・掲示物

「手ぶら観光」サービスを紹介するための掲示物であり、訪日外国人を含む旅行者への手ぶら観光の情報発信を目的とするものとする。

- ・ホームページ等

当該補助対象事業に関わり、附帯して整備する以下⑤の要件を満たす、訪日外国人を含む旅行者への手ぶら観光の情報発信を目的としたホームページ等に要する費用とする。ただし、パソコン又はスマートフォン等から利用できるものとし、予約システム機能を実装するものに限る。

- ・コンテンツ作成

手ぶら観光カウンターの設置主体又は運営主体が作成するコンテンツであり、訪日外国人を含む旅行者への手ぶら観光の情報の発信を目的とするものとする。

- ・案内放送

「手ぶら観光」サービスの利用を希望する訪日外国人を含む旅行者に対して、手ぶら観光カウンターの場所を案内することを目的とした放送内容であることとする。ただし、手ぶら観光カウンター以外の場所から放送するものは補助対象としない。

- オ) 手ぶら観光カウンターの整備・改良

手ぶら観光カウンターの開設を含む整備・改良に係る工事及び設計に要する費用とする。ただし、カウンター業務機能の向上や接客機能の向上を目的に行うものに限る。

- ・本工事費
- ・附帯工事費（仮設工事、解体工事等）
- ・事務費（工事等に要する設計費及び工事管理費）

- カ) 設備費

手ぶら観光サービスの受付業務を行うための設備及び受領した荷物の一時保管のために使用する設備であること。

- キ) その他

手ぶら観光カウンターの整備・機能向上に要する費用とする。

④補助対象外経費

2. ③に掲げるものに加えて、以下の整備は補助対象としない。

- ・新築、建替時における躯体工事
- ・案内標識以外の舗装等の周囲整備に要する費用 等

⑤ホームページ等の整備について

ホームページ等の整備とは、手ぶら観光カウンターの設置主体、運営主体又は補助対象事業者から観光スポットに係る情報掲載の委託を受けた者が管理運営する予約システムを備えたウェブサイト・モバイルアプリケーションの整備（新規開設又は既存のホームページ等に新たにコンテンツ掲載や予約システムを追加する場合を含む。）を指し、手ぶら観光カウンターの情報が多言語で掲載されたものとする。予約システムとは、オンライン上で多言語によりチケット等の予約（オンライン上のメールフォーム等により多言語で予約できるものも含む。）ができるものとする。

D. ユニバーサル対応

1 4) 段差の解消

①基本的な考え方

高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 2 条第 1 号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。）である訪日外国人を含む旅行者が我が国を安心して旅行できる環境を整備するため、特定観光地の代表的な観光スポットにおける段差の解消を支援するものとする。

②補助対象要件

補助事業の対象となる段差の解消は、以下の要件を満たすこととする。

ア) 観光スポットについて

以下のいずれも満たすものであることとする。

- ・ 特定観光地における代表的な観光スポットであること。
- ・ 地形その他の自然的条件及び訪日外国人旅行者の評価、入込客数その他の社会的条件並びに周辺に所在する旅客施設その他の施設の利用状況及び移動等円滑化の状況を勘案して、当該観光スポットにおいて段差の解消を優先的に実施する必要性が特に高いと認められるものであること。

イ) 段差の解消について

以下のいずれも満たすものであることとする。

- ・ ア) の観光スポットに来訪する訪日外国人を含む旅行者の大多数が通常利用する経路又は段差を解消することにより訪日外国人を含む旅行者の大多数が利用すると見込まれる経路（以下「特定経路」という。）において行われるものであること。
- ・ 特定経路において、当該観光スポットの職員による介助、誘導その他の支援のみによっては、高齢者、障害者等である訪日外国人を含む旅行者の周遊上の利便性や安全性が十分に確保されないと認められるものであること。
- ・ エレベーターやスロープ等は、高齢者、障害者等である訪日外国人を含む旅行者が円滑に利用できるものであること。

ウ) 情報発信について

本補助事業の対象となる段差の解消に資する設備は訪日外国人を含む旅行者に対して分かりやすく当該設備の所在を示すものとし、以下の要件のいずれも満たすものであること。なお、本補助事業の申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに全ての要件を満たすこととする。

- ・ エレベーターやスロープ等の所在をこれらの周囲や外壁等に多言語又はピクトサインにより表示していること。
- ・ エレベーターやスロープ等の所在を地域で作成している多言語の散策マップやWEB等で発信しているか、又はその計画があること。

③補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

- ・ 本工事費
機器（エレベーター、スロープ等）の購入及び工事に要する費用とする。
- ・ 附帯工事費
エレベーターやスロープ等の設置等に伴う通路、階段等の新設、移設及び改築等に直接要する費用で、本工事を実施するための仮設工事や解体工事に直接要する費用を含むものとする。
- ・ 事務費
工事等に要する設計費及び工事管理費とする。

④補助対象外経費

2. ③に掲げるものに加えて、以下の整備は補助対象としない。

- ・ 外壁や内装の装飾等の段差の解消に直接関連しない費用 等

15) 子供連れ環境の整備

①基本的な考え方

特定観光地内の観光スポットにおいて、子供を連れた訪日外国人を含む旅行者が安心して快適に、滞在、交流・体験を楽しめる環境整備を図るため、広く使用可能な子供連れ環境に資する設備の整備を対象とする。

②補助対象要件

補助事業の対象となる子供連れ環境の整備は、以下の要件を満たすこととする。

ア) 観光スポットについて

以下のいずれも満たすものであることとする。

- ・ 特定観光地における代表的な観光スポットであること。
- ・ 地形その他の自然的条件及び訪日外国人旅行者の評価、入込客数その他の社会的条件並びに周辺に所在する旅客施設その他の施設の利用状況及び移動等円滑化の状況を勘案して、当該観光スポットにおいて子供連れ環境の整備を優先的に実施する必要性が特に高いと認められるものであること。

イ) 情報発信について

本補助事業の対象となる子供連れ環境に資する設備は訪日外国人を含む旅行者に対して分かりやすく当該設備の所在を示すものとし、以下の全ての要件を満たすこととする。本補助事業申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに全ての要件を満たすものとする。

- ・ 対象となる設備の所在を設備の周囲や設備外壁等に多言語又はピクトサインにより表示している。
 - ・ 対象となる設備の所在を地域で作成している多言語の散策マップやWEB等で発信している、又は計画があること。
- ※広く開放している設備について、その所在を一体的に発信していること。

③補助対象経費

次に掲げるア) 又はア) 及びイ) を実施する場合、以下の設備等の購入・設置に要する費用を補助対象とする。

ア) 基本整備項目

- ・ おむつ交換台の新設・増設
- ・ 授乳室（パーテーション・カーテン・授乳用椅子等）の新設・増設
- ・ ベビーベッドの新設・増設
- ・ ベビーキープの新設・増設
- ・ 子供用着替え台の新設・増設
- ・ 調乳用温水器の新設・増設

イ) 追加整備項目

ア) を実施する場合に限り、以下の整備を補助対象とする。ただし、既に基本整備項目のいずれかが整備されており、既設の設備において整備を行う場合も、補助対象とする。なお、追加整備項目に係る設計・工事に要する費用は基本整備項目に含めてもよいこととする。

- ・ ベビーカー置場
- ・ シンク
- ・ 電子レンジ
- ・ 荷物置き
- ・ ゴミ箱（おむつ用を含む。）
- ・ キッズスペース
- ・ 遊具（壁面等に固定されているものに限る。）
- ・ 案内標識
- ・ その他、子供連れ環境向上を伴う整備

④補助対象外経費

2. ③に掲げるものに加えて、以下の整備は補助対象としない。
- ・ 遊具（壁面等に固定されているものを除く。） 等

16) 近距離移動支援モビリティの整備

①基本的な考え方

特定観光地内の観光スポットにおいて、長時間の歩行が困難な訪日外国人を含む旅行者等の移動支援のために整備される近距離移動支援モビリティの整備を対象とする。

②補助対象要件

補助事業の対象となる近距離移動支援モビリティの整備は、以下の要件を満たすこととする。

ア) 観光スポットについて

以下のいずれも満たすものであることとする。

- ・ 特定観光地における代表的な観光スポットであること。
- ・ 地形その他の自然的条件及び訪日外国人旅行者の評価、入込客数その他の社会的条件並びに周辺に所在する旅客施設その他の施設の利用状況及び移動等円滑化の状況を勘案して、当該観光スポットにおいて近距離移動支援モビリティの整備を優先的に実施する必要性が特に高いと認められるものであること。
- ・ 近距離移動支援モビリティを使用するエリアが、公道を含まない特定の敷地内であること。

イ) 情報発信について

本補助事業の対象となる近距離移動支援モビリティに資する設備は訪日外国人を含む旅行者に対して分かりやすく当該設備の所在を示すものとし、以下の全ての要件を満たすこととする。本補助事業申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに全ての要件を満たすものとする。

- ・ 対象となる設備の所在を設備の周囲や設備外壁等に多言語又はピクトサインにより表示している。

③補助対象経費

近距離移動支援モビリティの整備に必要とされる、以下の設備等の購入・設置に要する費用を補助対象とする。なお、イ)～カ)についてはア)を実施した場合に限り、補助対象とする。

ア) 電動車椅子の購入（二人乗り以上の電動カート等も含む）

イ) 受付施設・車体保管施設の整備

近距離移動支援モビリティの整備に直接要する費用で、受付施設・車体保管施設の整備に係る工事及び設計に要する費用とする。（本整備を実施するための解体費、撤去費等を含む。）

- ・ 建築工事（受付カウンター・固定式パーテーション等の内装工事を含む。）
- ・ 電気設備工事（照明機器設置を含む。）
- ・ 機械設備工事（給排水衛生設備工事、空気調和設備工事を含む。）
- ・ トイレ工事

「12）トイレの高機能化及び洋式便器の整備」に掲げるもの。ただし、当該施設の利用者が主に利用するトイレの機能向上に資するもので、かつ受付施設機能の向上を図るための工事の実施に附随する場合に限る。

ウ) 充電設備等の導入経費

電動車椅子等に電源を供給するための設備の内装工事、附随する物品を購入するための経費とする。

エ) 貸出・返却システムの導入経費

電動車椅子等の貸出・返却に必要な多言語によるシステムの整備・改良費とする。

オ) 案内標識の設置

本補助事業の対象となる車体保管施設、受付施設又はその周辺に設置するものとする。

カ) その他

- ・ 上記以外で、近距離移動支援モビリティの整備に必要な費用
- ・ 近距離移動支援モビリティの整備に附随するもの

④補助対象外経費

2. ③に掲げるものに加えて、以下の整備は補助対象としない。

- ・案内標識以外の舗装等の周囲整備に要する費用
- ・新築、建替時における躯体工事
- ・公道での利用を目的とする整備に要する費用
- ・補助対象事業者が通常の業務活動としての利用を主たる目的とする整備に要する費用 等

E. 拠点機能の整備・改良

1 7) 外国人観光案内所の整備・改良

①基本的な考え方

当事業の対象となる「外国人観光案内所」とは、「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」（平成30年4月改訂）に基づき、当該年度における補助事業実施対象期間において、日本政府観光局により、カテゴリーⅠ以上に認定されている又は認定の見込みがある案内所とする。

②補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

ア) 先進機能の整備

- ・VR機器（Virtual Reality、仮想現実）
観光地の疑似体験ができる機器（コンテンツ作成を含む。）を整備するものとする。
- ・デジタルサイネージ

観光案内所又は案内所周辺に設置するものであり、訪日外国人を含む旅行者への観光情報や交通情報等を発信するものとする。（コンテンツ作成を含む。）

- ・多言語案内・翻訳用タブレット端末
- ・多言語案内・翻訳システム機器
- ・多言語音声ガイド

観光スポットに関する情報を、訪日外国人を含む旅行者に多言語で提供することを目的とする多言語音声ガイドを整備するものとする。

- ・AIチャットBot

訪日外国人を含む旅行者の利便性向上及び案内業務の効率化を目的として、観光情報を提供するAIチャットBotを整備するものとする。ただし、地域特性に応じたFAQの設定や、初期設定等に要する費用に限る。

イ) LAN環境の整備

当該補助対象事業に関わり、附帯して設置するLAN機器の整備に要する費用とする。ただし、「機器購入費」（LAN機器の購入に係る費用）及び「機器設置工事費用」（LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティ対策含む。））に限る。また、無料公衆無線LAN機器を整備する場合、「2. 補助事業等 ⑤無料公衆無線LAN環境の整備について」の要件を全て満たすこととする。

ウ) 多言語での情報発信に関わる整備・改良

- ・案内標識

本補助事業の対象となる観光案内所又は案内所周辺に設置するもの、あるいは、訪日外国人を含む旅行者が施設へ訪れるための合理的なルート上に設置するものとする。

- ・掲示物

観光スポットの歴史や文化等を多言語で紹介するための掲示物であり、訪日外国人を含む旅行者への観光情報等の発信を目的とするものとする。

- ・ホームページ

観光案内所の設置主体又は運営主体が運営しているスマートフォン対応を含むホームページであり、訪日外国人を含む旅行者への観光情報や地域のコンテンツの予約・販売機能、交通情報等の発信を目的とするものとする。

- ・オンラインコンテンツ

観光案内所の設置主体又は運営主体が作成する、訪日外国人を含む旅行者への観光情報や交通情報等の発信、観光地の疑似体験等を目的とするオンライン上のコンテンツの制作費、コンテンツ提供に必要な機器の購入及び設置に要する費用とする。ただし、事前の予約や申込を基に観光地の疑似体験等を年間を通して継続的に提供するものに限る。

- ・案内放送

訪日外国人を含む旅行者に対して、観光案内所から直接、観光情報や災害情報を案内することを目的とした放送内容であることとする。

エ) 外国人観光案内所の整備・改良

観光案内所の開設を含む整備・改良に係る工事及び設計に要する費用とする。ただし、本補助事業の対象となる観光案内所内の体験・交流スペースも補助対象とし、他の用途の施設等と明確に区分がされているものに限る。

- ・建築工事（受付カウンター・固定式パーテーション等の内装工事を含む。）
- ・電気設備工事（照明機器設置を含む。）
- ・機械設備工事（給排水衛生設備工事、空気調和設備工事を含む。）
- ・昇降機設備工事（専ら当該案内所利用者が使用するもの）
- ・トイレ工事

「１２）トイレの高機能化及び洋式便器の整備」に掲げるもの。ただし、当該施設の利用者が主に利用するトイレの機能向上に資するもので、かつ観光案内所機能の向上を図るための工事の実施に附随する場合に限る。

オ) 免税対応環境整備

観光案内所内における免税対応端末に要する「機器購入費」（免税対応端末等及び付属機器の購入に要する費用）、「機器設置費用」（免税対応端末等の設置に要する費用、ソフトウェア購入費）、「免税手続カウンターの購入に要する費用」及び「その他免税販売手続きの電子化対応に要する費用」を対象とする。

※免税手続カウンターへの整備は、商店街、テナントビル等、消費税法施行令第１８条の２④に規定する特定商業施設内において設置可能とする。

カ) 地域におけるコト消費促進のための環境整備

- ・チケット予約・販売用機器
多言語での地域のコンテンツの予約・販売を目的とした機器であることとする。
- ・システム構築費
チケットの予約・販売システムを構築することを目的とするものとする。
- ・キャッシュレス決済環境整備

チケットを販売するためのキャッシュレス決済環境の整備であること。ただし、「機器購入費」（キャッシュレス決済端末、レシートプリンター等及び付属機器の購入に要する費用）、「機器設置費用」（キャッシュレス決済端末等の設置に要する費用、ソフトウェア購入費）に限る。

- ・プリンター

チケットを発券するため、又はキャッシュレスに伴うレシートを印刷するためのプリンターであることとする。

- ・附帯工事費

キ) その他

観光案内所の接遇機能向上や、案内業務機能向上、体験・交流機会の提供を目的に導入する設備の設置に要する費用とする。

④補助対象外経費

２．③に掲げるものに加えて、以下の整備は補助対象としない。

- ・新築、建替時における躯体工事
- ・案内標識以外の舗装等の周囲整備に要する費用

- ・訪日外国人を含む旅行者が利用せず、かつ案内所業務に使用しないスペースにおける整備等

18) 観光スポット情報・交流施設の整備・改良

①基本的な考え方

高度化計画区域内の観光スポットに関する情報提供や、観光スポットに関連した観光サービスのための交流機会（体験・学習等）の提供を目的とした施設であって、訪日外国人を含む旅行者が随時かつ快適に利用できる施設を対象とする。

②補助対象要件

以下のア) 又はア) 及びイ) の全てを含む施設であること。

- ア) 高度化計画区域内の観光スポットに関する情報を訪日外国人を含む旅行者に対して提供するもの（観光案内、観光情報を提供するスペース、観光スポットに関する歴史・文化等を紹介する展示・学習スペース等が設けられていること。）
- イ) ア) に附帯して整備される、訪日外国人を含む旅行者に対して観光サービスを提供する交流の場（訪日外国人を含む旅行者の休憩スペース、地域の文化・伝統を紹介・体験できるスペース、地元物産を紹介・即売できるスペース等）が設けられていること。

③補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

ア) 先進機能の整備

- ・VR機器（Virtual Reality、仮想現実）

観光地の疑似体験ができる機器（コンテンツ作成を含む。）を整備するものとする。

- ・デジタルサイネージ

観光スポット情報・交流施設又はその周辺に設置するものであり、訪日外国人を含む旅行者への観光情報や交通情報等を発信するものとする。（コンテンツ作成を含む。）

- ・多言語案内・翻訳用タブレット端末
- ・多言語案内・翻訳システム機器
- ・多言語音声ガイド

観光スポットに関する情報を、訪日外国人を含む旅行者に多言語で提供することを目的とする多言語音声ガイドを整備するものとする。

- ・AIチャットBot

訪日外国人を含む旅行者の利便性向上及び案内業務の効率化を目的として、観光情報を提供するAIチャットBotを整備するものとする。ただし、地域特性に応じたFAQの設定や、初期設定等に要する費用に限る。

イ) LAN環境の整備

当該補助対象事業に関わり、附帯して設置するLAN機器の整備に要する費用とする。ただし、「機器購入費」（LAN機器の購入に係る費用）及び「機器設置工事費用」（LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティ対策含む。））に限る。また、無料公衆無線LAN機器を整備する場合、「2. 補助事業等 ⑤無料公衆無線LAN環境の整備について」の要件を全て満たすこととする。

ウ) 多言語での情報発信に関わる整備・改良

- ・案内標識

本補助事業の対象となる観光スポット情報・交流施設又はその周辺に設置するもの、あるいは、訪日外国人を含む旅行者が施設へ訪れるための合理的なルート上に設置するものとする。

- ・掲示物

観光スポットの歴史や文化等を多言語で紹介するための掲示物であり、訪日外国人を含む旅行者への観光スポットに関する情報提供を目的とするものとする。

- ・ホームページ

観光スポット情報・交流施設の設置主体が所有するスマートフォン対応を含むホームページであり、訪日外国人を含む旅行者への観光スポットに関する情報提供等を目的とするものとする。

- ・オンラインコンテンツ

観光スポット情報・交流施設の設置主体が作成する、訪日外国人を含む旅行者への観光情報や交通情報等の発信、観光地の疑似体験等を目的とするオンライン上のコンテンツの制作費、コンテンツ提供に必要な機器の購入及び設置に要する費用とする。ただし、事前の予約や申込を基に観光地の疑似体験等を年間を通して継続的に提供するものに限る。

- ・案内放送

訪日外国人を含む旅行者に対して、観光スポット情報・交流施設から直接、観光情報や災害情報を案内することを目的とした放送内容であることとする。

エ) 観光スポット情報・交流施設の整備・改良

観光スポット情報・交流施設の開設を含む整備・改良に係る工事及び設計に要する費用とする。ただし、他の用途の施設等と明確に区分がされているものに限る。

- ・建築工事（受付カウンター・固定式パーテーション等の内装工事を含む。）
- ・電気設備工事（照明機器設置を含む。）
- ・機械設備工事（給排水衛生設備工事、空気調和設備工事を含む。）
- ・昇降機設備工事（専ら当該施設利用者が使用するもの）
- ・トイレ工事

「12）トイレの高機能化及び洋式便器の整備」に掲げるものとする。ただし、当該施設の利用者が主に利用するトイレの機能向上に資するもので、かつ観光スポット情報・交流施設機能の向上を図るための工事の実施に附随する場合に限る。

オ) その他

観光スポット情報・交流施設の訪日外国人旅行者を含む不特定多数の観光客への情報提供、交流機会提供又は利便性向上を目的に導入する設備の設置に要する費用とする。

④補助対象外経費

2. ③に掲げるものに加えて、以下の整備は補助対象としない。

- ・新築、建替時における躯体工事
- ・案内標識以外の舗装等の周囲整備に要する費用
- ・地域住民の利用が主たる施設等の整備に要する費用
- ・補助対象事業者が通常の業務活動としての利用、又は居住用の利用を主たる目的とする整備に要する費用 等

19) EV急速充電器の整備

①基本的な考え方

電気自動車（EV）レンタカーで訪日外国人を含む旅行者の来訪がある又は見込まれる外国人観光案内所、観光スポット情報・交流施設、道の駅等の施設において電気自動車（EV）レンタカー等を利用した周遊促進を目的とするEV急速充電器の整備を対象とする。

②補助対象要件

本補助事業の対象となるEV急速充電器は訪日外国人を含む旅行者に対して分かりやすく当該設備の所在を示すものとし、以下の全ての要件を満たすこととする。本補助事業申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに全ての要件を満たすものとする。

- ・対象となる設備の所在を設備の周囲や設備外壁等に多言語又はピクトサインにより表示している。

・対象となる設備の所在及びその利用に際して必要な情報を地域で作成している多言語の散策マップやWEB等で発信している、又は計画があること。

※広く開放している設備について、その所在を一体的に発信していること。

③補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

・本工事費

機器の購入及び工事に要する費用とする。

・附帯工事費

EV急速充電器の整備に直接要する費用で、本工事を実施するための解体費、撤去費等の費用とする。

・事務費

工事等に要する設計費及び工事管理費とする。

・案内標識

本補助事業の対象となるEV急速充電器又はその周辺に設置するものとする。

④補助対象外経費

2. ③に掲げるものに加えて、以下の整備は補助対象としない。

・案内標識以外の舗装等の周囲整備に要する費用

・特定の施設の利用者、地域住民の利用が主たる設備等の整備に要する費用

・補助対象事業者が通常の業務活動としての利用を主たる目的とする整備に要する費用 等

4. 拠点機能強化事業における補助対象事業

A. 新たなニーズへの対応・新技術の活用

1) ワークーション環境の整備

3. B.3) ①～⑤のとおりとする。

2) ICTを活用したゴミ箱の整備

3. B.4) ①～④のとおりとする。

3) 混雑状況の「見える化」と推奨ルートの表示

3. B.5) ①～④のとおりとする。

4) グランピング環境の整備

3. B.6) ①～⑤のとおりとする。

5) 多様な移動手段の整備

3. B.7) ①～④のとおりとする。

B. ストレスフリー・快適な旅行環境の整備

6) 多言語案内の整備

①基本的な考え方

訪日外国人を含む旅行者への観光情報、観光拠点施設情報等（以下「観光情報等」という。）の提供を目的とする多言語観光案内の整備を対象とする。

②補助対象要件

本補助事業においては、ア) からカ) までのうちいずれか一つ以上の情報を多言語で提供するものを対象とする。なお、カ) のみを提供するものは補助対象としない。

ア) 観光情報

イ) 観光拠点施設の情報

ウ) 駐車場に関する情報

エ) 施設の位置や当該施設に至るまでの経路等の情報

オ) 施設、展示物又は商品の情報

カ) 非常時の情報

※ ア) からカ) までにおける多言語観光案内には、地図や方向を指示する矢印等を掲載する方法の他、二次元コードや訪日外国人を含む旅行者の携帯するスマートフォン、ＩＣＴを活用した機器を利用する場合を含む。

③補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

ア) 多言語案内の整備

- ・ VR機器 (Virtual Reality、仮想現実)

観光地の疑似体験ができる機器 (コンテンツ作成を含む。) を整備するものとする。

- ・ デジタルサイネージ

訪日外国人を含む旅行者への観光情報や交通情報等を発信するものとする。(コンテンツ作成を含む。)

- ・ 多言語音声ガイド

観光情報等を訪日外国人を含む旅行者に多言語で提供することを目的とする多言語音声ガイドを整備するものとする。

- ・ AIチャットBot

訪日外国人を含む旅行者の利便性向上及び案内業務の効率化を目的として、観光情報等を提供するAIチャットBotを整備するもの。ただし、地域特性に応じたFAQの設定や、初期設定等に要する費用に限る。

- ・ 案内標識

訪日外国人を含む旅行者に対して、観光スポットや観光拠点施設内を案内することを目的に設置するものとする。

- ・ ホームページ

補助対象事業者が運営しているスマートフォン対応を含むホームページであり、訪日外国人を含む旅行者への観光スポットに関する情報提供等を目的とするものとする。

- ・ オンラインコンテンツ

補助対象事業者が作成する、訪日外国人を含む旅行者への観光情報や交通情報等の発信、観光地の疑似体験等を目的とするオンライン上のコンテンツの制作費、コンテンツ提供に必要な機器の購入及び設置に要する費用とする。ただし、事前の予約や申込を基に観光地の疑似体験等を年間を通して継続的に提供するものに限る。

- ・ 案内放送

訪日外国人を含む旅行者に対して、観光拠点施設から直接、観光情報や災害情報を案内することを目的とした放送内容であることとする。

イ) LAN機器

当該補助対象事業に関わり、附帯して設置するLAN機器の整備に要する費用とする。ただし、「機器購入費」(LAN機器の購入に係る費用)及び「機器設置工事費用」(LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費(セキュリティ対策含む。))に限る。また、無料公衆無線LAN機器を整備する場合、「2. 補助事業等 ⑤無料公衆無線LAN環境の整備について」の要件を全て満たすこととする

④補助対象外経費

2. ③に掲げるものに加えて、以下の整備は補助対象としない。

- ・ 案内標識以外の舗装等の周囲整備に要する費用 等

7) 無料公衆無線LAN環境の整備

①基本的な考え方

3. C.1 0) ①のとおりとする。

②補助対象要件

本補助事業の対象となる無料公衆無線LANの整備は「2. 補助事業等 ⑤無料公衆無線LAN環境の整備について」に加え、以下の要件を全て満たすこととする。本補助事業申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに全ての要件を満たすものとする。

- ・電波の重なりを考慮した整備（設置）計画を作成するとともに、観光拠点施設内において利用可能なものであること。
- ・利用者の利便性の観点から、統一したSSIDの設定やアプリケーションを活用し、「2. 補助事業等 ⑤無料公衆無線LAN環境の整備について 2)」の方式により一度認証することで、接続できること。

③補助対象経費

3. C.1 0) ③のとおりとする。

④補助対象外経費

2. ③に掲げるものに加えて、以下の整備は補助対象としない。

- ・受電設備までの引き込み送電線
- ・他用途と併用可能な既存設備がある場合における受電設備の新設
- ・監視装置（ログ管理・運用管理用サーバ、システム等）
- ・電源設備（発電機・太陽光発電設備等）
- ・設置場所自体の整備に関する費用（土地の取得含む。）
- ・伝送用専用線（屋外に設置された光ファイバー等、ただし、最寄りの接続端子函からの引込線は除く。）
- ・補助対象事業者が通常の業務活動としての利用を主たる目的とする整備に要する費用 等

8) 飲食店、小売店等も含めた地域における多言語対応、先進的決済環境の整備

①基本的な考え方

観光拠点施設内に所在する店舗・事業所等において、訪日外国人を含む旅行者が安心して快適に、滞在、ショッピング、交流・体験を楽しめる環境整備を図るため、整備される多言語対応及び先進的決済環境の整備を対象とする。

②補助対象要件

3. C.1 1) ②のとおりとする。

③補助対象経費

3. C.1 1) ③のとおりとする。

④補助対象外経費

3. C.1 1) ④のとおりとする。

⑤LAN環境の整備について

3. C.1 1) ⑤のとおりとする。

9) トイレの高機能化及び洋式便器の整備

3. C.1 2) ①～④のとおりとする。

10) 手ぶら観光カウンターの機能向上

3. C.1 3) ①～⑤のとおりとする。

C. ユニバーサル対応

11) 段差の解消

①基本的な考え方

高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 2 条第 1 号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。）である訪日外国人を含む旅行者が我が国を安心して旅行できる環境を整備するため、観光拠点施設内における段差の解消を支援するものとする。

②補助対象要件

ア) 段差の解消について

補助事業の対象となる段差の解消は、以下の要件を満たすこととする。

- ・ 特定経路において行われるものであること。
- ・ 特定経路において、当該施設の職員による介助、誘導その他の支援のみによっては、高齢者、障害者等である訪日外国人を含む旅行者の周遊上の利便性や安全性が十分に確保されないと認められるものであること。
- ・ エレベーターやスロープ等は、高齢者、障害者等である訪日外国人を含む旅行者が円滑に利用できるものであること。

イ) 情報発信について

本補助事業の対象となる段差の解消に資する設備は訪日外国人を含む旅行者に対して分かりやすく当該設備の所在を示すものとし、以下の要件のいずれも満たすものであること。なお、本補助事業の申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに全ての要件を満たすこととする。

- ・ エレベーターやスロープ等の所在をこれらの周囲や外壁等に多言語又はピクトサインにより表示していること。
- ・ エレベーターやスロープ等の所在を補助対象事業者で作成している多言語の施設マップやWEB等で発信しているか、又はその計画があること。

③補助対象経費

3. D.1 4) ③のとおりとする。

④補助対象外経費

3. D.1 4) ④のとおりとする。

12) 子供連れ環境の整備

①基本的な考え方

観光拠点施設内において、子供を連れた訪日外国人を含む旅行者が安心して快適に、滞在、交流・体験を楽しめる環境整備を図るため、広く使用可能な子供連れ環境に資する設備の整備を対象とする。

②補助対象要件

本補助事業の対象となる子供連れ環境に資する設備は訪日外国人を含む旅行者に対して分かりやすく当該設備の所在を示すものとし、以下の全ての要件を満たすこととする。本補助事業申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに全ての要件を満たすものとする。

- ・対象となる設備の所在を設備の周囲や設備外壁等に多言語又はピクトサインにより表示している。
- ・対象となる設備の所在を補助対象事業者で作成している多言語の施設マップやWEB等で発信している、又は計画があること。

※広く開放している設備について、その所在を一体的に発信していること。

③補助対象経費

3. D.1 5) ③のとおりとする。

④補助対象外経費

3. D.1 5) ④のとおりとする。

1 3) 近距離移動支援モビリティの整備

①基本的な考え方

観光拠点施設内において、長時間の歩行が困難な訪日外国人を含む旅行者等の移動支援のために整備される近距離移動支援モビリティの整備を対象とする。

②補助対象要件

本補助事業の対象となる近距離移動支援モビリティに資する設備は訪日外国人を含む旅行者に対して分かりやすく当該設備の所在を示すものとし、以下の全ての要件を満たすこととする。本補助事業申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに全ての要件を満たすものとする。

- ・対象となる設備の所在を設備の周囲や設備外壁等に多言語又はピクトサインにより表示している。
- ・対象となる設備の所在を地域で作成している多言語の散策マップやWEB等で発信している、又は計画があること。

③補助対象経費

3. D.1 6) ③のとおりとする。

④補助対象外経費

3. D.1 6) ④のとおりとする。

D. 拠点機能の整備・改良

1 4) 外国人観光案内所の整備・改良

3. E.1 7) ①～④のとおりとする。

1 5) 観光スポット情報・交流施設の整備・改良

3. E.1 8) ①～④のとおりとする。

1 6) EV急速充電器の整備

3. E.1 9) ①～④のとおりとする。

附則別添

令和4年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱附則第3条2項に基づく指定市区町村一覧

都道府県名	市区町村名
北海道	札幌市・函館市・小樽市・旭川市・室蘭市・釧路市・帯広市・北見市・夕張市・岩見沢市・網走市・苫小牧市・稚内市・美瑛市・芦別市・江別市・赤平市・三笠市・根室市・千歳市・富良野市・登別市・恵庭市・伊達市・北広島市・石狩市・北斗市・松前町・七飯町・江差町・ニセコ町・真狩村・喜茂別町・京極町・留寿都村・倶知安町・積丹町・余市町・赤井川村・栗山町・月形町・沼田町・東神楽町・当麻町・比布町・愛別町・上川町・東川町・美瑛町・上富良野町・中富良野町・占冠村・美幌町・津別町・斜里町・清里町・小清水町・大空町・豊浦町・壮瞥町・白老町・洞爺湖町・安平町・音更町・土幌町・上土幌町・鹿追町・新得町・幕別町・足寄町・標茶町・弟子屈町・鶴居村・白糠町・別海町・中標津町・標津町・羅臼町
青森県	青森市・弘前市・八戸市・黒石市・五所川原市・十和田市・三沢市・つがる市・平川市・外ヶ浜町・鯉ヶ沢町・深浦町・西目屋村・野辺地町・七戸町・六戸町・おいらせ町
岩手県	盛岡市・宮古市・大船渡市・花巻市・北上市・一関市・陸前高田市・釜石市・二戸市・八幡平市・奥州市・滝沢市・雫石町・金ヶ崎町・平泉町・田野畑村・一戸町
宮城県	仙台市・石巻市・塩竈市・気仙沼市・白石市・名取市・多賀城市・岩沼市・大崎市・蔵王町・村田町・柴田町・川崎町・松島町・利府町・涌谷町・女川町・南三陸町
秋田県	秋田市・能代市・横手市・大館市・男鹿市・鹿角市・由利本荘市・大仙市・北秋田市・にかほ市・仙北市・小坂町・藤里町
山形県	山形市・米沢市・鶴岡市・酒田市・寒河江市・上山市・天童市・東根市・尾花沢市・山辺町・中山町・河北町・西川町・大石田町・白鷹町・庄内町
福島県	福島市・会津若松市・郡山市・いわき市・白河市・須賀川市・喜多方市・二本松市・南相馬市・本宮市・大玉村・下郷町・檜枝岐村・只見町・南会津町・北塩原村・西会津町・磐梯町・猪苗代町・会津坂下町・湯川村・柳津町・三島町・金山町・昭和村・会津美里町・西郷村
茨城県	水戸市・日立市・土浦市・古河市・笠間市・牛久市・つくば市・ひたちなか市・鹿嶋市・守谷市・桜川市・神栖市・鉾田市・小美玉市
栃木県	宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・日光市・小山市・大田原市・矢板市・那須塩原市・益子町・芳賀町・塩谷町・那須町
群馬県	前橋市・高崎市・桐生市・伊勢崎市・太田市・館林市・渋川市・藤岡市・富岡市・下仁田町・甘楽町・中之条町・嬬恋村・草津町・片品村・みなかみ町
埼玉県	さいたま市・川越市・熊谷市・川口市・行田市・所沢市・飯能市・春日部市・狭山市・上尾市・草加市・越谷市・蕨市・戸田市・入間市・朝霞市・和光市・新座市・久喜市・八潮市・富士見市・三郷市・坂戸市・鶴ヶ島市・ふじみ野市・滑川町
千葉県	千葉市・銚子市・市川市・船橋市・木更津市・松戸市・野田市・茂原市・成田市・佐倉市・習志野市・柏市・市原市・流山市・八千代市・我孫子市・鎌ヶ谷市・富津市・浦安市・四街道市・印西市・富里市・香取市・酒々井町・芝山町・一宮町
東京都	千代田区・中央区・港区・新宿区・文京区・台東区・墨田区・江東区・品川区・目黒区・大田区・世田谷区・渋谷区・中野区・杉並区・豊島区・北区・荒川区・板橋区・練馬区・足立区・葛飾区・江戸川区・八王子市・立川市・武蔵野市・三鷹市・青梅市・府中市・昭島市・調布市・町田市・小金井市・小平市・日野市・東村山市・国分寺市・国立市・福生市・狛江市・東久留米市・武蔵村山市・多摩市・稲城市・西東京市・大島町・利島村・新島村・神津島村・御蔵島村・三宅村・八丈町・小笠原村
神奈川県	横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市・平塚市・鎌倉市・藤沢市・小田原市・茅ヶ崎市・逗子市・秦野市・厚木市・大和市・伊勢原市・海老名市・座間市・南足柄市・綾瀬市・葉山町・大磯町・箱根町・湯河原町
新潟県	新潟市・長岡市・三条市・新発田市・十日町市・燕市・糸魚川市・妙高市・上越市・佐渡市・魚沼市・南魚沼市・出雲崎町・湯沢町・津南町
富山県	富山市・高岡市・魚津市・氷見市・黒部市・砺波市・小矢部市・南砺市・射水市・上市町・立山町・朝日町
石川県	金沢市・七尾市・小松市・輪島市・珠洲市・加賀市・かほく市・白山市・能美市・野々市市・内灘町・志賀町・穴水町・能登町
福井県	福井市・敦賀市・小浜市・勝山市・鯖江市・あわら市・越前市・坂井市・永平寺町・南越前町・越前町・若狭町
山梨県	甲府市・富士吉田市・山梨市・韮崎市・南アルプス市・北杜市・甲斐市・笛吹市・甲州市・早川町・身延町・西桂町・忍野村・山中湖村・鳴沢村・富士河口湖町

都道府県名	市区町村名
長野県	長野市・松本市・上田市・岡谷市・諏訪市・伊那市・大町市・飯山市・茅野市・塩尻市・佐久市・千曲市・東御市・安曇野市・川上村・軽井沢町・立科町・長和町・下諏訪町・富士見町・原村・上松町・南木曽町・木祖村・王滝村・大桑村・木曽町・松川村・白馬村・小谷村・山ノ内町・野沢温泉村
岐阜県	岐阜市・大垣市・高山市・多治見市・中津川市・美濃市・羽島市・恵那市・土岐市・各務原市・可児市・飛騨市・郡上市・下呂市・海津市・揖斐川町・白川村
静岡県	静岡市・浜松市・沼津市・熱海市・三島市・富士宮市・伊東市・島田市・富士市・磐田市・焼津市・掛川市・藤枝市・御殿場市・袋井市・下田市・裾野市・湖西市・伊豆市・御前崎市・菊川市・伊豆の国市・牧之原市・東伊豆町・河津町・南伊豆町・松崎町・西伊豆町・函南町・小山町・吉田町
愛知県	名古屋市・豊橋市・岡崎市・一宮市・瀬戸市・半田市・春日井市・豊川市・碧南市・刈谷市・豊田市・安城市・西尾市・蒲郡市・犬山市・常滑市・江南市・小牧市・稲沢市・東海市・大府市・知立市・高浜市・日進市・愛西市・みよし市・長久手市・南知多町
三重県	津市・四日市市・伊勢市・松阪市・桑名市・鈴鹿市・尾鷲市・亀山市・鳥羽市・熊野市・志摩市・伊賀市・明和町・大紀町・南伊勢町・紀北町・御浜町・紀宝町
滋賀県	大津市・彦根市・長浜市・近江八幡市・草津市・守山市・甲賀市・野洲市・高島市・東近江市・米原市・竜王町
京都府	京都市・舞鶴市・宇治市・宮津市・亀岡市・城陽市・長岡京市・八幡市・京田辺市・京丹後市・南丹市・木津川市・大山崎町・久御山町・井手町・宇治田原町・笠置町・和束町・精華町・南山城村・伊根町・与謝野町
大阪府	大阪市・堺市・岸和田市・豊中市・池田市・吹田市・泉大津市・高槻市・貝塚市・守口市・枚方市・茨木市・八尾市・泉佐野市・富田林市・寝屋川市・河内長野市・松原市・大東市・和泉市・箕面市・柏原市・羽曳野市・門真市・摂津市・藤井寺市・東大阪市・泉南市・阪南市・島本町・田尻町・岬町・太子町・河南町・千早赤阪村
兵庫県	神戸市・姫路市・尼崎市・明石市・西宮市・洲本市・芦屋市・伊丹市・豊岡市・加古川市・赤穂市・宝塚市・三木市・高砂市・川西市・三田市・加西市・丹波篠山市・養父市・南あわじ市・朝来市・淡路市・加東市・たつの市・市川町・福崎町・神河町・香美町・新温泉町
奈良県	奈良市・大和高田市・大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・五條市・御所市・生駒市・香芝市・葛城市・宇陀市・三郷町・斑鳩町・高取町・明日香村・王寺町・吉野町・下市町・黒滝村・天川村・野迫川村・十津川村・下北山村・上北山村・川上村・東吉野村
和歌山県	和歌山市・海南市・橋本市・田辺市・新宮市・紀の川市・岩出市・かつらぎ町・九度山町・高野町・湯浅町・広川町・みなべ町・白浜町・上富田町・すさみ町・那智勝浦町・太地町・串本町
鳥取県	鳥取市・米子市・倉吉市・境港市・岩美町・若桜町・智頭町・八頭町・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町・日吉津村・大山町・伯耆町・日野町・江府町
島根県	松江市・浜田市・出雲市・益田市・大田市・安来市・江津市・雲南市・奥出雲町・飯南町・川本町・美郷町・邑南町・津和野町・吉賀町・海士町・西ノ島町・知夫村・隠岐の島町
岡山県	岡山市・倉敷市・津山市・玉野市・笠岡市・総社市・高梁市・備前市・赤磐市・真庭市・美作市・矢掛町・新庄村
広島県	広島市・呉市・竹原市・三原市・尾道市・福山市・庄原市・東広島市・廿日市市・府中町・坂町
山口県	下関市・宇部市・山口市・萩市・防府市・下松市・岩国市・長門市・柳井市・美祢市・周南市
徳島県	徳島市・鳴門市・小松島市・阿南市・吉野川市・阿波市・美馬市・三好市・勝浦町・石井町・神山町・牟岐町・美波町・海陽町・松茂町・北島町・藍住町・板野町・上板町
香川県	高松市・丸亀市・坂出市・善通寺市・観音寺市・さぬき市・東かがわ市・三豊市・土庄町・小豆島町・直島町・宇多津町・綾川町・琴平町・多度津町・まんのう町
愛媛県	松山市・今治市・宇和島市・八幡浜市・新居浜市・西条市・大洲市・伊予市・四国中央市・西予市・久万高原町・松前町・砥部町・内子町・愛南町
高知県	高知市・室戸市・安芸市・南国市・土佐市・須崎市・宿毛市・土佐清水市・四万十市・香南市・香美市・東洋町・奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村・芸西村・いの町・中土佐町・四万十町・大月町・三原村・黒潮町
福岡県	北九州市・福岡市・大牟田市・久留米市・飯塚市・柳川市・八女市・中間市・筑紫野市・春日市・大野城市・宗像市・太宰府市・福津市・うきは市・朝倉市・糸島市・那珂川市・志免町・粕屋町・苅田町

都道府県名	市区町村名
佐賀県	佐賀市・唐津市・鳥栖市・多久市・伊万里市・武雄市・鹿島市・小城市・嬉野市・神埼市・吉野ヶ里町・基山町・有田町
長崎県	長崎市・佐世保市・島原市・諫早市・大村市・平戸市・対馬市・壱岐市・五島市・西海市・雲仙市・南島原市・時津町・波佐見町・小値賀町・新上五島町
熊本県	熊本市・八代市・人吉市・荒尾市・玉名市・山鹿市・菊池市・宇城市・阿蘇市・天草市・南関町・和水町・大津町・菊陽町・南小国町・小国町・産山村・高森町・南阿蘇村・益城町・錦町・多良木町・湯前町・水上村・相良村・五木村・山江村・球磨村・あさぎり町
大分県	大分市・別府市・中津市・日田市・竹田市・豊後高田市・杵築市・宇佐市・由布市・国東市・日出町・九重町・玖珠町
宮崎県	宮崎市・都城市・延岡市・日南市・小林市・日向市・西都市・えびの市・高原町・高鍋町・綾町・新富町・椎葉村・高千穂町
鹿児島県	鹿児島市・鹿屋市・出水市・指宿市・垂水市・薩摩川内市・日置市・霧島市・いちき串木野市・南さつま市・志布志市・奄美市・南九州市・姶良市・湧水町・南大隅町・屋久島町・大和村・宇検村・瀬戸内町・龍郷町・徳之島町・天城町・伊仙町
沖縄県	那覇市・宜野湾市・石垣市・浦添市・名護市・糸満市・沖縄市・豊見城市・うるま市・宮古島市・南城市・国頭村・大宜味村・東村・今帰仁村・本部町・恩納村・宜野座村・金武町・伊江村・読谷村・嘉手納町・北谷町・北中城村・中城村・渡嘉敷村・座間味村・渡名喜村・八重瀬町・竹富町

附 則

この要領は、令和5年3月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月11日から施行する。

附 則

第1条 この要領は、令和6年1月15日から施行する。

（観光地・観光産業における人材不足対策事業）

第2条 実施に当たって、別途公募要領を定めることとする。

（宿泊施設サステナビリティ強化支援事業）

第3条 実施に当たって、別途公募要領を定めることとする。

（空港における旅客手続き等環境整備支援事業）

第4条 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金のうち、令和5年度一次補正予算における空港における旅客手続き等環境整備支援事業の実施に当たって必要な事項を次の通り定める。

1. 共通事項

①事業実施について

令和5年度一次補正予算における空港における旅客手続き等環境整備支援事業関係については、補助対象事業者は、事業毎に実施される要望調査時に、地方航空局に要望を提出する。

提出された要望を基に、地方航空局は、交付要綱附則第8条の規定に基づき、地方運輸局若しくは神戸運輸監理部又は沖縄総合事務局（以下「地方運輸局等」という。）との調整を経て、観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議に設置される交通対策ワーキンググループに、要望を含む事業実施計画案を諮ることとする。

同ワーキンググループにおいて事業実施計画案が了承された後、補助対象事業者に対して、地方航空局を通じて補助金額等が内示される。

補助対象事業者は、内示後に、交付申請書を地方航空局に提出する。

2. 搭乗関連手続きの円滑化事業

①基本的な考え方

- ・各種手続きの自動化／航空保安検査の円滑化等

空港を利用して出入国する旅客が、ストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、先端技術等を活用して航空機への搭乗に関連する諸手続きの円滑化・高度化し、利用者サービスを提供する先端機器・システムの導入等を対象とする。

②機能面の要件

- ・各種手続きの自動化／航空保安検査の円滑化等

スマートレーンについては、自動で手荷物の仕分け、輸送が可能なレーンであること。

スマートレーンに付随する X 線検査機器については、先進技術を活用した機器であること。

③実施要件

航空旅客取扱施設内での搭乗関連手続き全体での円滑化の実現を図るため、補助対象事業者は関係者と連携した取組の計画を策定するものであること。

④補助対象経費

- ・各種手続きの自動化／航空保安検査の円滑化等

航空旅客取扱施設における搭乗関連手続きに係る施設、設備、先進機器等の整備・改良に必要な経費を補助対象とし、補助対象経費については、以下のとおりとする。

なお、施設、設備、機器は新規整備だけでなく、既存施設、設備、機器の改良による先進機能の整備に要する経費も補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための明確な機能向上を伴わない修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

1) 先進機器の整備・改良に要する経費

- ・スマートレーン（自動で手荷物の仕分け、搬送が可能なレーン）設備の購入費
- ・スマートレーンを構成するためのネットワーク機器及びソフトウェア購入費
- ・スマートレーンに付随する X 線検査機器（CT 型に限る。）の購入費

2) 上記整備・改良の付帯工事に要する経費

- ・本事業で導入する機器を設置・稼働するために直接要した必要な最低限の費用とする。

（インバウンド安全・安心対策推進事業）

第5条 ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業補助金のうち、令和5年度一次補正予算におけるインバウンド安全・安心対策推進事業の実施に当たって必要な事項を次の通り定める。

1. 共通事項

①事業実施について

ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業補助金のうち、インバウンド安全・安心対策推進事業関係について、補助対象事業者は、交付申請書に当該補助対象事業者が事前に策定した事業計画等を添付して、地方運輸局等に提出する。

②軽微な変更に係る取扱い

交付要綱第83条第1項第1号ただし書きに規定する大臣が定める軽微な変更の範囲は次のとおりとする。

- ・様式第7-1別紙に記載の「補助対象事業の目的・内容」又は「費用総額」の内容の変更

③立地要件

訪日外国人旅行者の受入れに関し一定の体制を整えている地域又は訪日外国人旅行者の誘致等、観光振興に意欲を有する地域。

なお、以下の事業について優先的に採択する。

- ・「非常時における外国人旅行者の安全・安心の確保に向けた指針」に基づき観光危機管理計画を策定した地域の事業
- ・「地域防災計画」等において訪日外国人旅行者の避難計画等を定めた地域の事業
- ・日本政府観光局により、上位のカテゴリーに認定されている又は認定の見込みがある観光案内所を補助対象とする事業

④補助対象外となる経費

次に掲げる経費は、補助対象としない。

- ・土地の取得、賃借に要する経費
- ・故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費
- ・消耗品、保険料、SIM カードや通信費等のランニングコストやレンタル・リース契約に関する経費
- ・人件費等の事業実施後の設備維持、運営に関する費用

⑤多言語での案内標識・案内表示について

多言語での案内標識・案内表示については英語併記を基本とする。なお、中国語（簡体字/繁体字）又は韓国語その他の必要とされる言語については視認性や美観等に問題がない限り、表記を行うこととする。また、翻訳に際しては校正（※）を実施すること。

また、禁止・注意を促したり、案内・誘導等を示す上で、見た目のわかりやすさが特に重視され、「ピクトグラム」で十分必要な情報を伝えることができる場合は、「ピクトグラム」の使用も有効であり、外国語の併記を必ずしも必要としない。なお、「ピクトグラム」については J I S Z 8 2 1 0 に示された図記号の他、「一般案内用図記号検討委員会」が策定した「標準案内用図記号」、「2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会小売プロジェクトチーム」が策定した「小売業の多言語ガイドライン」を参考とする。自治体や事業者の中には、上記「ピクトグラム」をベースにして、オリジナルの配色やデザインの変更を施して使用している場合があるが、不統一や非連続性が原因で訪日外国人旅行者に混乱をもたらすことがないように、十分に配慮する必要がある。

※校正とは

翻訳される言語を第一言語とする者や通訳案内士等の第三者が誤訳やスペルミス、文法の誤り等を指摘・訂正することで、必ずしもネイティブでない外国人にも十分伝わる、わかりやすさを重視した平明な言語・文章とすること。

⑥無料公衆無線LAN環境の整備について

本事業による補助金を活用し、無料公衆無線LAN環境の整備を図る際は、共通シンボルマーク「Japan.Free Wi-Fi」の掲出に関しての登録申請も併せて行い、シンボルマークの掲出を行うことにする。

加えて、不正利用防止の観点から、一定程度の本人性が認証できる認証方式が必要である。

利用者の利便性及び不正利用防止の観点から、総務省が求める認証方式に準じて、1) による認証方式、2) 及び3) の認証方式併用（※1）を導入することとする。（※2）

1) SMS（ショートメッセージ）・電話番号を利用した認証方式

2) SNSアカウントを利用した認証方式

3) 利用していることの確認を含めたメール認証方式（※3）

（※1）利用者が2) 又は3) の認証方式を選択し、どちらか一方の認証で利用可能となる認証方式

（※2）上記認証方式を適用しなくてもよいケース

- ・災害時における無料公衆無線LANの開放時

- ・屋内外問わず、利用者の容姿又は氏名の確認を取ることが可能な場所での使用時
 なお、いずれかの方式で実施することが困難と認められる場合には、対面配布方式や2)又は3)の認証方式の単独実施でも認める場合がある。
- (※3) メール認証方式について、主に国内携帯キャリア契約者以外(訪日外国人旅行者等)はメール受信ができないため、訪日外国人旅行者受入環境整備の目的でWi-Fiを設置する場合は、手続きにかかる最初の数分間はネット接続を可能とする、又はメール受信のみネット接続を可能とする等の対応が必要となる。

2. 災害時の観光施設等における避難所機能の強化

①基本的な考え方

災害時に訪日外国人旅行者を受け入れる観光施設等における避難所機能の強化を推進することで、訪日外国人旅行者がわが国を安心して旅行できる環境を整備するため、これらの機能強化に資する整備を支援するものである。

②補助対象事業者

観光案内所・観光施設等を設置し、若しくは管理する者、又は観光地における店舗・事業所等を運営する者を補助対象事業者とする。

③補助対象要件

1) 補助対象施設等

本補助事業の対象となる観光施設等(以下「補助対象施設等」という。)とは訪日外国人旅行者が毎年一定数訪れている又は訪れると推定される以下のものとする。

- ただし補助対象事業者であっても、宿泊事業及び交通事業に係る施設の整備は補助対象外とする。
- ・由緒があり建築的に優れている、文化財を所蔵・附帯している、又は境内(庭園を含む。)が優れている神社、寺院、又は教会
- ・古代から近世に至る軍事や行政府等としての目的で建造された城跡、城郭、又は宮殿
- ・鑑賞や散策などのために造成された庭園又は公園
- ・動植物を飼育し展示している動植物園又は水族館
- ・歴史的資料、科学的資料、又は美術作品を展示している博物館又は美術館
- ・特徴的な概念(テーマ)を表現し、体験するために作られたテーマ公園又はテーマ施設
- ・「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」(平成30年4月改訂 又は 令和5年3月改訂)に基づき、当該年度における補助事業実施対象期間において、日本政府観光局により、認定されている又は認定の見込みがある観光案内所
- ※申請にあたり新たに認定を受けようとする又は更新を行う観光案内所は、「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」(令和5年3月改訂)を参照することとする。
- ・国土交通省により登録されている「道の駅」、「みなとオアシス」等
- ・上記以外で訪日外国人旅行者の利用が見込まれる観光施設等

2) その他要件

- i) 災害時の利用について、関係地方公共団体との調整が整っていること。
- ii) 災害等の発生が補助対象施設等の業務時間内である場合には、必要な安全の確認等を行った上で、可能な限り業務を継続すること。
- iii) 災害等の発生が補助対象施設等の業務時間外である場合には、公共交通機関の運行状況や当該施設等が所在する地域における観光の状況に照らして、訪日外国人旅行者による相談が見込まれる場合には、必要な安全の確認等を行った上で、可能な限り速やかに業務を開始すること。
- iv) ii) 又は iii) の後は、少なくとも通常の業務時間内は業務を行うこととし、その後も訪日外国人旅行者による問い合わせが予見される場合は、可能な限り業務継続に努めること。
- v) 災害時において、訪日外国人旅行者の求めに応じて、災害情報、公共交通機関の運行状況、宿泊や避難に関する情報等を案内するとともに、情報端末の充電、トイレ利用、避難所利用等のサ

ービスを無料で提供すること。また、これらの提供サービスの内容については、多言語で分かりやすく表示しておくこと。

※災害時の情報提供にあたっては、『外国人旅行者向け「伝わる表現」用語集』（令和3年3月策定）を参考とする。

vi) 災害時において、多言語案内・翻訳用タブレット端末又は多言語案内・翻訳システム機器等の活用によることも含め、英語及びその他の外国語による対応も可能であること。

vii) 広く開放しているトイレを対象とし、商業施設、劇場、レジャー施設、スポーツ施設、遊技場、その他これらに類する営利目的の施設内及び公共空間であっても利用料を収受しなければ入場できない箇所に所在するトイレ及び地域住民の利用が主たるトイレは除くものとする。

対象となるトイレの所在をトイレの周囲やトイレ外壁等に多言語又はピクトグラムにより表示すること。

④補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。なお、整備した機器等が確実に使用できる状態を維持することを目的とした平時の使用を前提とする整備についても補助対象とする。

1) トイレ

以下の整備に要する経費

- ・ 洋式便器の新設・増設
- ・ 和式便器の洋式化
- ・ 洋式便器の交換（温水洗浄便座の新設又は便器の高機能化を伴う洋式便器の交換）
- ・ 清潔機能向上整備※
- ・ 洗面器（自動水栓化等）
- ・ 小便器（自動水栓化等）
- ・ 室内空調設備
- ・ 案内標識（多言語又はピクトグラム等により、トイレであることを示す標識やトイレの場所まで誘導することを目的に設置する看板等）
- ・ 案内表示（トイレ施設内のピクトグラムや使用方法を説明する多言語表示の設置等）

※清潔機能向上整備とは、トイレ施設内の床・壁面（建具を含む。）において、汚物が飛散しやすい箇所での光触媒等を用いた抗菌素材の活用や、清潔を維持しやすい清掃仕様に変更する際に必要とされる整備を言う。

なお、補助対象となる大便器が設置されるブース内の機器（大便器、便座、紙巻き器、洗浄関連設備等）の購入及び設置に要する経費は経費に含めることとする。

ただし、以下の整備は補助対象としない。

- ・ 和式便器の整備
- ・ 案内標識以外のトイレの周囲の整備（舗装、アプローチのバリアフリー化、トイレ施設外の電気・配管及び浄化槽の設置等）
- ・ 躯体の新設工事
- ・ 発電設備
- ・ ポンプ等の機械設備
- ・ 仮設トイレの設置

2) 災害用トイレ

- ・ 訪日外国人旅行者が災害時に使用するトイレの整備に要する経費

3) 非常用電源装置

- ・ 災害時において外部からの電源供給、燃料の補給が途絶えた状況にあって、「③2）その他要件」に示した災害時の訪日外国人旅行者への対応業務を実施するために必要な電池容量又は燃料タンク容量を確保できる非常用電源装置（蓄電池システム、発電機等）の整備に要する経費
- ・ 電源の利用は、観光案内所や避難所の運営に必要な範囲に限る。

- ・安定的に電源供給が可能な機器であれば、太陽光発電等も補助対象とする。
- 4) 情報端末への電源供給機器
 - ・災害時において訪日外国人旅行者が所有する携帯電話等の情報端末を充電するための機器の整備に要する経費
 - ・情報端末への電源供給機器のみの申請は、原則として補助対象外とする。ただし、非常用電源装置を既に備えている又は本支援措置により備える予定であり、災害時における電源供給が可能な場合には補助の対象となる。
- 5) 避難所機能に係る施設整備・改良
 - ・訪日外国人旅行者の避難に係る備蓄倉庫や避難スペース等の避難所機能に係る施設整備・改良に要する経費
- 6) 案内標識
 - ・多言語又はピクトグラム等により、1) から 5) の施設等を示す標識や施設等の場所まで誘導することを目的に設置する看板等に要する経費
- 7) 案内表示
 - ・1) から 5) の施設等に関するピクトグラムや使用方法を説明する多言語表示の設置等に要する経費
- 8) その他
 - ・避難所機能強化に係る整備に附随する経費

3. 災害時の観光施設等における多言語対応機能の強化

①基本的な考え方

災害時に訪日外国人旅行者の避難誘導を行う観光施設等における多言語対応を推進することで、訪日外国人旅行者がわが国を安心して旅行できる環境を整備するため、これらの機能強化に資する整備を支援するものである。

②補助対象事業者

観光案内所・観光施設等を設置し、若しくは管理する者、又は観光地における店舗・事業所等を運営する者を補助対象事業者とする。ただし補助対象事業者であっても、宿泊事業及び交通事業に係る施設の整備は補助対象外とする。

③補助対象要件

1) 補助対象施設等

本補助事業の対象となる施設等（以下「補助対象施設等」という。）とは、2. ③1) 補助対象施設等の通りとする。

2) その他要件

- i). 災害発生時の避難誘導について、関係地方公共団体との調整が整っていること。
- ii). 災害等の発生が補助対象施設等の業務時間内である場合には、必要な安全の確認等を行った上で、可能な限り業務を継続すること。
- iii). 災害の発生が補助対象施設等の業務時間外である場合には、公共交通機関の運行状況や当該施設等が所在する地域における観光の状況に照らして、訪日外国人旅行者による相談が見込まれる場合には、必要な安全の確認等を行った上で、可能な限り速やかに業務を開始すること。
- iv). ii 又は iii の後は、少なくとも通常の業務時間内は業務を行うこととし、その後も訪日外国人旅行者による問い合わせが予見される場合は、可能な限り業務継続に努めること。
- v). 災害時において、訪日外国人旅行者の求めに応じて、災害情報、公共交通機関の運行状況、宿泊や避難に関する情報等を案内すること。
 ※災害時の情報提供にあたっては、『外国人旅行者向け「伝わる表現」用語集』（令和3年3月策定）を参考とする。
- vi). 災害の発生時において、多言語案内・翻訳用タブレット端末又は多言語案内・翻訳システム

機器等の活用によることも含め、英語及びその他の外国語による対応も可能であること。

④) 補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

1) 多言語案内機能の整備

i) デジタルサイネージ

災害時に訪日外国人旅行者が必要となる情報について、多言語による発信を目的としたデジタルサイネージの整備に要する経費（コンテンツ作成を含む。）

ii) 多言語案内・翻訳用タブレット端末

スタッフが災害時に訪日外国人旅行者に直接情報を伝達するために、補助的に使用することを目的としたインターネット接続多言語案内・翻訳用タブレット端末及びカバー等付属品に要する経費

iii) 多言語案内・翻訳システム機器

スタッフが災害時に訪日外国人旅行者に対して直接情報を伝達するために、スタッフの多言語対応を目的とした多言語案内・翻訳システム機器及びカバー等付属品に要する経費

iv) 案内標識

補助対象施設等における観光案内所や避難所等の場所を訪日外国人旅行者に案内することを目的とした多言語での案内標識の整備に要する経費

v) 掲示物・配布物

災害時に訪日外国人旅行者が必要となる情報を多言語で伝達するための掲示物・配布物（避難所マップ等）について、その作成等に要する経費（その掲出物等の多言語化に必要な翻訳費を含む。）

vi) ホームページ

災害時に訪日外国人旅行者が必要となる情報を多言語により発信することを目的としたホームページの作成に要する経費（ホームページの多言語化に必要な翻訳費を含む。）

ホームページは新規に作成するもののほか、既存のホームページの多言語化及びスマートフォン対応の改修についても対象とする。新規又は改修するホームページは、スマートフォン対応を必須とする。

vii) 案内放送

災害時に訪日外国人旅行者が必要となる情報について、案内放送の多言語化に要する経費。

2) 無料公衆無線LAN環境の整備

1) に係る設備を利用するために必要となる無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費（セキュリティ対策を含むソフトウェア購入費も対象。）

3) スタッフ研修

多言語対応研修、視察研修、災害対応訓練研修に要する経費

4) その他

多言語対応機能に係る整備に附随する経費

4. 訪日外国人患者受入機能の強化

①基本的な考え方

訪日外国人患者（医療が必要となる訪日外国人旅行者）を受け入れる医療機関における受入機能強化を推進することで、訪日外国人旅行者がわが国を安心して旅行できる環境を整備するため、これらの機能強化に資する整備を支援するものである。

②補助対象事業者

病院・診療所等を設置し、又は管理する者を補助対象事業者とする。

③補助対象要件

1) 補助対象施設

本補助事業の対象となる病院・診療所等（以下「補助対象施設」という。）とは、病院、診療所、歯科診療所とし、「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」（観光庁・厚生労働省）に登録されている、または登録の見込みがあるものとする。

2) その他要件

i) キャッシュレス決済環境

訪日外国人患者が容易に利用できるよう、整備したキャッシュレス決済の利用方法について、多言語で表示すること。

④補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

1) 多言語案内機能の整備

i) デジタルサイネージ

受診時に訪日外国人患者が必要となる情報について、多言語による発信を目的としたデジタルサイネージの整備に要する経費（コンテンツ作成を含む。）

ii) 多言語案内・翻訳用タブレット端末

スタッフが受診する訪日外国人患者に直接情報を伝達するために、補助的に使用することを目的としたインターネット接続多言語案内・翻訳用タブレット端末及びカバー等付属品の整備に要する経費

iii) 多言語案内・翻訳システム機器

スタッフが受診する訪日外国人患者に対して直接情報を伝達するために、スタッフの多言語対応を目的とした多言語案内・翻訳システム機器及びカバー等付属品の整備に要する経費

iv) 案内標識

補助対象施設等の場所を訪日外国人患者に案内することを目的とした多言語での案内標識の整備に要する経費

v) 案内表示

補助対象施設等内のピクトサインや施設利用に必要な情報の多言語表示の設置等に要する経費

vi) 掲示物・配布物

訪日外国人患者が診療にあたり必要となる情報に係る掲示物・配布物（請求書、同意書等）の多言語化に要する経費（多言語化に必要な翻訳費を含む。）

vii) ホームページ

訪日外国人患者が診療にあたり必要となる情報の多言語による発信を目的としたホームページの作成に要する経費（多言語化に必要な翻訳費を含む。）

ホームページは新規に作成するもののほか、既存のホームページの多言語化及びスマートフォン対応の改修についても対象とする。新規又は改修するホームページは、スマートフォン対応を必須とする。

viii) 案内放送

訪日外国人患者が診療にあたり必要となる情報に関する案内放送の多言語化に要する経費

2) 無料公衆無線LAN環境の整備

1) に係る設備を利用するために必要となる無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費（セキュリティ対策を含むソフトウェア購入費も対象。）

3) キャッシュレス決済環境

以下の整備に要する経費。

- ・キャッシュレス決済環境の整備
- ・ソフトウェアの購入
- ・LAN 環境の整備（セキュリティ対策を含むソフトウェア購入費も対象。）

4) スタッフ研修

訪日外国人患者受入対応研修、視察研修に要する経費

5) その他

訪日外国人患者受入機能に係る整備に附随する経費

5. 災害時等における観光危機管理の強化

①基本的な考え方

災害時等の訪日外国人旅行者対応のための観光危機管理の強化を推進することで、訪日外国人旅行者がわが国を安心して旅行できる環境を整備するため、観光危機管理の強化を支援するものである。

②補助対象事業者

地方公共団体

③補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

i) 観光危機管理計画の策定

観光危機管理計画の策定に向けた現地調査、関係者との調整、コンサルティングに要する経費

ii) 観光危機管理計画に基づく訓練

観光危機管理計画に基づく訓練の実施に要する経費

iii) その他

観光危機管理計画の策定及び訓練に附随する経費

(オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業)

第6条 実施に当たって、別途公募要領を定めることとする。

附 則

第1条 この要領は、令和6年3月29日から施行する。

(交通サービス利便向上促進事業)

第2条 令和5年度第1次補正予算におけるポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業補助金のうち、交通サービス利便向上促進事業(種目が自動車であるもの(自動車道事業及び超小型モビリティ導入にかかる事業を除く))の実施に当たっては、Ⅱ.1から3の規定を準用する。この場合において、「補助対象事業者」とあるのは「間接補助事業者」と読み替えるものとする。

附 則

第1条 この要領は、令和7年1月28日から施行する。

(観光地・観光産業における人材不足対策事業)

第2条 実施に当たって、別途公募要領を定めることとする。

(宿泊施設サステナビリティ強化支援事業)

第3条 実施に当たって、別途公募要領を定めることとする。

(観光地・観光産業におけるユニバーサルツーリズム促進事業)

第4条 実施に当たって、別途公募要領を定めることとする。

(観光産業再生促進事業)

第5条 実施に当たって、別途公募要領を定めることとする。

(空港における旅客手続き等環境整備支援事業)

第6条 地域における受入環境整備促進事業費補助金のうち、令和6年度一次補正予算における空港における旅客手続き等環境整備支援事業の実施に当たって必要な事項を次の通り定める。

1. 共通事項

①事業実施について

令和6年度一次補正予算における空港における旅客手続き等環境整備支援事業関係については、補助対象事業者は、事業毎に実施される要望調査時に、地方航空局に要望を提出する。

提出された要望を基に、地方航空局は、交付要綱附則第9条の規定に基づき、地方運輸局若しくは神戸運輸監理部又は沖縄総合事務局（以下「地方運輸局等」という。）との調整を経て、観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議に設置される交通対策ワーキンググループに、要望を含む事業実施計画案を諮ることとする。

同ワーキンググループにおいて事業実施計画案が了承された後、補助対象事業者に対して、地方航空局を通じて補助金額等が内示される。

補助対象事業者は、内示後に、交付申請書を地方航空局に提出する。

2. 搭乗関連手続きの円滑化事業

①基本的な考え方

1) 手荷物輸送等の円滑化

航空旅客取扱施設から航空機までの間の旅客輸送又は手荷物輸送の円滑化を目的とした先進機能の整備に要する経費の一部を補助するものとする。

②機能面の要件

1) 手荷物輸送等の円滑化

手荷物搭降載補助機材については、バゲージハンドリングシステム、コンテナ又は航空機への手荷物の積み付け及び積み降ろしに用いる補助機材であること。ただし、労働負担を軽減することを目的とした身体に装着する機材は補助の対象としない。

自動走行トーイングトラクターについては、手荷物を搭載するコンテナをけん引することを目的としたトラクターであり、運転自動化レベル3（※1）以上の機能を有する機材であること。

ランプ内情報共有ツール（スマートグラス、タブレット）については、地上取扱業務において、スタッフが作業時にリアルタイムで情報共有を行うことを目的としたインターネット接続端末及びアプリケーションソフトウェアであること。

自動走行バスについては、旅客の輸送を目的としたバスであり、運転自動化レベル3（※1）以上の機能を有する機材であること。

自動装着・遠隔操作機能付き搭乗橋については、装着作業の高度化・効率化を目的としたものであり、自動化や遠隔操作化等の機能を有するものであること。

自動ハイリフトローダーについては、搭降載作業の高度化・効率化を目的としたものであり、自動化や遠隔操作化等の機能を有するものであること。

自動航空機牽引機については、牽引作業の高度化・効率化を目的としたものであり、自動化や遠隔操作化等の機能を有するものであること。

高速バゲージハンドリングシステムについては、旅客の預入手荷物を迅速かつ正確に搬送することを目的としたものであり、高速搬送機能（※2）又は手荷物仕分け機能（※3）を有すること。

（※1）「運転自動化レベル」とは、官民 ITS 構想・ロードマップこれまでの取組と今後の ITS 構想の基本的考え方（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議:2021年6月15日）で定義する「レベル」をいう。

（※2）「高速搬送機能」とは、最大搬送速度 150m/min 以上の荷物搬送機能を有することをいう。

（※3）「手荷物仕分け機能」とは、手荷物仕分け作業を自動化する機能を有することをいう。

③実施要件

航空旅客取扱施設内での搭乗関連手続き全体での円滑化の実現を図るため、補助対象事業者は関係者と連携した取組の計画を策定するものであること。

手荷物輸送等の円滑化のうち、手荷物搭降載補助機材、自動走行トーイングトラクター、自動ハイリフトローダー及び自動航空機牽引機については、補助対象事業者は、手荷物輸送等作業を営む他の事業者（以下、他事業者という。）から共同利用の要請があった場合には、他事業者が補助金の交付の目的に反して使用しないことを確認したうえで、導入した機材の稼働状況を勘案し、その維持管理費等に基づき貸し付け時の利用料金を適切に設定するなど、要請に対応する旨を補助金交付申請時に明確にするものとする。

④補助対象経費

1) 手荷物輸送等の円滑化

補助対象経費については、以下のとおりとする。

なお、新規購入だけでなく、既存機材の改造等による先進機能の整備に要する経費も補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための明確な機能向上を伴わない修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

- ・手荷物搭降載補助機材の購入費及び設置工事費
- ・自動走行トーイングトラクターの購入費若しくは改造費
- ・ランプ内情報共有ツール（スマートグラス、タブレット）の購入費
- ・自動走行バスの購入費若しくは改造費
- ・自動装着・遠隔操作機能付き搭乗橋の購入費、設置工事費及び改造費（なお、装着作業の高度化・効率化に資する部分のみを補助対象とする。）
- ・自動ハイリフトローダーの購入費若しくは改造費
- ・自動航空機牽引機の購入費若しくは改造費
- ・高速バゲージハンドリングシステムの購入費及び設置工事費

3. 旅客動線の合理化・高度化事業

①基本的な考え方

1) 旅客動線合理化システム

地方空港において国際線の就航を推進するため、国際線利用者の混雑や待ち時間の改善に資する、CUTE システムの導入及び、インラインスクリーニングシステム導入に伴う施設整備に要する経費の一部を支援する。

2) 空港ビル施設の配置適正化

地方空港において国際線旅客の混雑や待ち時間の改善に資する、旅客動線の見直しのための改修に要する経費の一部を支援する。

②機能面の要件

1) 旅客動線合理化システム

CUTE システムについては、複数の航空会社が共通で利用可能な予約、搭乗券・手荷物タグ発券を行うシステムであること。

インラインスクリーニングシステムは、国際線旅客の搭乗手続きによる待ち時間短縮のため、チェックイン後に預入手荷物の検査を実施することが可能となるよう、預入れ手荷物の検査機器及び搬送設備から構成されるシステム（方式）とすること。

チェックインカウンター周辺における検査結果待ち旅客の滞留防止対策を講じること。

2) 空港ビル施設の配置適正化

出発旅客動線の見直しのための改修については、チェックインカウンター周辺から航空機搭乗までの間に通過する動線上の範囲において、旅客の混雑や待ち時間の改善を図るものであること。

到着旅客動線の見直しのための改修については、航空機降機から到着ロビーに至る間に通過する動線上の範囲において、旅客の混雑や待ち時間の改善を図るものであること。

③実施要件

1) 旅客動線合理化システム

訪日誘客支援空港を優先的に取り扱うものとする。

2) 空港ビル施設の配置適正化

旅客の混雑が現に生じている空港を優先的に取り扱うものとする。

④補助対象経費

1) 旅客動線合理化システム

ア) CUTE システムについては、以下を補助対象経費とする。

- ・ CUTE 端末設備の購入費
- ・ CUTE システムを構成するためのネットワーク機器の購入費及びソフトウェア購入費
- ・ 上記に係る整備・改良を実施する場合の設計費及び工事費

イ) インラインスクリーニングシステムについては、以下を補助対象経費とする。ただし、預入手荷物の検査機器は補助の対象としない。

- ・ インラインスクリーニングシステムの整備・改良に係る設計費及び工事費
- ・ 預入手荷物検査結果表示システム構築・サーバー及び PC 端末設置費
- ・ 手荷物タグ読み取り装置設置費
- ・ チェックインカウンター周辺における検査結果表示用ディスプレイ設置費
- ・ その他、旅客滞留防止対策に必要な付帯設備に係る設計費及び工事費

2) 空港ビル施設の配置適正化

空港ビル施設の配置適正化については、以下を補助対象経費とする。ただし、構造躯体に係る経費は補助の対象としない。

- ・ チェックインカウンター周辺の混雑改善に必要な改修に係る設計費及び工事費
- ・ 旅客の円滑な移動に必要な改修に係る設計費及び工事費
- ・ 保安検査場の狭隘改善に必要な改修に係る設計費及び工事費
- ・ 待合施設の混雑改善に必要な改修に係る設計費及び工事費
- ・ 手荷物受取所の混雑改善に必要な改修に係る設計費及び工事費

(地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業)

第7条 地域における受入環境整備促進事業補助金のうち、令和6年度一次補正予算における地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業の実施に当たって必要な事項を次の通り定める。

1. 共通事項

①事業実施について

地域における受入環境整備促進事業補助金のうち、地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業関係について、補助対象事業者は、交付申請書に当該補助対象事業者が事前に策定した事業計画等を添付して、地方運輸局等に提出する。

②軽微な変更に係る取扱い

交付要綱第83条第1項第1号ただし書きに規定する大臣が定める軽微な変更の範囲は次のとおりとする。

- ・ 様式第7-1別紙に記載の「補助対象事業の目的・内容」又は「費用総額」の内容の変更

③立地要件

訪日外国人旅行者の受入れに関し一定の体制を整えている地域又は訪日外国人旅行者の誘致等、観光振興に意欲を有する地域。

なお、以下の事業について優先的に採択する。

- ・「非常時における外国人旅行者の安全・安心の確保に向けた指針」に基づき観光危機管理計画を策定した地域の事業
- ・「地域防災計画」等において訪日外国人旅行者の避難計画等を定めた地域の事業
- ・日本政府観光局により、上位のカテゴリーに認定されている又は認定の見込みがある観光案内所を補助対象とする事業

④補助対象外となる経費

次に掲げる経費は、補助対象としない。

- ・土地の取得、賃借に要する経費
- ・故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費
- ・消耗品、保険料、SIM カードや通信費等のランニングコストやレンタル・リース契約に関する経費
- ・人件費等の事業実施後の設備維持、運営に関する費用

⑤多言語での案内標識・案内表示について

多言語での案内標識・案内表示については英語併記を基本とする。なお、中国語（簡体字/繁体字）又は韓国語その他の必要とされる言語については視認性や美観等に問題がない限り、表記を行うこととする。また、翻訳に際しては校正（※）を実施すること。

また、禁止・注意を促したり、案内・誘導等を示す上で、見た目のわかりやすさが特に重視され、「ピクトグラム」で十分必要な情報を伝えることができる場合は、「ピクトグラム」の使用も有効であり、外国語の併記を必ずしも必要としない。なお、「ピクトグラム」については J I S Z 8 2 1 0 に示された図記号の他、「一般案内用図記号検討委員会」が策定した「標準案内用図記号」、「2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会小売プロジェクトチーム」が策定した「小売業の多言語ガイドライン」、観光庁が策定した「観光ピクトグラム」を参考とする。自治体や事業者の中には、上記「ピクトグラム」をベースにして、オリジナルの配色やデザインの変更を施して使用している場合があるが、不統一や非連続性が原因で訪日外国人旅行者に混乱をもたらすことがないように、十分に配慮する必要がある。

※校正とは

翻訳される言語を第一言語とする者や通訳案内士等の第三者が誤訳やスペルミス、文法の誤り等を指摘・訂正することで、必ずしもネイティブでない外国人にも十分伝わる、わかりやすさを重視した平明な言語・文章とすること。

⑥無料公衆無線LAN環境の整備について

本事業による補助金を活用し、無料公衆無線LAN環境の整備を図る際は、共通シンボルマーク「Japan.Free Wi-Fi」の掲出に関しての登録申請も併せて行い、シンボルマークの掲出を行うこととする。

加えて、不正利用防止の観点から、一定程度の本人性が認証できる認証方式が必要である。

利用者の利便性及び不正利用防止の観点から、総務省が求める認証方式に準じて、1)による認証方式、2)及び3)の認証方式併用（※1）を導入することとする。（※2）

1) SMS（ショートメッセージ）・電話番号を利用した認証方式

2) SNSアカウントを利用した認証方式

3) 利用していることの確認を含めたメール認証方式（※3）

（※1）利用者が2)又は3)の認証方式を選択し、どちらか一方の認証で利用可能となる認証方式

（※2）上記認証方式を適用しなくてもよいケース

・災害時における無料公衆無線LANの開放時

・屋内外問わず、利用者の容姿又は氏名の確認を取ることが可能な場所での使用時

なお、いずれかの方式で実施することが困難と認められる場合には、対面配布方式や2)又は3)の認証方式の単独実施でも認める場合がある。

(※3) メール認証方式について、主に国内携帯キャリア契約者以外(訪日外国人旅行者等)はメール受信ができないため、訪日外国人旅行者受入環境整備の目的でWi-Fiを設置する場合は、手続きにかかる最初の数分間はネット接続を可能とする、又はメール受信のみネット接続を可能とする等の対応が必要となる。

2. 災害時の観光施設等における避難所機能の強化

①基本的な考え方

災害時に訪日外国人旅行者を受け入れる観光施設等における避難所機能の強化を推進することで、訪日外国人旅行者がわが国を安心して旅行できる環境を整備するため、これらの機能強化に資する整備を支援するものである。

②補助対象事業者

観光案内所・観光施設等を設置し、若しくは管理する者、又は観光地における店舗・事業所等を運営する者を補助対象事業者とする。

③補助対象要件

1) 補助対象施設等

本補助事業の対象となる観光施設等(以下「補助対象施設等」という。)とは訪日外国人旅行者が毎年一定数訪れている又は訪れると推定される以下のものとする。

ただし補助対象事業者であっても、宿泊事業及び交通事業に係る施設の整備は補助対象外とする。

- ・由緒があり建築的に優れている、文化財を所蔵・附帯している、又は境内(庭園を含む。)が優れている神社、寺院、又は教会

- ・古代から近世に至る軍事や行政府等としての目的で建造された城跡、城郭、又は宮殿

- ・鑑賞や散策などのために造成された庭園又は公園

- ・動植物を飼育し展示している動植物園又は水族館

- ・歴史的資料、科学的資料、又は美術作品を展示している博物館又は美術館

- ・特徴的な概念(テーマ)を表現し、体験するために作られたテーマ公園又はテーマ施設

- ・「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」(平成30年4月改訂 又は 令和5年3月改訂)に基づき、当該年度における補助事業実施対象期間において、日本政府観光局により、認定されている又は認定の見込みがある観光案内所

※申請にあたり新たに認定を受けようとする又は更新を行う観光案内所は、「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」(令和5年3月改訂)を参照することとする。

- ・国土交通省により登録されている「道の駅」、「みなとオアシス」等

- ・上記以外で訪日外国人旅行者の利用が見込まれる観光施設等

2) その他要件

- i) 災害時の利用について、関係地方公共団体との調整が整っていること。

- ii) 災害等の発生が補助対象施設等の業務時間内である場合には、必要な安全の確認等を行った上で、可能な限り業務を継続すること。

- iii) 災害等の発生が補助対象施設等の業務時間外である場合には、公共交通機関の運行状況や当該施設等が所在する地域における観光の状況に照らして、訪日外国人旅行者による相談が見込まれる場合には、必要な安全の確認等を行った上で、可能な限り速やかに業務を開始すること。

- iv) ii) 又は iii) の後は、少なくとも通常の業務時間内は業務を行うこととし、その後も訪日外国人旅行者による問い合わせが予見される場合は、可能な限り業務継続に努めること。

- v) 災害時において、訪日外国人旅行者の求めに応じて、災害情報、公共交通機関の運行状況、宿泊や避難に関する情報等を案内するとともに、情報端末の充電、トイレ利用、避難所利用等のサービスを無料で提供すること。また、これらの提供サービスの内容については、多言語で分かりやすく表示しておくこと。

※災害時の情報提供にあたっては、『外国人旅行者向け「伝わる表現」用語集』（令和3年3月策定）を参考とする。

- vi) 災害時において、多言語案内・翻訳用タブレット端末又は多言語案内・翻訳システム機器等の活用によることも含め、英語及びその他の外国語による対応も可能であること。
- vii) 広く開放しているトイレを対象とし、商業施設、劇場、レジャー施設、スポーツ施設、遊技場、その他これらに類する営利目的の施設内及び公共空間であっても利用料を収受しなければ入場できない箇所に所在するトイレ及び地域住民の利用が主たるトイレは除くものとする。
対象となるトイレの所在をトイレの周囲やトイレ外壁等に多言語又はピクトグラムにより表示すること。

④補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。なお、整備した機器等が確実に使用できる状態を維持することを目的とした平時の使用を前提とする整備についても補助対象とする。

1) トイレ

以下の整備に要する経費

- ・ 洋式便器の新設・増設
- ・ 和式便器の洋式化
- ・ 洋式便器の交換（温水洗浄便座の新設又は便器の高機能化を伴う洋式便器の交換）
- ・ 清潔機能向上整備※
- ・ 洗面器（自動水栓化等）
- ・ 小便器（自動水栓化等）
- ・ 室内空調設備
- ・ 案内標識（多言語又はピクトグラム等により、トイレであることを示す標識やトイレの場所まで誘導することを目的に設置する看板等）
- ・ 案内表示（トイレ施設内のピクトグラムや使用方法を説明する多言語表示の設置等）
※清潔機能向上整備とは、トイレ施設内の床・壁面（建具を含む。）において、汚物が飛散しやすい箇所での光触媒等を用いた抗菌素材の活用や、清潔を維持しやすい清掃仕様に変更する際に必要とされる整備を言う。

なお、補助対象となる大便器が設置されるブース内の機器（大便器、便座、紙巻き器、洗浄関連設備等）の購入及び設置に要する経費は経費に含めることとする。

ただし、以下の整備は補助対象としない。

- ・ 和式便器の整備
- ・ 案内標識以外のトイレの周囲の整備（舗装、アプローチのバリアフリー化、トイレ施設外の電気・配管及び浄化槽の設置等）
- ・ 躯体の新設工事
- ・ 発電設備
- ・ ポンプ等の機械設備

2) 災害用トイレ

- ・ 訪日外国人旅行者が災害時に使用するトイレの整備に要する経費

3) 非常用電源装置

- ・ 災害時において外部からの電源供給、燃料の補給が途絶えた状況にあって、「③2）その他要件」に示した災害時の訪日外国人旅行者への対応業務を実施するために必要な電池容量又は燃料タンク容量を確保できる非常用電源装置（蓄電池システム、発電機等）の整備に要する経費
- ・ 電源の利用は、観光案内所や避難所の運営に必要な範囲に限る。
- ・ 安定的に電源供給が可能な機器であれば、太陽光発電等も補助対象とする。

4) 情報端末への電源供給機器

- ・ 災害時において訪日外国人旅行者が所有する携帯電話等の情報端末を充電するための機器の整

備に要する経費

- ・ 情報端末への電源供給機器のみの申請は、原則として補助対象外とする。ただし、非常用電源装置を既に備えている又は本支援措置により備える予定であり、災害時における電源供給が可能な場合には補助の対象となる。
- 5) 避難所機能に係る施設整備・改良
 - ・ 訪日外国人旅行者の避難に係る備蓄倉庫や避難スペース等の避難所機能に係る施設整備・改良に要する経費
- 6) 衛星を利用した通信環境の整備
 - ・ 災害時において、訪日外国人旅行者への適切な情報発信や安全な避難・帰国に必要な大使への連絡等を補助対象施設職員等が行うための通信環境機器の整備に要する経費
 - ・ 衛星を利用した通信環境の整備のみの申請は、原則として補助対象外とする。ただし、非常用電源装置を既に備えている又は本支援措置により備える予定であり、災害時における電源供給が可能な場合には補助の対象となる。
- 7) 案内標識
 - ・ 多言語又はピクトグラム等により、1) から 5) の施設等を示す標識や施設等の場所まで誘導することを目的に設置する看板等に要する経費
- 8) 案内表示
 - ・ 1) から 5) の施設等に関するピクトグラムや使用方法を説明する多言語表示の設置等に要する経費
- 9) その他
 - ・ 避難所機能強化に係る整備に附随する経費

3. 災害時の観光施設等における多言語対応機能の強化

①基本的な考え方

災害時に訪日外国人旅行者の避難誘導を行う観光施設等における多言語対応を推進することで、訪日外国人旅行者がわが国を安心して旅行できる環境を整備するため、これらの機能強化に資する整備を支援するものである。

②補助対象事業者

観光案内所・観光施設等を設置し、若しくは管理する者、又は観光地における店舗・事業所等を運営する者を補助対象事業者とする。

③補助対象要件

1) 補助対象施設等

本補助事業の対象となる施設等（以下「補助対象施設等」という。）とは、2. ③1) 補助対象施設等の通りとする。ただし補助対象事業者であっても、宿泊事業及び交通事業に係る施設の整備は補助対象外とする。

2) その他要件

- i) 災害発生時の避難誘導について、関係地方公共団体との調整が整っていること。
- ii) 災害等の発生が補助対象施設等の業務時間内である場合には、必要な安全の確認等を行った上で、可能な限り業務を継続すること。
- iii) 災害の発生が補助対象施設等の業務時間外である場合には、公共交通機関の運行状況や当該施設等が所在する地域における観光の状況に照らして、訪日外国人旅行者による相談が見込まれる場合には、必要な安全の確認等を行った上で、可能な限り速やかに業務を開始すること。
- iv) ii 又は iii の後は、少なくとも通常の業務時間内は業務を行うこととし、その後も訪日外国人旅行者による問い合わせが予見される場合は、可能な限り業務継続に努めること。
- v) 災害時において、訪日外国人旅行者の求めに応じて、災害情報、公共交通機関の運行状況、宿泊

や避難に関する情報等を案内すること。

※災害時の情報提供にあたっては、『外国人旅行者向け「伝わる表現」用語集』（令和3年3月策定）を参考とする。

- vi) 災害の発生時において、多言語案内・翻訳用タブレット端末又は多言語案内・翻訳システム機器等の活用によることも含め、英語及びその他の外国語による対応も可能であること。

④補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

1) 多言語案内機能の整備

i) デジタルサイネージ

- ・災害時に訪日外国人旅行者が必要となる情報について、多言語による発信を目的としたデジタルサイネージの整備に要する経費（コンテンツ作成を含む。）
- ・既存のデジタルサイネージに、全国瞬時警報システム（Jアラート）等により災害時等に訪日外国人旅行者が必要となる情報（緊急地震速報、各種気象警報は必須とする）を多言語で表示するための受信機器等の導入に関する経費及び導入に関わるシステム改修経費（いわゆるランニングコストや保証費等の管理・運営に関する経費は対象外）。
※③補助対象要件を満たす施設のほか、多数の訪日外国人旅行者への情報伝達が可能な観光地等に設置されたデジタルサイネージに導入する場合も補助対象とする。

ii) 多言語案内・翻訳用タブレット端末

スタッフが災害時に訪日外国人旅行者に直接情報を伝達するために、補助的に使用することを目的としたインターネット接続多言語案内・翻訳用タブレット端末及びカバー等付属品に要する経費

iii) 多言語案内・翻訳システム機器

スタッフが災害時に訪日外国人旅行者に対して直接情報を伝達するために、スタッフの多言語対応を目的とした多言語案内・翻訳システム機器及びカバー等付属品に要する経費

iv) 案内標識

補助対象施設等における観光案内所や避難所等の場所を訪日外国人旅行者に案内することを目的とした多言語での案内標識の整備に要する経費

v) 掲示物・配布物

災害時に訪日外国人旅行者が必要となる情報を多言語で伝達するための掲示物・配布物（避難所マップ等）について、その作成等に要する経費（その掲出物等の多言語化に必要な翻訳費を含む。）

vi) ホームページ

災害時に訪日外国人旅行者が必要となる情報を多言語により発信することを目的としたホームページの作成に要する経費（ホームページの多言語化に必要な翻訳費を含む。）

ホームページは新規に作成するもののほか、既存のホームページの多言語化及びスマートフォン対応の改修についても対象とする。新規又は改修するホームページは、スマートフォン対応を必須とする。

vii) 案内放送

災害時に訪日外国人旅行者が必要となる情報について、案内放送の多言語化に要する経費

2) 無料公衆無線LAN環境の整備

1) に係る設備を利用するために必要となる無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費（セキュリティ対策を含むソフトウェア購入費も対象。）

3) 多言語対応拡声器

災害時に施設職員等が訪日外国人旅行者に対して複数の言語で避難情報を円滑に伝達するための機器の整備に要する経費

4) 多言語対応 AED（自動体外式除細動器）

災害時に日本人のみならず訪日外国人旅行者であっても救命措置をスムーズに行うことを目的と

した、多言語で救命措置の案内を行うことができる AED の整備に要する経費

5) スタッフ研修

多言語対応研修、視察研修、災害対応訓練研修に要する経費

6) その他

多言語対応機能に係る整備に附随する経費

4. 訪日外国人患者受入機能の強化

①基本的な考え方

訪日外国人患者（医療が必要となる訪日外国人旅行者）を受け入れる医療機関における受入機能強化を推進することで、訪日外国人旅行者がわが国を安心して旅行できる環境を整備するため、これらの機能強化に資する整備を支援するものである。

②補助対象事業者

病院・診療所等を設置し、又は管理する者を補助対象事業者とする。

③補助対象要件

1) 補助対象施設

本補助事業の対象となる病院・診療所等（以下「補助対象施設」という。）とは、病院、診療所、歯科診療所とし、「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」（観光庁・厚生労働省）に登録されている、または登録の見込みがあるものとする。

2) その他要件

i) キャッシュレス決済環境

訪日外国人患者が容易に利用できるよう、整備したキャッシュレス決済の利用方法について、多言語で表示すること。

④補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

1) 多言語案内機能の整備

i) デジタルサイネージ

受診時に訪日外国人患者が必要となる情報について、多言語による発信を目的としたデジタルサイネージの整備に要する経費（コンテンツ作成を含む。）

ii) 多言語案内・翻訳用タブレット端末

スタッフが受診する訪日外国人患者に直接情報を伝達するために、補助的に使用することを目的としたインターネット接続多言語案内・翻訳用タブレット端末及びカバー等付属品の整備に要する経費

iii) 多言語案内・翻訳システム機器

スタッフが受診する訪日外国人患者に対して直接情報を伝達するために、スタッフの多言語対応を目的とした多言語案内・翻訳システム機器及びカバー等付属品の整備に要する経費

iv) 案内標識

補助対象施設等の場所を訪日外国人患者に案内することを目的とした多言語での案内標識の整備に要する経費

v) 案内表示

補助対象施設等内のピクトサインや施設利用に必要な情報の多言語表示の設置等に要する経費

vi) 掲示物・配布物

訪日外国人患者が診療にあたり必要となる情報に係る掲示物・配布物（請求書、同意書等）の多言語化に要する経費（多言語化に必要な翻訳費を含む。）

vii) ホームページ

訪日外国人患者が診療にあたり必要となる情報の多言語による発信を目的としたホームページの作成に要する経費（多言語化に必要な翻訳費を含む。）

ホームページは新規に作成するもののほか、既存のホームページの多言語化及びスマートフォン対応の改修についても対象とする。新規又は改修するホームページは、スマートフォン対応を必須とする。

viii) 案内放送

訪日外国人患者が診療にあたり必要となる情報に関する案内放送の多言語化に要する経費

2) 無料公衆無線LAN環境の整備

1) に係る設備を利用するために必要となる無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費（セキュリティ対策を含むソフトウェア購入費も対象。）

3) キャッシュレス決済環境

以下の整備に要する経費。

- ・キャッシュレス決済環境の整備（現金を併用する機器について、見積書等においてキャッシュレスに関わる部分の費用按分ができない場合は補助対象外とする）
- ・ソフトウェアの購入
- ・LAN 環境の整備（セキュリティ対策を含むソフトウェア購入費も対象。）

4) スタッフ研修

訪日外国人患者受入対応研修、視察研修に要する経費

5) その他

訪日外国人患者受入機能に係る整備に附随する経費

5. 災害時等における観光危機管理の強化

①基本的な考え方

災害時等の訪日外国人旅行者対応のための観光危機管理の強化を推進することで、訪日外国人旅行者がわが国を安心して旅行できる環境を整備するため、観光危機管理の強化を支援するものである。

②補助対象事業者

地方公共団体

③補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

i) 観光危機管理に関する計画の策定・改定

観光危機管理に関する計画の策定・改定に向けた現地調査、関係者との調整、コンサルティングに要する経費

※地域における地域防災計画について、訪日外国人旅行者を含めた観光客の視点に係る記載を追加することも補助対象とする。

※地域防災計画の改正等にあわせて、観光危機管理に関する内容を追加する場合には、見積書等で観光危機管理に該当する部分とその他の部分で明確に分けることを必須とする。

※観光危機管理に関しては、観光庁発行の「観光危機管理計画等作成の「手引き」」や「非常時における訪日外国人旅行者対応マニュアル作成のための指針」を参照したものとすること。

ii) 観光危機管理に関する計画に基づく訓練

観光危機管理に関する計画に基づく訓練の実施に要する経費

iii) その他

観光危機管理に関する計画の策定及び訓練に附随する経費

（オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業）

第8条 実施に当たって、別途公募要領を定めることとする。

事業者名	路線名	区間
東武鉄道株式会社	伊勢崎線	加須～伊勢崎
	桐生線	太田～赤城
	小泉線	館林～西小泉、太田～東小泉
	佐野線	館林～葛生
	日光線	栗橋～東武日光
	鬼怒川線	下今市～新藤原
	宇都宮線	新栃木～東武宇都宮
	東上本線	東松山～寄居
	越生線	東毛呂～越生
西武鉄道株式会社	池袋線	東吾野～吾野
	西武秩父線	吾野～西武秩父
京成電鉄株式会社	東成田線	京成成田～東成田
	本線	京成成田～成田空港
小田急電鉄株式会社	小田原線	伊勢原～小田原
京浜急行電鉄株式会社	久里浜線	京急久里浜～三崎口
名古屋鉄道株式会社	名古屋本線	豊橋～藤川
	豊川線	国府～豊川稲荷
	西尾線	上横須賀～吉良吉田
	蒲郡線	吉良吉田～蒲郡
	河和線	河和口～河和
	知多新線	上野間～内海
近畿日本鉄道株式会社	大阪線	三本松～伊勢中川
	山田線	伊勢中川～宇治山田
	名古屋線	箕田～伊勢中川
	鈴鹿線	伊勢若松～平田町
	湯の山線	湯の山温泉
	志摩線	鳥羽～賢島
	鳥羽線	宇治山田～鳥羽
南海電気鉄道株式会社	南海本線	淡輪～和歌山市
	多奈川線	みさき公園～多奈川
	加太線	紀ノ川～加太
	和歌山港線	和歌山市～和歌山港
	高野線	紀伊細川～極楽橋
南海電気鉄道株式会社	鋼索線	極楽橋～高野山
京阪電鉄株式会社	石山坂本線	滋賀里～坂本
山陽電気鉄道株式会社	本線	藤江～山陽姫路
	網干線	飾磨～山陽網干
西日本鉄道株式会社	全路線	全区間

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称

令和 年度地域における受入環境整備促進事業補助金
（交通サービスインバウンド対応支援事業）交付決定変更届出書

令和 年 月 日付け第 号をもって補助金交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業の（内容・経費の配分）を下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて届出します。

記

1. 事業の種別
2. 変更事項及びその内容
3. 変更する理由
4. 補助金交付申請書（写）に変更する部分を上段に（ ）書きで2段書きした書類
5. その他参考となる書類